

一般廃棄物処理基本計画(第2期)

令和6年3月

城里町

目 次

〔共通編〕

第1章 基本的事項	1
第1節 策定の趣旨及び目的	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の対象	2
第4節 計画目標年次	2
第2章 地域の概要	3
第1節 地理的・地形的・気象的特性	3
第2節 社会環境の特性	4
第3節 生活環境の特性	9

〔ごみ処理基本計画編〕

第3章 ごみ処理の現況	13
第1節 ごみの分別区分及びごみ処理フロー	13
第2節 ごみの排出量の実績及びその性状	15
第3節 ごみの排出抑制・資源化の実施状況	20
第4節 収集・運搬の状況	21
第5節 中間処理の状況	23
第6節 最終処分の状況	24
第7節 資源化の状況	25
第8節 ごみ処理経費の状況	26
第9節 ごみ処理の評価	27
第4章 ごみ処理行政の動向	31
第1節 関係法令等の整理	31
第2節 国や茨城県のごみ処理行政の動向	32
第5章 課題の抽出	36
第1節 排出抑制・資源化に関する課題	36
第2節 収集運搬に関する課題	37
第3節 中間処理に関する課題	37
第4節 最終処分に関する課題	37
第6章 ごみ処理基本計画	38
第1節 ごみ処理の基本目標及び基本方針	38
第2節 ごみの発生量・処理量の見通し〔施策現状維持の場合〕	41
第3節 ごみの発生・排出抑制等の目標値設定	46
第4節 ごみの発生量・処理量の見通し〔目標達成時の場合〕	47
第5節 ごみの発生・排出抑制施策の展開	51
第6節 ごみの適正処理に関する基本的事項	56
第7節 収集・運搬計画	57
第8節 中間処理計画	58

第9節 最終処分計画	58
第10節 其他のごみの処理に関し必要な事項	59
〔生活排水処理基本計画編〕	
第7章 生活排水処理の基本方針	61
第8章 生活排水処理の現況	61
第1節 生活排水の処理体系	61
第2節 生活排水の排出状況	62
第3節 収集・運搬の状況	63
第4節 生活排水処理施設等の概要	64
第5節 最終処分の状況	65
第6節 し尿及び浄化槽汚泥の中間処理経費の状況	66
第7節 生活排水処理の関係法令	66
第8節 課題の抽出	67
第9節 生活排水の施策展開状況	67
第10節 生活排水の発生量・処理量の見通し	68
第9章 生活排水処理基本計画	70
第1節 生活排水の基本目標及び基本方針	70
第2節 基本目標達成のための役割	72
第3節 収集・運搬計画	72
第4節 中間処理計画	72
第5節 最終処分計画	72
第6節 その他の施策	73
〔計画の推進と進行管理〕	
第1節 計画の進行体制	75
第2節 計画の進行管理	76
資料編	77

〔共通編〕

第1章 基本的事項

第1節 策定の趣旨及び目的

経済の発展に伴い、大量生産・大量消費型の経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物資循環を阻害しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも関係しています。そのため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」への転換が求められています。

国においては、環境基本法（平成5年法律第91号）や循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。）の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）の改正、各種リサイクル法の制定等、循環型社会形成を目指して法整備が進められ、令和4年度には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。

また、2015(平成27)年に行われた国連総会では、令和12年までの新たな目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、海洋ごみ・海洋汚染の大幅な削減や食品ロス・食品廃棄物の削減等について日本等の先進国が率先して取り組むことが目標とされています。さらに、令和2年には脱炭素社会を目指すための温室効果ガス削減目標として、令和32年カーボンニュートラル*達成を掲げ、急速な取組が進められています。

このような状況の中、城里町（以下、「本町」という。）においても、ごみと生活排水の衛生的かつ安全な処理や資源循環を継続することで、SDGsの達成に向けて取り組むとともに、持続可能な社会の形成の推進を目指していきます。

一般廃棄物処理基本計画に関しては、平成22年3月に策定し、平成28年3月及び令和2年3月に改訂しています。この計画に基づいて、ごみ減量・資源化の推進、資源循環・低環境負荷型ごみ処理の実践への取組を推進してきました。今回、計画期間満了に伴い、計画の取組の進捗状況や令和5年度における目標の達成状況を確認・検証し、見直しを行うものです。

* カーボンニュートラルとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味します。

第2節 計画の位置づけ

廃棄物処理法第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下、「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないこととされています。

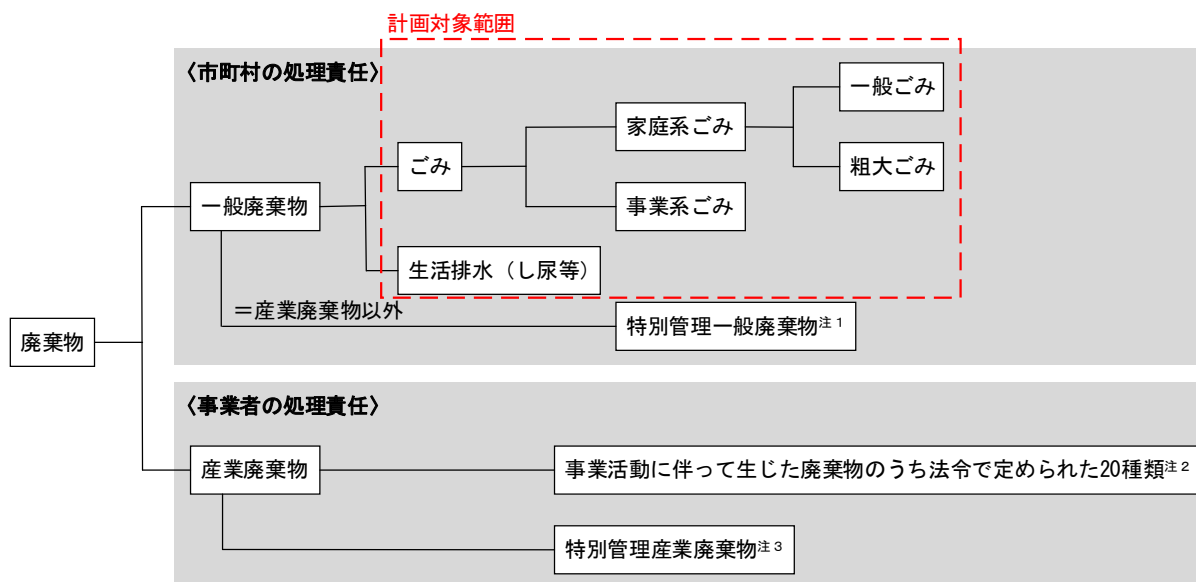
一般廃棄物処理計画には、以下に掲げる事項を定めるものとなっています。

1. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
2. 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
3. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
4. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

5. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
6. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

第3節 計画の対象

本計画の対象は、図1-1に示す廃棄物の区分のうち「一般廃棄物」の『ごみ』と『生活排水（し尿等）』の両方を対象とします。



- 注1：特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。
- 注2：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類。燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣（さ）、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。
- 注3：特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。

資料：環境白書（環境省）

図1-1 廃棄物の区分

第4節 計画目標年次

本計画の計画目標年次は令和20年度であり、計画期間は15年とします。

本計画は、上位計画や関連計画と整合を図りながら概ね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、本計画で掲げた数値目標や重点施策などについての達成度や各々の取組の進捗状況を踏まえ、見直しを行います。

第2章 地域の概要

第1節 地理的・地形的・気象的特性

本町は、茨城県の西北部に位置し、南部は県都水戸市及び笠間市と接し、北東部は那珂川を境に常陸大宮市、那珂市と接しており、西部は栃木県茂木町に接しています。

本町域の総面積は 161.80 km²で、約 61%を森林が占めています。東部は那珂川沿岸に開けた沖積平野地帯で、農地や宅地、工業用地などに利用され、国道 123 号沿線を中心に多くの住民が居住しています。中西部は、八溝山系の南縁部の標高 200m前後の丘陵地帯となっており、藤井川をはじめとする那珂川支流の多くの河川が起伏の激しい地形を作り出し、山林や農地、レクリエーション施設などに利用され、豊かな自然や歴史を感じる地域となっています。

本町の気候は、やや温暖な気候であり、いわゆる太平洋岸気候で、夏は高温多湿で蒸し暑く、冬は晴れた日が続いて乾燥し、梅雨期や秋は雨が多いことが特色となっています。

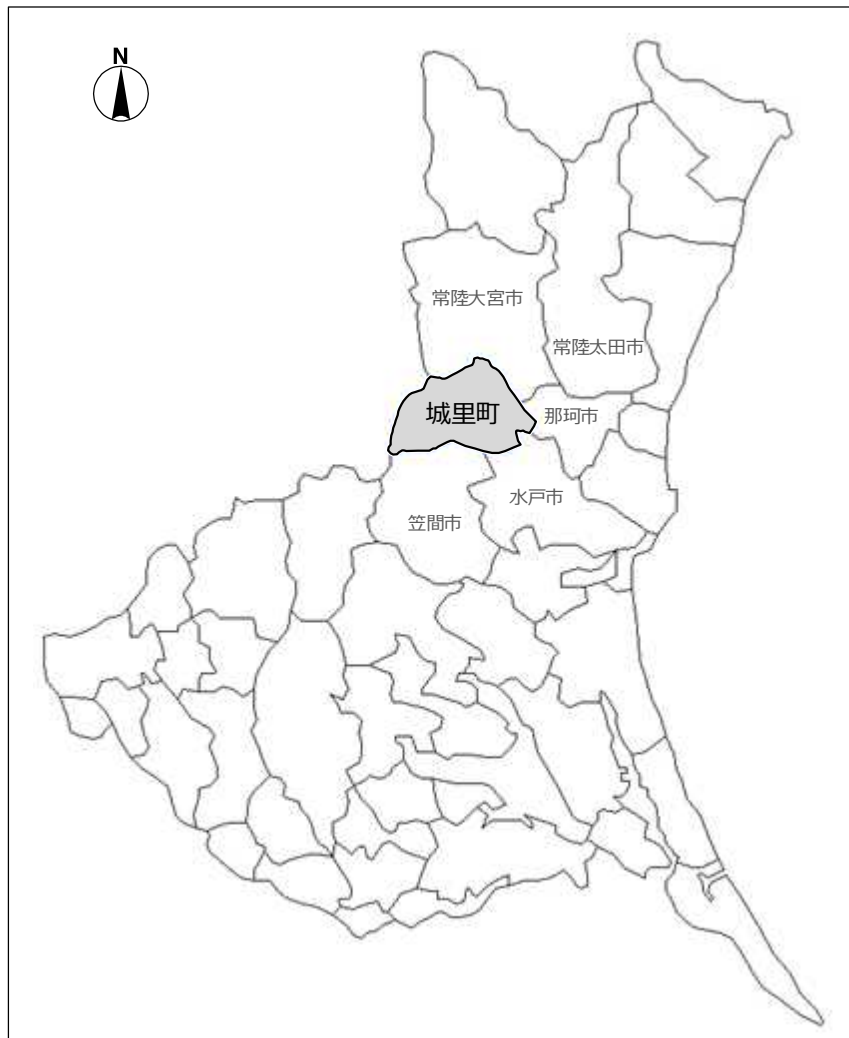


図 2 - 1 城里町の位置図

第2節 社会環境の特性

第1項 人口動態・分布状況

令和4年1月1日現在、本町の人口は18,618人、世帯数は7,881世帯、平均世帯人員（1世帯当たりの家族人数）は2.36人です。

近年の推移を見ると、人口は減少傾向にあり、世帯数は徐々に増加傾向にあります。

従って、平均世帯人員は減少を続けており、これには、核家族化の進行や高齢単身世帯の増加が背景にあるものと推察されます。

表2-1 人口・世帯数の実績

各年1月1日現在

	計	男	女	世帯数
平成25年	21,553	10,631	10,922	7,682
平成26年	21,373	10,547	10,826	7,711
平成27年	21,060	10,376	10,684	7,738
平成28年	20,722	10,224	10,498	7,771
平成29年	20,363	10,074	10,289	7,838
平成30年	20,029	9,908	10,121	7,808
令和元年	19,686	9,727	9,959	7,848
令和2年	19,332	9,577	9,755	7,924
令和3年	18,946	9,411	9,535	7,893
令和4年	18,618	9,265	9,353	7,881

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

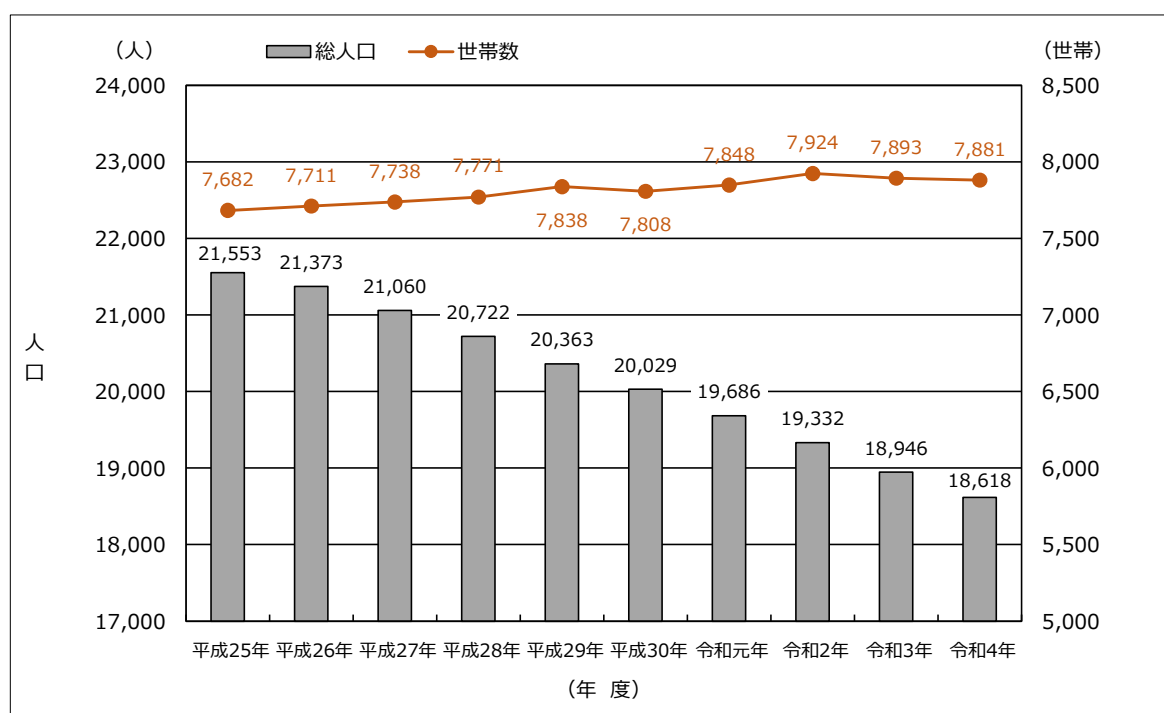
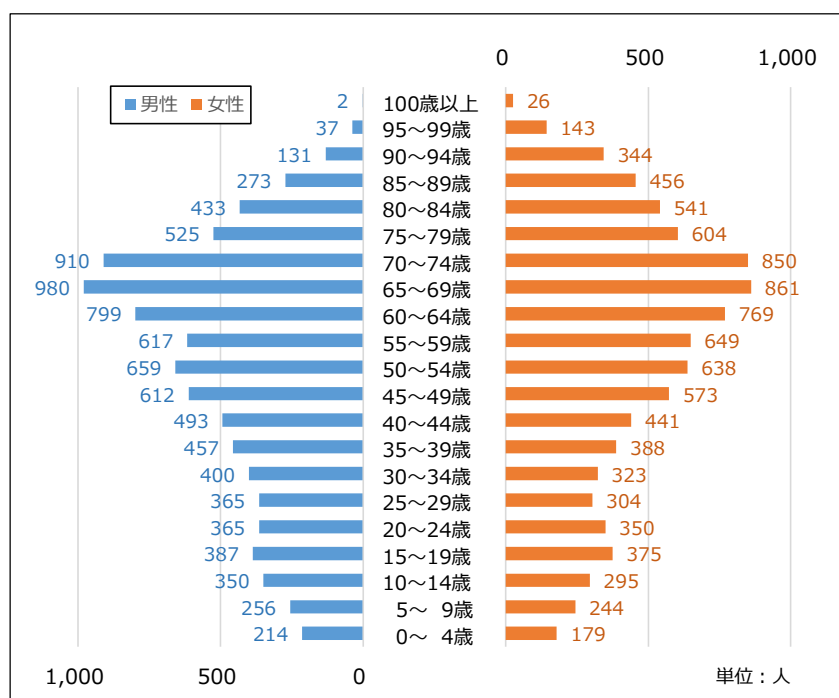


図2-2 人口と世帯数の推移

年齢別人口を図 2 - 3 に示します。

令和 4 年における年齢別人口は、男性・女性ともに 65 歳～69 歳が最も多くなっています。



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

図 2 - 3 5 歳階級別人口（令和 4 年）

第2項 産業の動向

(1) 産業別就業者数

平成26年と令和3年を比較すると（平成28年は公務等を含まない）、事業所数、従業者数ともに減少しています。令和3年の事業所数は639所、従業者数は4,783人となっています。

表2-2 産業（中分類）別民営事業所数及び従業者数

	事業所数 (所)	従業者数 (人)	従業者率 (%)
平成26年（H26年7月1日現在）	729	4,922	－
平成28年（H28年6月1日現在）	654	4,463	－
令和3年（R3年6月1日現在）	639	4,783	100
農林漁業	13	61	1.3
鉱業、採石業、砂利採取業	2	18	0.4
建設業	121	510	10.7
製造業	71	991	20.7
電気・ガス・熱供給・水道業	5	26	0.5
情報通信業	1	1	0.0
運輸業、郵便業	12	111	2.3
卸売業、小売業	144	833	17.4
金融業、保険業	5	29	0.6
不動産業、物品賃貸業	7	13	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	23	105	2.2
宿泊業、飲食サービス業	32	121	2.5
生活関連サービス業、娯楽業	65	393	8.2
教育、学習支援業	25	267	5.6
医療、福祉	41	728	15.2
複合サービス事業	8	47	1.0
サービス業（他に分類されないもの）	52	281	5.9
公務（他に分類されるものを除く）	12	248	5.2

注）平成28年経済センサス-活動調査における産業分類の対象範囲には、家事サービス業、外国公務、公務は含まない。

資料：「平成26年経済センサス-基礎調査、平成28年、令和3年経済センサス-活動調査」
（経済産業省 e-Start）

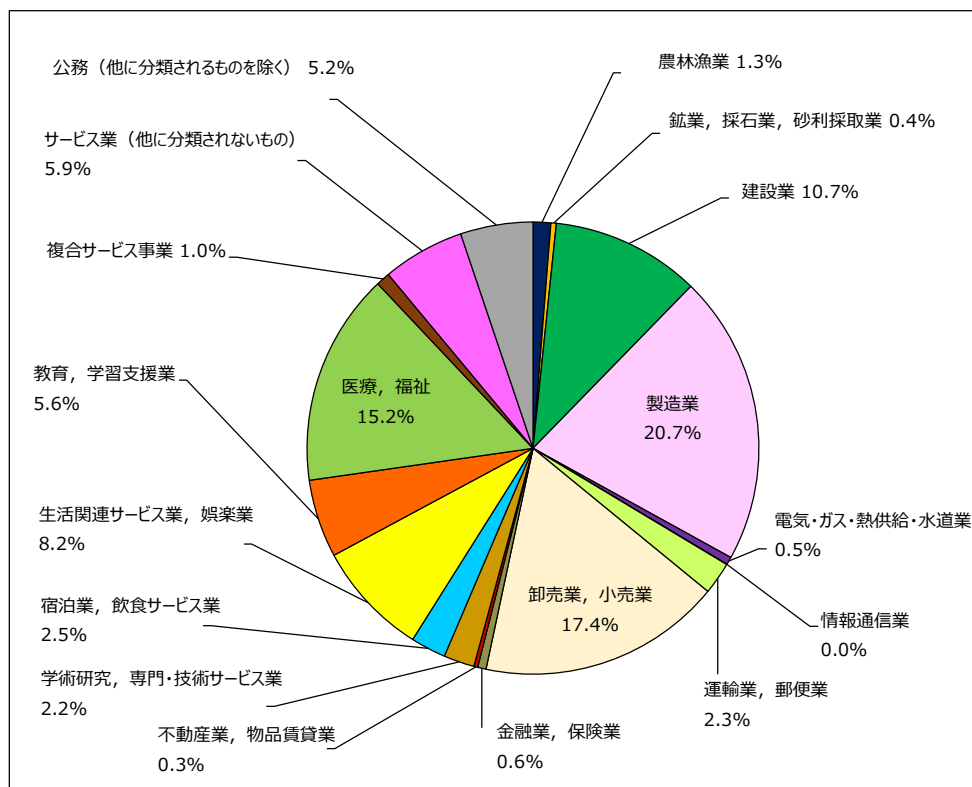


図2-4 従業員数の比率（令和3年）

(2) 農業の動向

農業従事者の高齢化による農業離れの進行、耕作放棄地が拡大しています。農家数は、減少傾向を示しています。

表2-3 農家数の推移

(単位：戸)

	平成22年	平成27年	令和2年
総農家数	2,088	1,723	1,478
自給的農家数	746	672	651
販売農家数	1,342	1,051	827

資料：茨城県統計年鑑

(3) 工業の動向

機械、鉄鋼、建材など比較的小規模な事業所が立地しているのが特徴です。

事業所数、従業員数及び製造品出荷額等は緩やかな増加傾向にありましたが、令和3年に減少しています。

表2-4 事業所数、従業員数及び製造品出荷額等

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
事業所数	所	29	31	30	30	25
従業員数	人	856	857	881	896	811
製造品出荷額等	万円	2,373,167	2,412,680	2,716,612	2,762,124	2,565,592

資料：平成29,30年、2019,2020年工業統計調査
経済センサス-活動調査-（令和3年）

(4) 商業の動向

国道 123 号沿道の店舗が中心ですが、景気の低迷や近隣への大型店の出店に伴い、消費の地元離れが進んでいます。また、商店経営者の高齢化や、後継者不足により店舗数の減少も続いています。

商店数、従業者数及び年間販売額、すべてにおいて減少傾向を示しています。

表 2 - 5 商店数、従業者数及び年間販売額

		平成26年	平成28年	令和3年
商店数	所	161	152	137
従業者数	人	847	818	783
年間販売額	百万円	10,437	11,780	8,869

資料：商業統計調査（平成26年,28年）
経済センサス-活動調査-（令和3年）

第3節 生活環境の特性

第1項 土地利用状況

地形は丘陵・山間部で構成されています。西部から北部が全町の約61%を占める緑豊かな森林地域となっているほか、那珂川支流の藤井川をはじめとする多くの河川が山間を流れ、河川沿いの農地・集落地などが広がる美しい自然景観・田園風景を有しています。

また、水戸市に隣接する利便性の高い恵まれた立地にあることから、豊かな自然環境を活かした良好な住宅地が整備され、旧鉄道駅周辺及び国道123号沿線を中心に市街地が形成されてきました。

地目別面積を見ると、令和3年において、山林が最も多く60.6%を占め、畑が10.0%、雑種地が9.0%となっています。また、都市計画区域は、町域の81.0%となっています。

表2-6 土地利用面積（令和3年）

（単位：千m²）

総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
161,800	12,320	16,212	7,218	98,023	1,642	14,495	11,890

資料：令和3年（2021年）茨城県統計年鑑

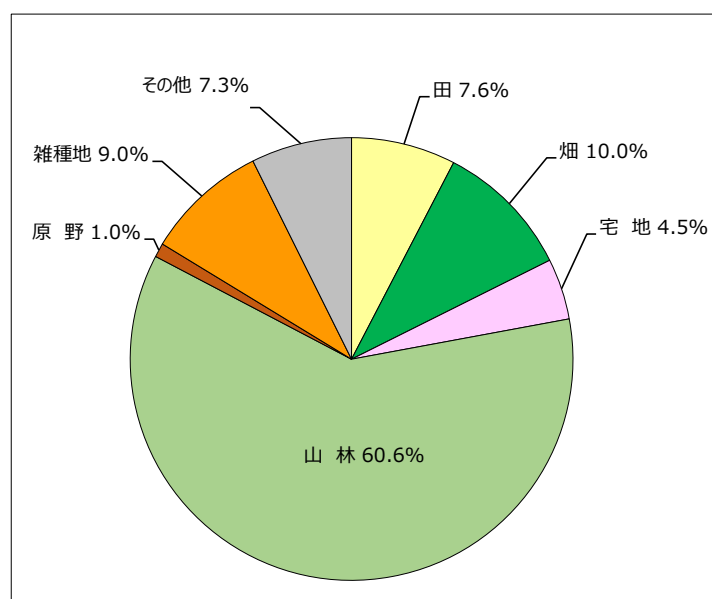


図2-5 土地利用面積の比率（令和3年）

第2項 総合計画等

総合計画等の概要を表2-7及び表2-8に示します。

表2-7 総合計画の概要

計画名称	第2次城里町総合計画 ー後期基本計画ー
策定年月	令和3年10月
計画期間	令和3年度（2021年度）～ 令和7年度（2025年度）
基本理念	まちの活性化に向けた戦略的な視点でのまちづくりへ 豊かな自然と共生する“田園共存”のまちづくりへ 地域コミュニティを基調とした住民自治のまちづくりへ
将来像	『人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち』 みらいに続く城里らしさの追求と創造
ごみ・し尿 関連施策等	■循環型社会の形成 【基本方針】 地球環境にやさしい社会の実現に向けて、町ぐるみでごみの減量化・再資源化活動に取り組みます。また、町民や企業の環境意識の一層の高揚を図り、廃棄物の適正処理や不法投棄、公害の未然防止などの環境対策を推進し、快適で衛生的なまちづくりを目指します。 【施策の方向と主な取組】 ① ごみの減量化・再資源化の促進 ごみの最終処分量の削減を目指して、町民や企業に対する環境意識の一層の啓発に努め、町ぐるみでごみの減量化、再資源化を促進します。 特に、ごみ減量化・再資源化を一層進める取り組みとして、推進員の設置や分別回収品目の拡大などの実施も検討します。 《主要な取組》●環境教育の推進 ●分別収集・リサイクル促進に向けた啓発 ●プラスチック製容器包装等の分別回収 ② ごみ・し尿の適正処理の充実 新たに整備した「城里町環境センター」を中心に、施設の適正な維持管理や収集・運搬の効率化、回収拠点の魅力化などのごみ処理体制の充実を図ります。 し尿処理についても、既存施設の適正な維持管理のもと、運営の効率化と処理体制の維持を図ります。 こうした平時の対応とあわせて、災害時の処理体制についても検討を進めます。 《主要な取組》●ごみ・し尿処理施設の適正な維持・管理と効率的な運営 ●災害時の処理体制・仮置き場等の検討 ③ 不法投棄等の監視体制の充実 町民や企業に対して、不法投棄等の防止に向けた一層の啓発を図ります。 ボランティア U.D.（不法投棄）監視員や警察等関係機関と連携して監視体制の強化を図るとともに、警告看板や防止柵の設置、夜間通行止めの実施等の不法投棄対策の検討も進めます。 《主要な取組》●不法投棄等の防止に関する啓発 ●不法投棄等監視体制の強化 ●新たな不法投棄対策の検討 ④ 環境美化クリーン作戦の推進 地域コミュニティによる自主的な活動を支援し、環境美化意識の高揚と環境美化クリーン作戦活動を継続的に推進します。 また、政令で定める廃棄物以外の野焼きの防止に向けた意識啓発を図ります。 《主要な取組》●環境パトロールの実施 ●野焼きの防止に向けた啓発 ●環境美化クリーン作戦活動の推進（空き缶、空き瓶、ポスター看板等の回収、清掃、撤去

ごみ・し尿 関連施策等	■上・下水道・河川の整備 【基本方針】 渇水・震災等危機管理対策のための対応とともに、水道施設の統合・一元化を図り安定した経営体制の確立を図ります。地域特性に応じて公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽による効果的な排水処理を推進します。 また、激甚化・頻発化する豪雨災害から町民の生命・財産を守るため、河川整備を促進し水害の防止を図るとともに、町民に親しまれる河川環境づくりを推進します。 【施策の方向と主な取組】 ① 公共下水道事業の計画的推進 経営戦略に基づき、流域関連公共下水道及び特定環境保全公共下水道を計画的に推進するとともに、供用開始地区においては接続促進に努め、安定的かつ持続的な事業の経営を図ります。 既存施設の老朽化に対応し、計画的かつ効果的に維持管理を進めるため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、施設の点検・調査、修繕・改善を進めます。また、老朽化対策とあわせて、豪雨災害の発生に対応した排水機能の強化や施設の耐水化についても検討を行います 《主要な取組》●接続の促進 ●計画的な整備及び維持管理 ●耐水化等の検討 ② 農業集落排水事業の計画的な維持管理及び再編の検討 経営戦略及び最適整備構想に基づき、農業集落排水施設の効率的な維持管理に努めるとともに、接続促進に努め、安定的かつ持続的な事業の経営を図ります。 設置から一定の時間が経過した施設については、機能診断調査を実施し、必要に応じて更新を進めます。 《主要な取組》●接続の促進 ●計画的な維持管理 ●機能診断調査結果を踏まえた施設の更新 ③ 合併処理浄化槽の設置促進 公共下水道事業及び農業集落排水事業の事業区域外における合併処理浄化槽の普及促進に努めるとともに、合併処理浄化槽の適正管理を指導していきます。 また、涸沼川流域地区においては、高度処理型合併処理浄化槽の普及促進に努めます。 《主要な取組》●合併処理浄化槽の普及促進と管理指導 ●高度処理型合併処理浄化槽の普及促進（涸沼川流域地区） ④ 生活雑排水処理対策に関する町民意識の啓発 下水道の必要性や生活雑排水対策の重要性について積極的な啓発活動を行い、環境保全、環境衛生意識の高揚を図ります。 《主要な取組》●環境衛生意識の啓発
------------------------	---

表 2 - 8 環境基本計画の概要

計画名称	城里町環境基本計画
策定年月	令和 3 年 3 月
計画期間	令和 3 年度（2021 年度）～ 令和 7 年度（2025 年度）
ごみ・し尿 関連施策等	■脱炭素社会の形成 ～快適で衛生的なまちづくりを目指そう～ 【施策と対策】 施策 1 ごみの減量化・再資源化の促進 ・循環型社会の形成に向けて、ごみの排出量の抑制や分別の徹底。 ・廃棄物の適正処理の推進。 ・廃プラスチックなどの適正処理の推進。 施策 2 ごみ・し尿の適正処理の充実 ・公共下水道及び農業集落排水処理区域内における接続、その他の区域における浄化槽の整備を推進。 ・バイオマス資源の有効活用。 ・町民や事業者にも、廃棄物の適正処理についてさらなる啓発。 ■生活環境の保全 ～河川の浄化や公害対策など環境の保全に努めよう～ 【施策と対策】 施策 1 公害防止対策の充実 ・生活環境の保全のため、大気、水質、地下水、土壌など測定・監視を継続。 ・生活排水や事業活動からの排水による公共用水域への負荷軽減。 ・公共用水域の水質調査の継続及び結果の公表と情報提供。 ・河川等の水質汚濁、土壌汚染、大気汚染（排出ガスを伴う事業活動）を防止するため関係法令に基づく指導。 ・野焼き相談窓口などの有効利用を図る施策を生み出す。野焼き相談窓口を設けるなどの防止対策。 施策 2 不法投棄等の監視体制の充実 ・廃棄物の適正な排出を指導し、不法投棄の監視を強化。 ・不法投棄を防止するため、廃棄物の適正処理について意識啓発の促進。 ・環境美化活動を推進し、ごみを捨てられない環境づくりが必要。 施策 3 環境美化クリーン作戦の推進 ・町民、そして観光地の滞在者一人ひとりの環境美化意識の向上。 ・町内で行われている環境美化活動を協働で取り組む。 ・きれいな町を目指して、ごみの適正処理について意識啓発の促進。

〔ごみ処理基本計画編〕

第3章 ごみ処理の現況

第1節 ごみの分別区分及びごみ処理フロー

町民には、本町のごみ分別に従って分別を行うことが、ごみの減量化・資源化の推進を促進し、行政コストの削減に繋がることを情報提供し、更には、町民自身の利便性の向上にも繋がることを意識して頂くようごみ分別一覧表・ごみ収集日日程表などにより、周知を図っています。

第1項 ごみの分別区分

本町では、大きくは「燃やせるごみ」及び「資源ごみ」の2つの分別区分があり、「カン類」、「ビン類」、「粗大ごみ、不燃ごみ」、「小型家電」、「有害ごみ」等を含めて「資源ごみ」としています。また、「プラスチック製容器包装」は令和6年度よりモデル地区での分別収集を予定しています。

表3-1 ごみの分別区分

分別区分		具体的な品目
燃やせるごみ		台所のごみ、紙くず・紙パック類、布・衣類、プラスチック類、木くず（直径10cm以内）、枯れ草、革製品
資源ごみ	カン類	ジュース缶、殺虫剤・整髪料缶、カセットボンベ
	ビン類	ジュースビン、ビールビン、酒ビン、化粧品類ビン
	ペットボトル	ジュース類、お茶類、焼酎・ミネラルウォーターなどの容器 ※「PET-1」の表示マークがあるものだけ
	紙類	新聞紙、雑誌、段ボール
	粗大ごみ、不燃ごみ	ノートパソコン、パソコン（本体のみ）、なべ・やかん類、包丁、ポット、炊飯器、電子レンジ、扇風機、掃除機、アイロン、ドライヤー、家庭用プリンター、石油ストーブ・ファンヒーター、刈払機、自転車、オイル缶
	小型家電	携帯電話・PHS・スマートフォン、タブレット、コンパクトデジタルカメラ、携帯型ゲーム機
	有害ごみ	電池、体温計、蛍光灯、電球

参考資料：「令和5年度 城里町一般廃棄物処理実施計画」（令和5年4月）

第2項 ごみ処理フロー

ごみ処理フローを図3-1に示します。ストックヤードは令和6年4月より供用開始を予定しています。

燃やせるごみは、焼却施設で焼却処理を行っています。

資源ごみ（不燃ごみ、カン類、ビン類、ペットボトル等）は、リサイクルセンターで選別処理を行っています。

また、粗大ごみ、紙類、布類、有害ごみ及び小型家電は、ストックヤードで一時保管し、民間業者によって資源化しています。

その他に食用廃油、集団回収された資源ごみ等も、民間業者によって資源化しています。

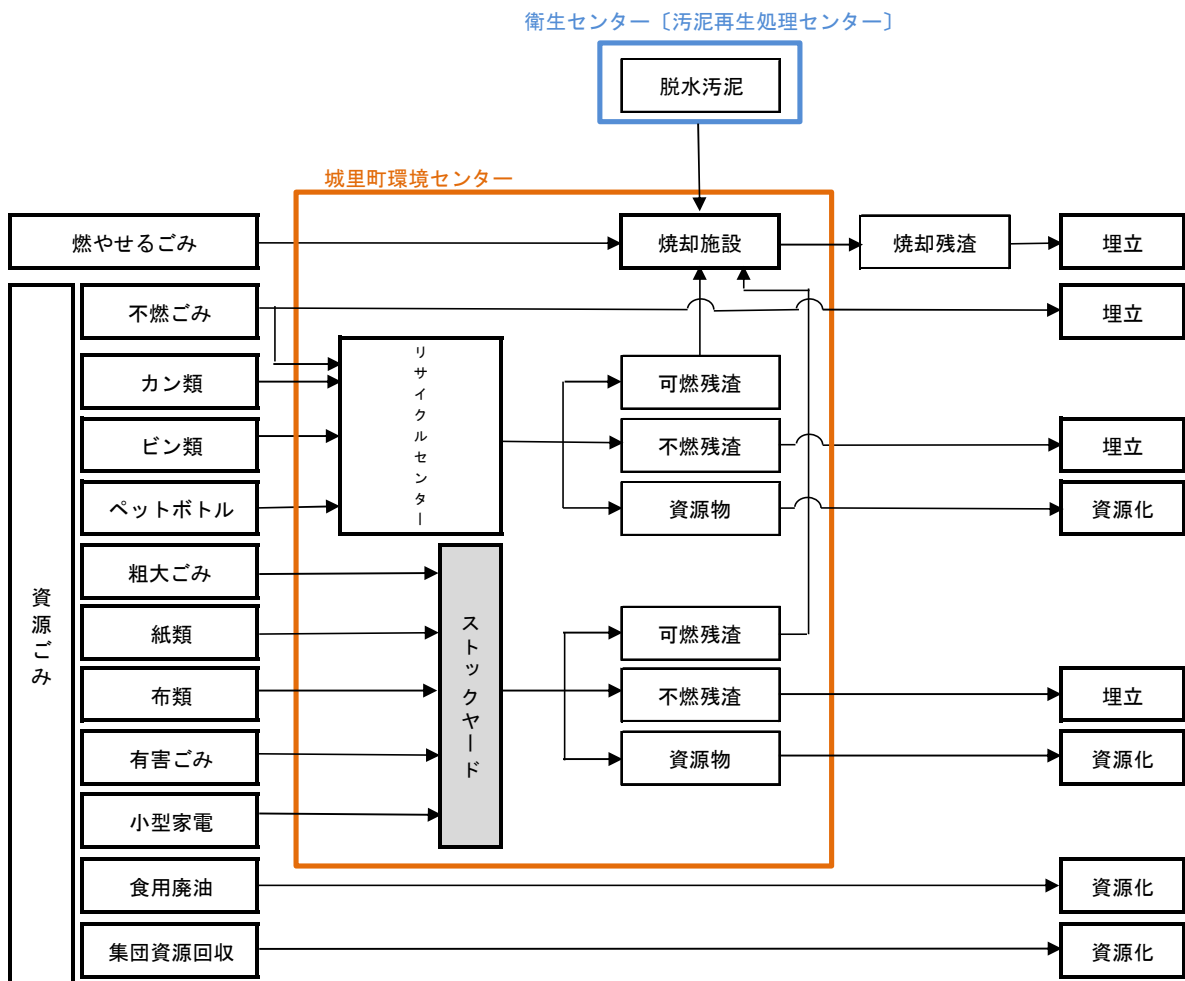


図3-1 ごみ処理フロー

第2節 ごみの排出量の実績及びその性状

第1項 ごみ排出量の実績

ごみ総排出量（家庭系ごみ、事業系ごみ、集団資源回収量の合計）は、平成27年度から平成30年度にかけて減少傾向を示していましたが、それ以降ほぼ増加傾向を示しています。

令和4年度のごみ総排出量は、6,406tで、1人1日当たりごみ排出量は961g/人・日となっています。

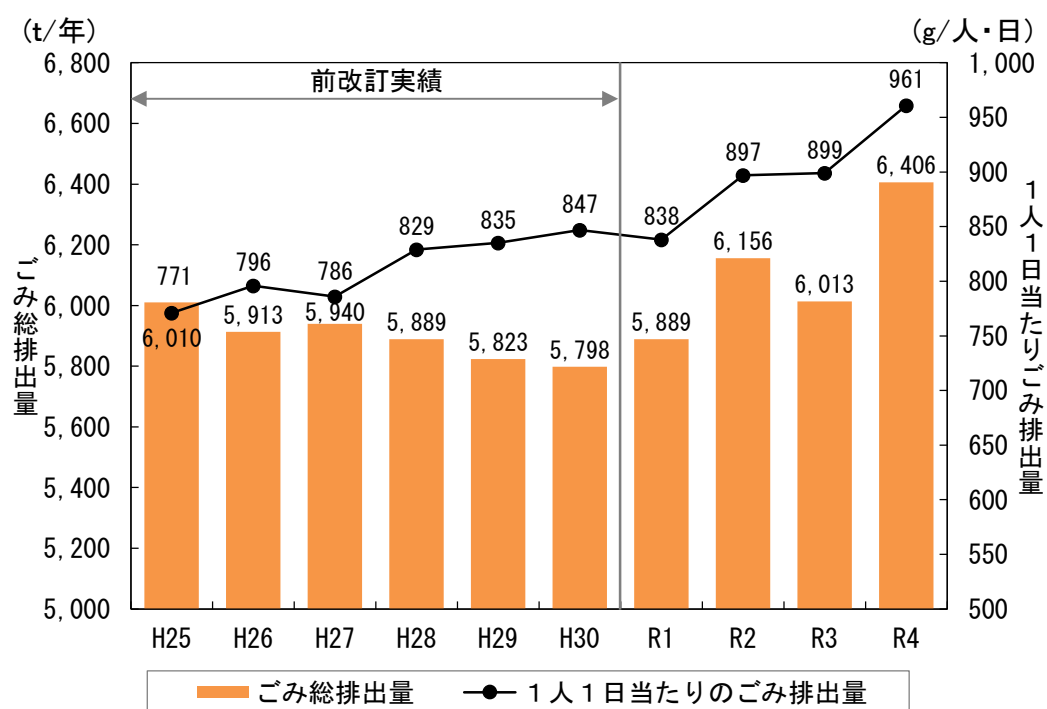


図3-2 ごみ排出量の推移

(7) ごみ排出量等の詳細

ごみ排出量等の詳細について、表3-2及び表3-3に示します。

表3-2 ごみ年間排出量の実績値

区 分		単位	年 度									
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人 口 等	A 行政区域内人口	人	20,548	20,334	19,924	19,463	19,099	18,763	19,197	18,806	18,335	18,254
	B 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要 処 理 量	C 計画収集人口	人	20,548	20,334	19,924	19,463	19,099	18,763	19,197	18,806	18,335	18,254
	D 家庭系収集ごみ年間排出量	t/年	4,491	4,250	4,282	4,244	4,148	4,120	4,102	4,165	4,127	4,126
家庭系	(1) 可燃ごみ	t/年	3,904	3,708	3,736	3,698	3,628	3,588	3,571	3,590	3,593	3,530
	(2) 資源ごみ	t/年	297	286	282	272	254	242	238	235	234	313
	(ビン類)	t/年	(199)	(186)	(184)	(150)	(167)	(151)	(150)	(146)	(134)	(170)
	(カン類)	t/年	(81)	(84)	(76)	(74)	(69)	(73)	(70)	(74)	(79)	(53)
	(ペットボトル)	t/年	(17)	(16)	(19)	(19)	(16)	(16)	(17)	(15)	(21)	(17)
	(紙類)	t/年	(0)	(0)	(0)	(26)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(71)
	(廃食油)	t/年	(0)	(0)	(3)	(3)	(3)	(2)	(0)	(0)	(0)	(1)
	(3) 粗大ごみ	t/年	281	247	255	265	258	280	284	331	290	272
	(4) その他(電池・蛍光灯)	t/年	9	9	9	9	8	10	9	9	10	11
	E 家庭系直接搬入ごみ年間排出量	t/年	278	410	384	372	401	395	445	582	538	589
	(1) 可燃ごみ	t/年	237	365	333	335	358	358	378	508	390	465
	(2) 資源ごみ	t/年	16	31	35	22	26	22	42	38	27	23
	(ビン類)	t/年	(11)	(20)	(23)	(12)	(17)	(14)	(26)	(24)	(15)	(13)
	(カン類)	t/年	(4)	(9)	(9)	(6)	(7)	(7)	(12)	(12)	(9)	(4)
	(ペットボトル)	t/年	(1)	(2)	(2)	(2)	(2)	(1)	(3)	(2)	(2)	(1)
	(紙類)	t/年	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(5)
	(廃食油)	t/年	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(3) 粗大ごみ	t/年	25	14	16	15	17	15	25	36	121	101
	(4) その他(電池・蛍光灯)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	F 集団資源回収(紙類)	t/年	239	250	274	242	225	213	200	242	255	170
	拠点回収(小型家電)	t/年				0.036	0.337	0.022				
事業系	G 家庭系ごみ年間総排出量	t/年	5,008	4,910	4,940	4,858.036	4,774.337	4,728.022	4,747.000	4,989.000	4,920.000	4,885.000
	H 事業系ごみ年間搬入量	t/年	777	760	732	729	749	751	830	787	825	787
	(1) 可燃ごみ	t/年	761	749	720	717	742	742	822	779	792	778
	(2) 資源ごみ	t/年	13	8	8	8	5	6	5	4	7	6
	(ビン類)	t/年	(9)	(5)	(5)	(4)	(3)	(4)	(3)	(2)	(4)	(3)
	(カン類)	t/年	(4)	(2)	(2)	(2)	(1)	(2)	(1)	(1)	(2)	(1)
	(ペットボトル)	t/年	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
	(紙類)	t/年	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
	(廃食油)	t/年	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(3) 粗大ごみ	t/年	3	3	4	4	2	3	3	4	26	3
	(4) その他(電池・蛍光灯)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	I 事業系直接搬入ごみ年間排出量	t/年	225	243	268	302	300	319	312	380	268	734
	(1) 可燃ごみ(助燃剤除く)	t/年	205	218	242	277	272	294	274	285	63	298
	助燃剤	t/年								67	200	214
	(2) 資源ごみ	t/年	8	11	11	15	17	15	23	17	0	218
	(ビン類)	t/年	(5)	(7)	(7)	(8)	(11)	(9)	(15)	(11)	(0)	(119)
	(カン類)	t/年	(2)	(3)	(3)	(4)	(5)	(5)	(7)	(5)	(0)	(37)
	(ペットボトル)	t/年	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(1)	(0)	(12)
	(紙類)	t/年	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(50)
	(廃食油)	t/年	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
	(3) 粗大ごみ	t/年	12	14	15	10	11	10	15	11	5	4
	(4) その他(電池・蛍光灯)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	J 事業系ごみ年間総排出量	t/年	1,002	1,003	1,000	1,031	1,049	1,070	1,142	1,167	1,093	1,521
	K ごみ年間総排出量	t/年	6,010	5,913	5,940	5,889.036	5,823.337	5,798.022	5,889.000	6,156.000	6,013.000	6,406.000
処 理 内 訳	L 破碎・選別処理量	t/年	656	569	510	570	596	599	327	382	442	380
	(a) 可燃残渣	t/年	122	106	66	108	105	103	212	226	327	175
	(b) 選別資源物	t/年	464	429	423	424	448	463	78	109	74	180
	(c) 不燃残渣	t/年	70	34	21	38	43	33	37	47	41	25
	M 焼却処理量	t/年	5,229	5,146	5,097	5,135	5,105	5,085	5,321	5,506	5,419	5,483
	N 焼却残渣	t/年	581	556	512	531	579	572	580	522	612	362
	O 資源化量	t/年	832	793	796	735.036	789.337	686.022	619	691	718	801
	(1) 直接資源化量	t/年	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0
	(2) 中間処理に伴う資源化量	t/年	593	543	522	516.036	564.337	473.022	417.000	447.000	461.000	631.000
	カレット・ビン類	t/年	206	170	168	135	170	147	147	142	120	215
	カン類・金属類	t/年	84	77	69	67	70	71	69	72	71	67
	ペットボトル	t/年	18	15	17	17	16	16	17	15	19	22
	紙類	t/年	0	0	0	23	0	0	0	0	0	90
	廃食油	t/年	0	0	3	3	3	2	0	0	0	1
	廃乾電池	t/年	7	6	6	7	6	7	7	7	7	11
	廃蛍光灯	t/年	2	3	3	3	2	3	3	2	2	
	小型家電	t/年				0.036	0.337	0.022	0.000	0.000	0.000	0.000
	粗大破碎資源(金属)	t/年	147	158	157	170	189	110	78	109	74	84
	熔融スラグ	t/年	129	114	99	91	108	117	96	100	168	141
	(3) 集団回収量(紙類)	t/年	239	250	274	219	225	213	200	242	255	170
	P 資源化率(集団回収含む)	%	13.8%	13.4%	13.4%	12.5%	13.6%	11.8%	10.5%	11.2%	11.9%	12.5%
	Q し尿焼却灰	t/年	22	19	19	16	16	17	14	13	5	5
	R 最終処分量	t/年	673	609	552	585	638	622	635	592	658	397
	S 最終処分率	%	11.2%	10.3%	9.3%	9.9%	11.0%	10.7%	10.8%	9.6%	10.9%	6.2%

注) ()内数値は、資源のおおよその量を把握したく、処理後の内訳で案分する。家庭系・事業系、収集・直接搬入に関わらず、一律とする。

表3-3 ごみ1人1日平均排出量の実績値

区 分			単位	年 度									
				H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
				実 績 値									
人口等	A 行政区域内人口	人	20,548	20,334	19,924	19,463	19,099	18,763	19,197	18,806	18,335	18,254	
	B 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	C 計画収集人口	人	20,548	20,334	19,924	19,463	19,099	18,763	19,197	18,806	18,335	18,254	
要 処 理 量	D 家庭系収集ごみ1人1日平均排出量	g/人日	598.80	572.62	587.20	597.41	595.03	601.59	583.82	606.77	616.68	619.26	
	(1) 可燃ごみ	g/人日	520.53	499.60	512.33	520.55	520.43	523.91	508.25	523.00	536.89	529.81	
	(2) 資源ごみ	g/人日	39.60	38.53	38.67	38.29	36.44	35.34	33.87	34.24	34.97	46.98	
	(ビン類)	g/人日	(26.53)	(25.06)	(25.23)	(21.11)	(23.96)	(22.05)	(21.35)	(21.27)	(20.02)	(25.52)	
	(カン類)	g/人日	(10.80)	(11.32)	(10.42)	(10.42)	(9.90)	(10.66)	(9.96)	(10.78)	(11.80)	(7.95)	
	(ペットボトル)	g/人日	(2.27)	(2.16)	(2.61)	(2.67)	(2.30)	(2.34)	(2.42)	(2.19)	(3.14)	(2.55)	
	(紙類)	g/人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(3.66)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(10.66)	
	(廃食油)	g/人日	(0.00)	(0.00)	(0.41)	(0.42)	(0.43)	(0.29)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.15)	
	(3) 粗大ごみ	g/人日	37.47	33.28	34.97	37.30	37.01	40.88	40.42	48.22	43.33	40.82	
	(4) その他(電池・蛍光管)	g/人日	1.20	1.21	1.23	1.27	1.15	1.46	1.28	1.31	1.49	1.65	
	E 家庭系直接搬入ごみ1人1日平均排出量	g/人日	37.06	55.25	52.66	52.37	57.52	57.67	63.34	84.79	80.39	88.40	
	(1) 可燃ごみ	g/人日	31.60	49.18	45.67	47.16	51.35	52.27	53.80	74.01	58.28	69.79	
	(2) 資源ごみ	g/人日	2.13	4.18	4.80	3.10	3.73	3.21	5.98	5.54	4.03	3.45	
	(ビン類)	g/人日	(1.47)	(2.69)	(3.15)	(1.69)	(2.44)	(2.04)	(3.70)	(3.50)	(2.24)	(1.95)	
	(カン類)	g/人日	(0.53)	(1.21)	(1.23)	(0.84)	(1.00)	(1.02)	(1.71)	(1.75)	(1.34)	(0.60)	
	(ペットボトル)	g/人日	(0.13)	(0.27)	(0.27)	(0.28)	(0.29)	(0.15)	(0.43)	(0.29)	(0.30)	(0.15)	
	(紙類)	g/人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.28)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.75)	
	(廃食油)	g/人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	
	(3) 粗大ごみ	g/人日	3.33	1.89	2.19	2.11	2.44	2.19	3.56	5.24	18.08	15.16	
	(4) その他(電池・蛍光管)	g/人日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	F 集団資源回収1人1日平均排出量	g/人日	31.87	33.68	37.57	34.07	32.28	31.10	28.47	35.26	38.10	25.52	
	拠点回収1人1日平均排出量	g/人日				0.005	0.048	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	
	G 家庭系ごみ1人1日平均排出量	g/人日	667.73	661.55	677.43	683.855	684.878	690.363	675.630	726.820	735.170	733.180	
	事業系	H 事業系ごみ1人1日平均排出量	g/人日	103.73	102.26	100.39	102.61	107.30	109.65	117.99	114.51	123.29	117.97
		(1) 可燃ごみ	g/人日	101.47	100.92	98.74	100.93	106.44	108.34	116.99	113.49	118.35	116.77
(2) 資源ごみ		g/人日	1.86	0.94	1.10	1.12	0.57	0.87	0.57	0.44	1.05	0.75	
(ビン類)		g/人日	(1.20)	(0.67)	(0.69)	(0.56)	(0.43)	(0.58)	(0.43)	(0.29)	(0.60)	(0.45)	
(カン類)		g/人日	(0.53)	(0.27)	(0.27)	(0.28)	(0.14)	(0.29)	(0.14)	(0.15)	(0.30)	(0.15)	
(ペットボトル)		g/人日	(0.13)	(0.00)	(0.14)	(0.14)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.15)	(0.00)	
(紙類)		g/人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.14)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.15)	
(廃食油)		g/人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	
(3) 粗大ごみ		g/人日	0.40	0.40	0.55	0.56	0.29	0.44	0.43	0.58	3.89	0.45	
(4) その他(電池・蛍光管)		g/人日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
I 事業系直接搬入ごみ1人1日平均排出量		g/人日	29.87	32.73	36.76	42.37	43.04	46.58	44.54	55.36	40.05	110.31	
(1) 可燃ごみ(助燃剤除く)		g/人日	27.33	29.37	33.19	38.99	39.02	42.93	39.00	41.52	9.41	44.73	
助燃剤		g/人日								9.76	29.89	32.12	
(2) 資源ごみ		g/人日	0.94	1.47	1.51	1.97	2.44	2.19	3.41	2.48	0.00	32.86	
(ビン類)		g/人日	(0.67)	(0.94)	(0.96)	(1.13)	(1.58)	(1.31)	(2.13)	(1.60)	(0.00)	(17.86)	
(カン類)		g/人日	(0.27)	(0.40)	(0.41)	(0.56)	(0.72)	(0.73)	(1.00)	(0.73)	(0.00)	(5.55)	
(ペットボトル)		g/人日	(0.00)	(0.13)	(0.14)	(0.14)	(0.14)	(0.15)	(0.28)	(0.15)	(0.00)	(1.80)	
(紙類)		g/人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.14)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(7.50)	
(廃食油)		g/人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.15)	
(3) 粗大ごみ		g/人日	1.60	1.89	2.06	1.41	1.58	1.46	2.13	1.60	0.75	0.60	
(4) その他(電池・蛍光管)		g/人日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
J 事業系ごみ1人1日平均排出量		g/人日	133.60	134.99	137.15	144.98	150.34	156.23	162.53	169.87	163.34	228.28	
計		K ごみ1人1日平均排出量	g/人日	801.33	796.54	814.58	828.835	835.218	846.593	838.160	896.690	898.510	961.460
処 理 内 訳		L 破砕・選別処理量	g/人日	87.47	76.66	69.94	80.23	85.50	87.47	46.54	55.65	66.05	57.04
	(a) 可燃残渣	g/人日	16.27	14.28	9.05	15.20	15.06	15.04	30.17	32.92	48.86	26.27	
	(b) 選別資源物	g/人日	61.87	57.80	58.01	59.68	64.27	67.61	11.10	15.88	11.06	27.02	
	(c) 不燃残渣	g/人日	9.33	4.58	2.88	5.35	6.17	4.82	5.27	6.85	6.13	3.75	
	M 焼却処理量	g/人日	697.20	693.35	698.97	722.83	732.31	742.50	757.32	802.13	809.74	822.94	
	N 焼却残渣	g/人日	77.47	74.91	70.21	74.75	83.06	83.52	82.55	76.05	91.45	54.33	
	O 資源化量	g/人日	110.94	106.84	109.15	103.47	113.24	100.163	88.100	100.680	107.290	120.230	
		(1) 直接資源化量	g/人日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.28	0.29	0.30	0.00
		(2) 中間処理に伴う資源化量	g/人日	79.07	73.16	71.58	72.64	80.96	69.063	59.350	65.130	68.890	94.710
		カレット・ビン類	g/人日	27.47	22.91	23.04	19.00	24.39	21.46	20.92	20.69	17.93	32.27
		カン類・金属類	g/人日	11.20	10.37	9.46	9.43	10.04	10.37	9.82	10.49	10.61	10.06
		ペットボトル	g/人日	2.40	2.02	2.33	2.39	2.30	2.34	2.42	2.19	2.84	3.30
		紙類	g/人日	0.00	0.00	0.00	3.24	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	13.51
		廃食油	g/人日	0.00	0.00	0.41	0.42	0.43	0.29	0.00	0.00	0.00	0.15
		廃乾電池	g/人日	0.93	0.81	0.82	0.99	0.86	1.02	1.00	1.02	1.05	1.65
		廃蛍光管	g/人日	0.27	0.40	0.41	0.42	0.29	0.44	0.43	0.29	0.30	0.00
		小型家電	g/人日				0.005	0.048	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000
		粗大破砕資源(金属)	g/人日	19.60	21.29	21.53	23.93	27.11	16.06	11.10	15.88	11.06	12.61
		熔融スラグ	g/人日	17.20	15.36	13.58	12.81	15.49	17.08	13.66	14.57	25.10	21.16
		(3) 集団回収量(紙類)	g/人日	31.87	33.68	37.57	30.83	32.28	31.10	28.47	35.26	38.10	25.52
	P 資源化率	%	13.8%	13.4%	13.4%	12.5%	13.6%	11.8%	10.5%	11.2%	11.9%	12.5%	
	Q し尿焼却灰	g/人日	2.93	2.56	2.61	2.25	2.30	2.48	1.99	1.89	0.75	0.75	
	R 最終処分量	g/人日	89.73	82.05	75.70	82.35	91.52	90.82	90.38	86.24	98.32	59.59	
	S 最終処分率	%	11.2%	10.3%	9.3%	9.9%	11.0%	10.7%	10.8%	9.6%	10.9%	6.2%	

第2項 ごみの性状

城里町環境センターでは、ごみ質の調査を1年間に4回定期的に行っています。過去5年間（平成30年度～令和4年度）の調査結果は、表3-4に示すとおりです。

種類組成Ⅰ（乾ベース）の推移をみると、紙・布類は増加傾向、ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類は減少傾向を示しています（図3-3参照）。

表3-4 ごみの性状

分析項目		単位	H30	R1	R2	R3	R4
単位容積重量		kg/m ³	196	172	209	161	170
水分		%	45.8	49.7	51.7	45.3	49.3
ごみⅠ （乾ベース） 種類組成Ⅰ	紙・布類	%	37.4	44.5	48.3	43.9	51.8
	ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類	%	32.0	32.4	31.8	29.4	25.1
	木・竹・ワラ	%	17.0	12.9	9.8	10.9	13.5
	厨芥類	%	10.7	8.9	7.2	9.1	8.0
	不燃物	%	1.3	0.1	0.7	2.9	0.2
	その他	%	1.8	1.4	2.3	3.9	1.4
灰分	乾燥ごみの灰分	%	8.6	7.6	8.3	10.8	10.3
	生ごみの灰分	%	4.5	3.9	4.0	5.6	5.2
可燃分		%	49.7	46.4	44.3	49.1	45.5
低位発熱量		kJ/kg	8,210	7,495	7,050	8,113	7,338
低位発熱量（実測値）		kJ/kg	9,188	7,090	7,873	8,380	6,470
ごみⅡ （乾ベース） 種類組成Ⅱ	紙類	%			44.4	32.7	46.5
	布類	%			4.0	11.2	5.3
	ペットボトル類	%			6.2	3.8	4.0
	廃プラスチック類	%			25.6	25.6	21.1
	その他	%			19.9	26.8	23.1

注）乾ベースとは、水分を除いた乾燥状態をいう。

資料：「環境センター ばい煙・ダイオキシン類測定業務 報告書」

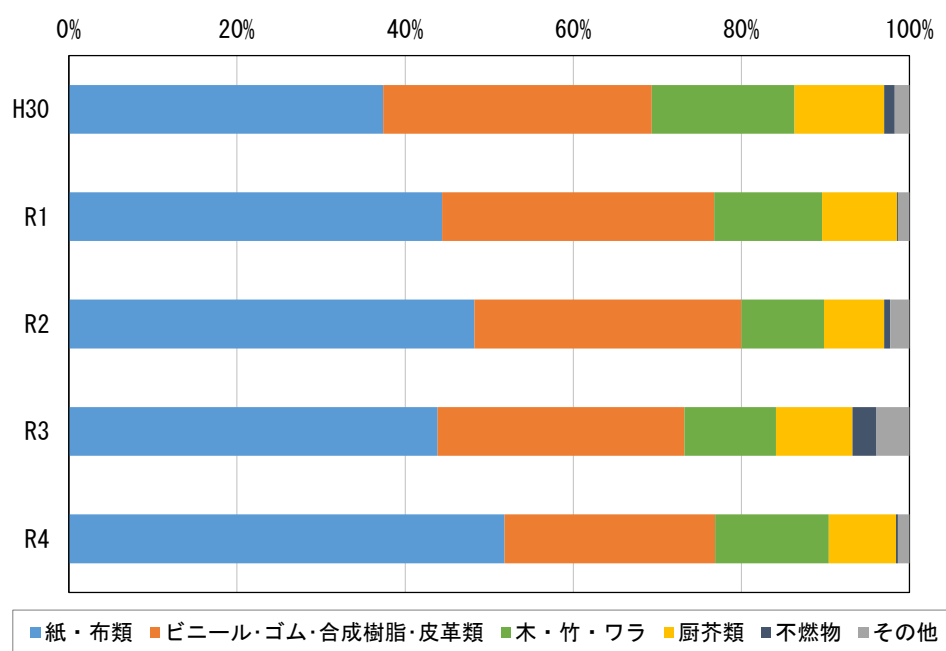


図3-3 ごみ種類組成Ⅰ（乾ベース）の推移

ごみ種類組成は、乾ベースでの結果ですが、排出時である水分を含んだ湿ベースの組成割合を推定します。令和4年度における推定結果を、図3-4に示します。

湿ベースでは、厨芥類が約4割、紙・布類が約3割、ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類が約1割、木・竹・ワラ類が1割となります。

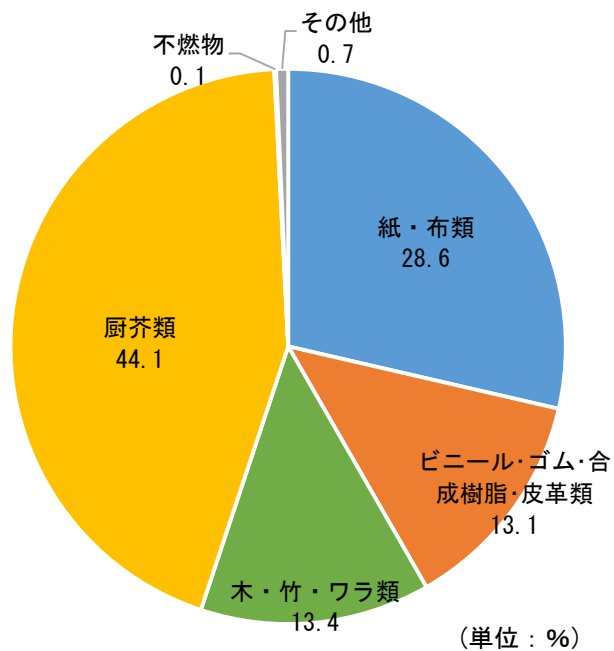


図3-4 ごみ種類組成 (湿ベース) (令和4年度)【推定値】

第3節 ごみの排出抑制・資源化の実施状況

第1項 ごみの排出抑制の実施状況

生ごみ処理機等購入費の補助
家庭等から出される生ごみの減量・資源化を促進するため、生ごみ処理機等（電動式生ごみ処理機・コンポスト容器・密閉型発酵容器（通称：EM 容器））の購入費の一部を補助しています。生ごみ処理機等の利用促進のための啓発活動を継続します。
広報・啓発活動の実施
ごみの減量化・資源化について、学校における環境学習、住民参加の学習機会の提供、情報提供等を行い、住民・事業者に対する啓発活動を実施しています。
ごみの有料化
ごみ処理有料化を導入し、ごみの発生抑制、資源化の一層の推進、ごみ排出量に応じた費用負担の適正化を図っています。

第2項 ごみの資源化の実施状況

資源ごみの分別収集
カン類、ビン類、ペットボトルは、城里町環境センター（リサイクルセンター）で選別・破碎され、委託専門業者により資源化しています。 紙類、布類、有害ごみ、小型家電は、一時ストックされた後、委託専門業者により資源化しています。
小型家電の回収
レアメタルの資源化を推進するため、認定事業者や関係機関と情報交換を行い、拠点回収・ステーション回収を行っています。
リサイクルボックスの設置
ごみの削減、再資源化の推進を目的に、リサイクルボックスを設置しています。（設置場所：8か所、回収品目：ペットボトル、新聞紙・雑誌・段ボール、カン類、ビン類、布類）
集団回収
新聞紙・雑誌・本・段ボールについては、住民団体による回収が行われており、各集会所等の指定集積箇所に集められた後、委託専門業者により資源化しています。
事業者による資源回収
ペットボトル、新聞紙、雑誌、段ボール等は、スーパーマーケット等の事業者の協力により拠点回収を行うことで資源回収量を増やします。
粗大ごみからの資源回収
不燃ごみの一部と粗大ごみは、城里町環境センター（リサイクルセンター）で可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみに分けられ、不燃性粗大ごみは、一時ストックされた後、委託専門業者により資源化しています。

第4節 収集・運搬の状況

家庭系ごみの収集・運搬は、民間業者への委託方式、事業系ごみの収集・運搬は、民間事業者への許可方式を採用しています。

また、ごみの分別区分及び収集頻度、地区割り等については、環境負荷の軽減や処理コストの削減を踏まえた検証を行い、効率的かつ効果的な収集・運搬体制の構築を進めています。

第1項 家庭系ごみの収集・運搬

「燃やせるごみ」は指定曜日に有料指定袋または処理券（シール）※による収集としており、「カン類」、「ビン類」、「粗大ごみ、不燃ごみ」、「有害ごみ」は月1回の指定日に透明袋による収集を行っています。また、「ペットボトル」、「紙類」については、ごみ集積所でのステーション回収はしておらず、拠点回収により収集しています。「小型家電」は拠点回収とステーション回収の両方を行っています。

※令和6年度より、指定袋に入らない燃えるごみ（木くずなど）を収集するため、処理券（シール）方式による、ごみ回収を行います。

表3-5 収集形態等

分別区分		収集容器	収集頻度	収集方法
燃やせるごみ		指定袋（有料） 処理券	週2回	ステーション方式
資源ごみ	カン類	透明袋	月1回	ステーション方式 リサイクルボックス方式
	ビン類	透明袋	月1回	ステーション方式 リサイクルボックス方式
	ペットボトル	回収袋	月1回	拠点回収方式 リサイクルボックス方式
	紙類	紐で縛る	年4回	拠点回収方式 リサイクルボックス方式
	粗大ごみ、不燃ごみ	透明袋※1	月1回	ステーション方式
	小型家電	回収ボックス 透明袋	通年 月1回	拠点回収方式※2 ステーション方式
	有害ごみ	透明袋	月1回	ステーション方式

※1：粗大ごみは、できるだけ解体・切断する。解体できないものは、環境センターへ自己搬入する。

※2：小型家電の拠点回収品目は、携帯電話・PHS・スマートフォン、タブレット、コンパクトデジタルカメラ、携帯型ゲーム機とする。

資料：「令和5年度 城里町一般廃棄物処理実施計画」（令和5年4月）

ここで環境センターに直接搬入するものを表3-6に示します。また処理自体行わないものを表3-7に示します。

表3-6 直接施設に搬入するもの

一時的に発生する多量のごみ（引っ越しごみ等）、ふとん、マットレス、ソファ、波トタン、建具、家具、畳（10 畳以内）
 営業を主とした残菜や営業から出るごみ【事業系一般廃棄物】

表 3-7 処理を行わないもの

種類	処理方法
・ 有害物質を含む物 ・ 危険性のある物（毒物、農薬） ・ 引火性のある物（ガスボンベ） ・ 著しく悪臭を発する物 ・ 容積又は重量が著しく大きい物（建設廃材、ピアノ、浴槽） ・ 処理に支障を及ぼすおそれのある物（農機具、農業用ビニール） ・ その他（灰、土砂、塗料缶(中身があるもの)）	・ 販売店又は専門の処理業者に依頼 ・ 許可業者に依頼
● 特定家庭用機器（家電リサイクル 4 品目） エアコン・テレビ・冷蔵庫（ポータブル冷凍庫・冷凍庫含む）・洗濯機（衣類乾燥機含む）	・ 小売業者へ依頼 ・ 協定業者へ依頼 ・ 指定引取場所への持込み
● 家庭系パソコン※ PC リサイクルマークのついているもの	・ メーカーの受付窓口・販売店など
● 特別管理一般廃棄物 感染性病原体を含むおそれのある廃棄物（感染性を有しない廃棄物を除く。）	・ 特別管理産業廃棄物処理業許可業者に依頼
● 在宅医療廃棄物の一部 鋭利なもの（針類）・注射筒など	・ 医療機関へ返却
● 自動車リサイクル法や二輪車リサイクルシステムのもの 自動車・自動二輪車・タイヤ・ホイール・自動車部品など	・ 販売店又は専門の処理業者に依頼

※ノートパソコン、パソコン（本体のみ）は、城里町環境センターで処分する。

第 2 項 事業系ごみの収集・運搬

事業系ごみは、事業者の責任において処理・処分されることが原則で、事業者の直接搬入または民間業者により収集され、城里町環境センターで中間処理します。

第5節 中間処理の状況

中間処理は、町単独で城里町環境センターを運営し、適正に処理を行っています。ごみ処理の安定化を図るとともに、循環型社会の形成に向けて、焼却施設及びリサイクルセンターで適正処理を行っています。

資源物である新聞紙・雑誌・本・段ボールについては、民間業者に委託して資源化を行っています。

第1項 中間処理施設の概要

本町には、中間処理施設として城里町環境センターがあります。施設概要を表3-8に示します。

表3-8 中間処理施設の概要

施設名	城里町環境センター	
所在地	城里町大字下古内 1680 番地	
敷地面積	約 8,560m ²	
竣工	令和3年3月25日	
	焼却施設	リサイクルセンター
処理方式	ストーカ方式	ヤード受入・ホッパー投入方式 破袋機、除袋機、磁選機、アルミ選別機
処理能力	20t/12h (20t/12h×1 炉)	1.9 t/日
灰ガス処理設備	乾式有害ガス除去装置（高反応消石灰＋活性炭）＋ろ過式集じん方式	

第2項 中間処理量の実績

中間処理量の実績は、図3-5に示すとおりです。破碎・選別処理量は、令和元年度に減少していますが、それ以降増加傾向を示しています。焼却処理量は平成30年度から令和2年度にかけて増加していますが、それ以降減少傾向を示しています。

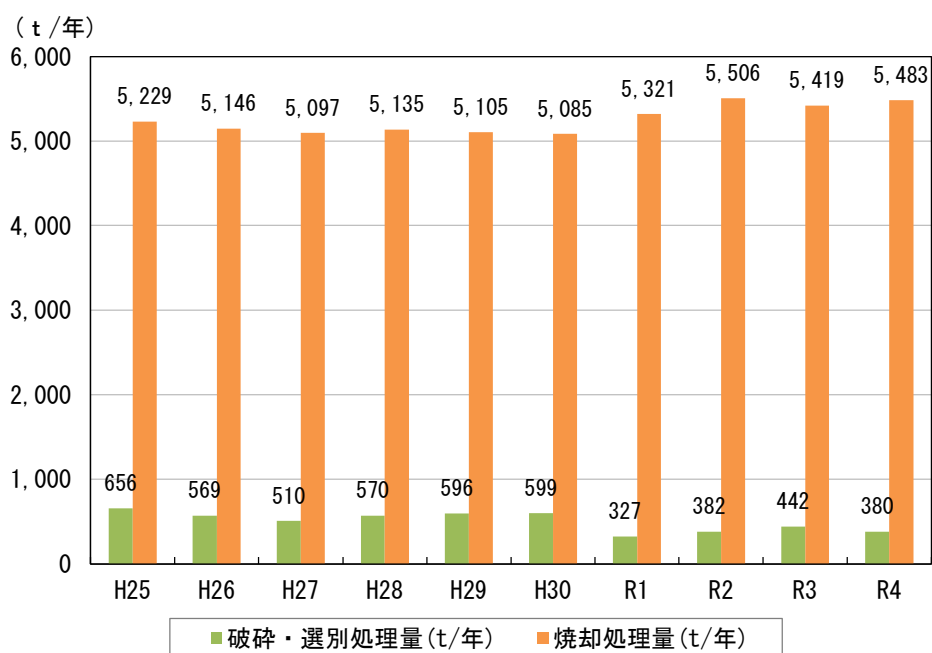


図3-5 中間処理量の推移

第6節 最終処分状況

城里町環境センターで処理されたごみの残渣（焼却残渣・飛灰処理物及び不燃残渣）は、民間等の最終処分場に埋立処分しています。

第1項 最終処分施設の概要

埋立対象物は、エコフロンティアかさま及び民間施設で埋立処分しています。

エコフロンティアかさまの施設概要を表3-9に示します。

表3-9 最終処分施設の概要

施設名	エコフロンティアかさま
処分主体	財団法人 茨城県環境保全事業団
所在地	笠間市福田猪ヶ入 148 番地 1 外
埋立面積	97,700m ²
埋立容量	2,400,000m ³

第2項 最終処分量の実績

最終処分量の実績は、図3-6に示すとおりです。令和4年度の最終処分量は397 t/年、最終処分率は6.2%となっています。

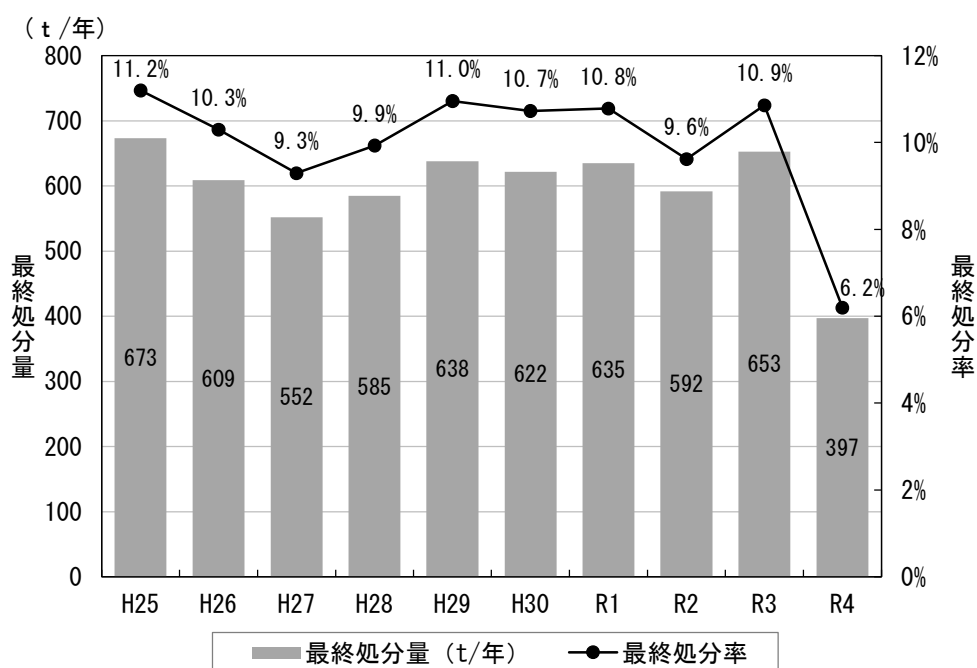


図3-6 最終処分量の推移

第7節 資源化の状況

資源化量及び資源化率は、近年増加傾向を示しています。引き続き広く住民の方々にご理解を頂けるよう広報等により周知を図り、資源化率の向上に努めていきます。

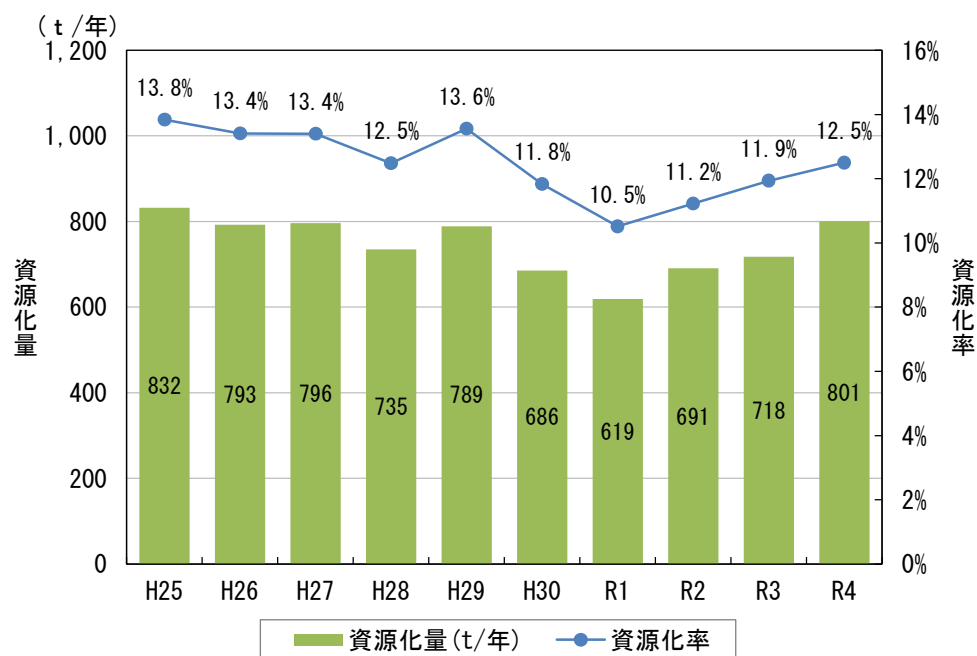
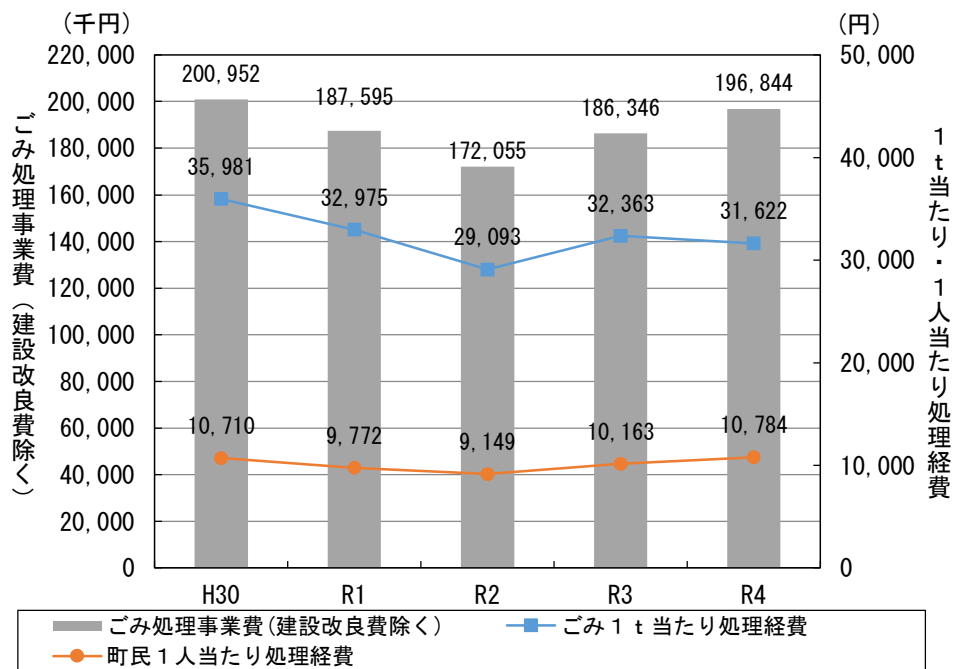


図3-7 資源化量の推移

第8節 ごみ処理経費の状況

本町におけるごみ処理経費（建設改良費除く）を図3－8に示します。

令和4年度のごみ処理経費（建設改良費除く）は約200百万円、ごみ1t当たりの処理経費は約3万2千円、町民1人当たりの処理経費は約1万1千円となっています。



注) 町民1人当たりの処理経費の人口は、表3－2に示す人口で算出しています。

図3－8 ごみ処理経費の推移

表3－10 ごみ処理経費

	(単位：千円)				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
建設改良費	59,676	109,088	2,864,600	310,970	98,604
処理及び維持管理費 (組合分担金含む)	200,952	187,595	172,055	186,346	196,844
人件費	50,713	56,678	64,023	66,374	69,221
一般職	8,684	9,569	9,272	9,302	9,222
収集運搬	0	0	0	0	0
中間処理	42,029	47,109	54,751	57,072	59,999
最終処分	0	0	0	0	0
処理費	62,272	38,508	19,217	31,385	36,162
収集運搬費	0	0	0	0	0
中間処理費	62,272	38,508	19,217	31,385	36,162
最終処分費	0	0	0	0	0
車両等購入費	0	0	0	0	0
委託費	84,866	89,062	85,146	86,497	88,821
収集運搬費	34,565	35,976	37,036	36,379	39,250
中間処理費	18,586	39,916	17,934	14,699	16,060
最終処分費	18,432	4,331	22,855	26,953	23,472
その他	13,283	8,839	7,321	8,466	10,039
組合分担金	0	0	0	0	0
調査研究費	3,101	3,347	3,669	2,090	2,640
その他	0	0	0	0	0
総計 (組合分担金含む)	260,628	296,683	3,036,655	497,316	295,448

資料：一般廃棄物処理実態調査

第9節 ごみ処理の評価

第1項 ごみ処理システムの評価

(1) ごみ処理システムとは

廃棄物処理の状況を評価するために、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成19年6月[平成25年4月改訂] 環境省）の考え方に基づき、本町のごみ処理状況について類似市町村との比較を行います。

類似市町村は、都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村であり、類似市町村の抽出は総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型（平成17（2005）年6月22日付総務省自治財政局長通知総務第106号「団体間で比較可能な財政情報の開示について」）に準拠しています。

都市類型は、表3-11に示すとおりであり、本町は『町村Ⅳ-2』に該当します。

表3-11 都市類型の概要

都市形態	町村
人口区分	【Ⅳ】15,000人以上～20,000人未満
産業構造	【2】第2次・第3次産業人口比80%以上、 第3次産業人口55%以上

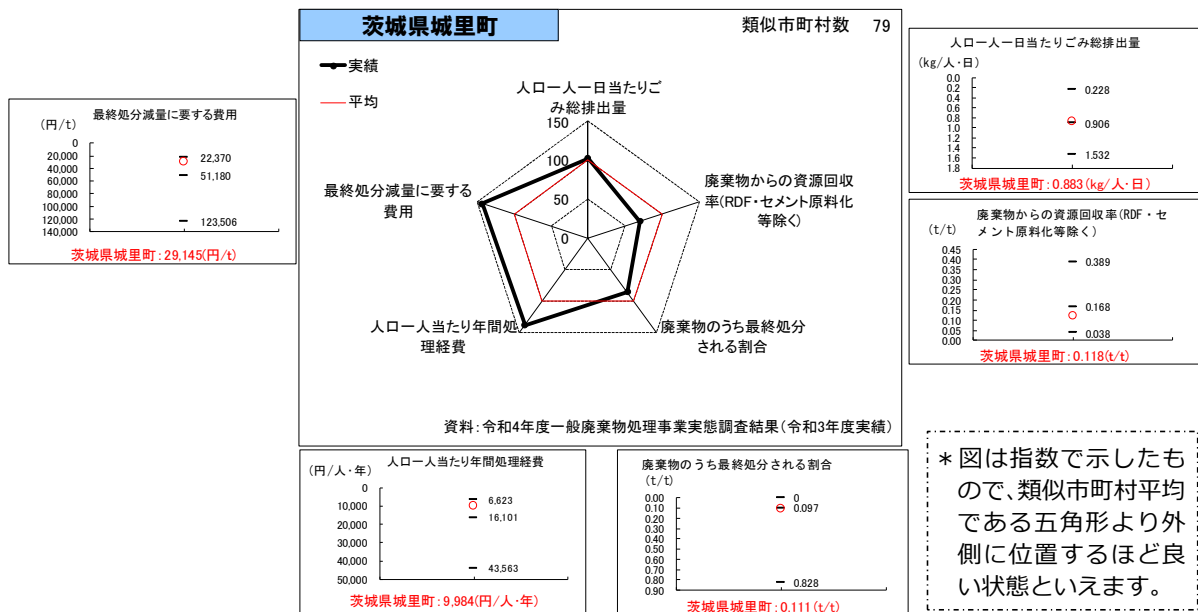
資料：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成19年6月[平成25年4月改訂] 環境省）

(2) 評価の総評

本町のごみ処理システム評価を図3-9に示します（システム評価支援ツールを利用）。

- ・「人口一人一日当たりごみ総排出量」は、類似市町村平均とほぼ同等の値を示しています。
- ・「廃棄物からの資源回収率」は、類似市町村平均より劣っています。
- ・「廃棄物のうち最終処分される割合」は、類似市町村平均より劣っています。
- ・「人口一人当たり年間処理経費」は、類似市町村平均より優れています。
- ・「最終処分減量に要する費用*」は、類似市町村平均より優れています。

* 最終処分減量に要する費用とは、最終処分までに処分量を減量するための処理に要した費用（収集運搬、中間処理に要した費用）を意味します。



注) ここでの人口は、一般廃棄物処理事業実態調査結果での人口(18,665人)を用いて算出しています。

図3-9 類似団体との比較

第2項 前計画の目標との比較

前計画（令和2年3月策定）で設定された排出量及び再生利用率等の目標値と、令和4年度実績値を表3-12に示します。

排出量は、目標を達成するためには約1,500 t/年の削減が必要です。

再生利用率は、目標達成のために約11ポイントの拡大が必要であり、施策の見直し等を行い、向上に努めます。

最終処分率は、目標を達成しており、引き続き努力を続けていきます。

表3-12 前計画の目標値と令和4年度実績値との比較

	前計画		実績値
	実績値(基準年)	目標値	
	平成30年度	令和5年度	令和4年度
排出量	5,798 t/年	4,900 t/年以下	6,406 t/年
再生利用率	11.8%	23.4%	12.5%
最終処分率	10.7%	10%以下	6.2%

ごみ量等を比較すると、表3-13に示すとおりとなります。行政区域内人口が目標値（令和5年度）より約1,200人多くなっていることもあり、家庭系ごみ排出量は約800 t/年、事業系ごみ排出量は約730 t/年多くなっています。1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源等除く）では146 g/人・日多くなっています。引き続き、ごみの排出抑制、資源化に向けて、努力していく必要があります。

表3-13 前表に関連する指標

	前計画		実績値
	実績値(基準年)	目標値	
	平成30年度	令和5年度	令和4年度
行政区域内人口	18,763人	17,011人	18,254人
家庭系ごみ排出量	4,728 t/年	4,088 t/年	4,885 t/年
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源等除く)	621 g/人・日	511 g/人・日	657 g/人・日
事業系ごみ排出量	1,070 t/年	787 t/年	1,521 t/年

第3項 国・県の目標との比較

令和4年度のごみ処理の実績値について、国・県の目標と比較して評価を行いました。その結果は、表3-14に示すとおりです。

【国・県の目標値】

- 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月策定）⇒ 国の目標①
- 廃棄物処理法に基づく基本方針の変更（令和5年6月30日告示）⇒ 国の目標②
- 第5次茨城県廃棄物処理計画 ⇒ 県の目標

- ・「ごみ排出量」は、国の目標②に対し約1,360 tの削減が必要です。
- ・「1人1日当たりのごみ排出量」は、県の目標は達成していますが、国の目標①に対し110 g/人・日の削減が必要です。
- ・「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源等除く）」は、国の目標①②に対し約220 g/人・日の削減が必要です。
- ・「再生利用率」は、国の目標②に対し約16ポイント、県の目標に対し約11ポイントの拡大が必要です。
- ・「最終処分量」は、国の目標②を達成しています。

表3-14 国・県の目標値と本町実績との比較

	循環型社会形成 推進基本計画 (国の目標①)	廃棄物処理法に 基づく基本方針 (国の目標②)	茨城県廃棄物 処理計画 (県の目標)	実績値
目標年度	令和7年度	令和7年度	令和7年度	令和4年度
ごみ排出量		平成24年度に対し、約16%削減 (5,043 t/年)		6,406 t/年
1人1日当たりのごみ排出量	約850 g/人・日		976 g/人・日	961 g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源等除く)	約440 g/人・日	440 g/人・日		657 g/人・日
再生利用率		約28%*	20%以上	12.5%
最終処分量		平成24年度に対し、約31%削減 (440 t/年)		397 t/年

注) ()内数値は、本町の目標値を示します。

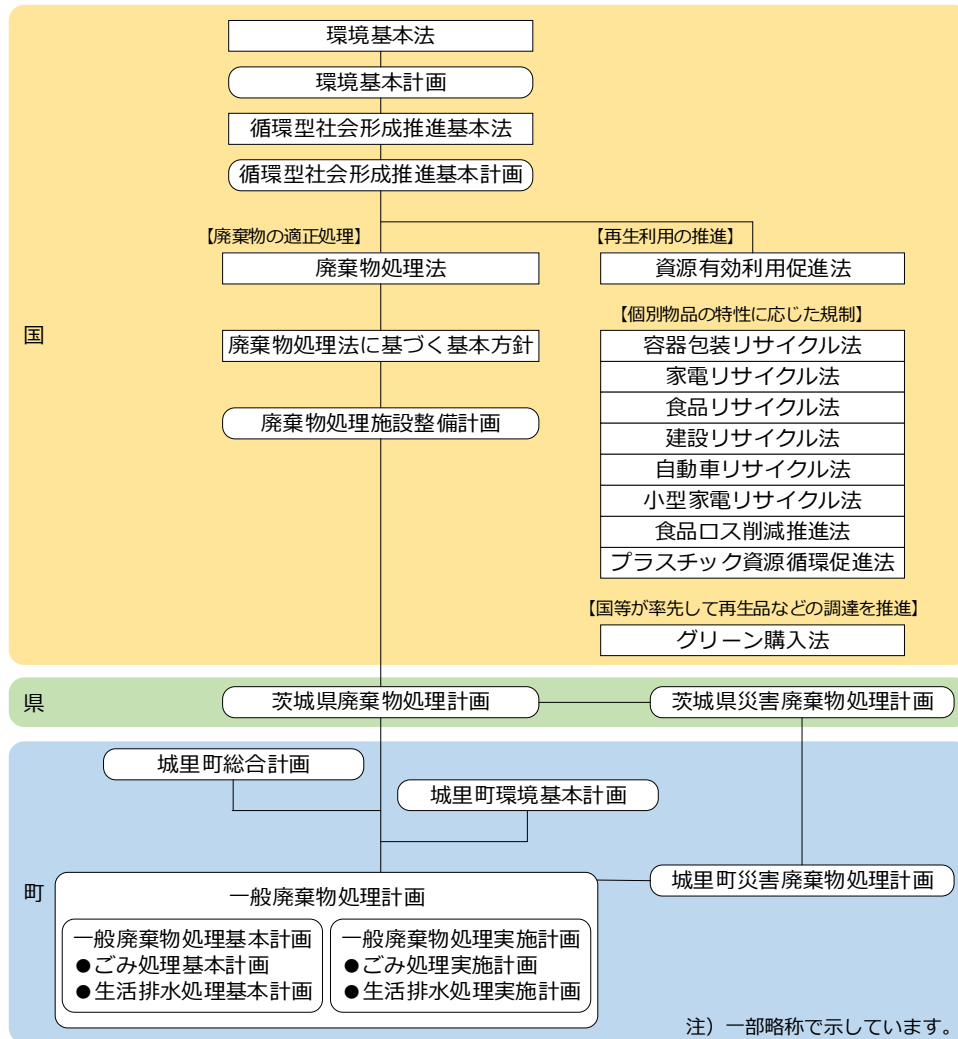
*は令和9年度目標値です。

第4章 ごみ処理行政の動向

第1節 関係法令等の整理

国は循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法を整備しています。

関係法令等と本計画との関係を図4-1に示します。



資料：「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）

図4-1 関係法令等と本計画との関係

以下に正式名称を示します。

廃棄物処理法に基づく基本方針：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

家電リサイクル法：特定家庭用機器再商品化法

食品リサイクル法：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

自動車リサイクル法：使用済自動車の再資源化等に関する法律

小型家電リサイクル法：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

食品ロス削減推進法：食品ロスの削減の推進に関する法律

グリーン購入法：国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律

第2節 国や茨城県のごみ処理行政の動向

第1項 国のごみ処理行政の動向

(1) 循環型社会の形成

平成12年に循環基本法が制定され約20年が経過し、その間各種法体系の整備や3Rの推進等により、循環型社会に向けた取組が進められています。

このような中、平成30年6月、循環基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、同計画では「持続可能な社会づくりとの統合的な取組」を始め、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」や「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」など、7つの柱ごとに将来像、取組、指標が示されました。

第四次循環型社会形成推進基本計画（以下、「第四次」という。）（2018(平成30)年6月策定）

「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、概ね5年ごとに見直しを行うものとされています。

第四次では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、その重要な方向性を以下に示します。

- ・地域循環共生圏形成による地域活性化
- ・ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ・適正処理の更なる推進と環境再生

〔一般廃棄物の目標値〕

	令和7年度
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源等除く)	約440g/人・日

(2) 発生抑制とリサイクルの推進

食品ロスの削減に関しては、令和元年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、令和2年3月に示された基本方針では、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスを平成12年度比で令和12年度までに食品ロス量の半減を目指すこととしています。

リサイクルの推進に関しては、資源有効利用促進法をはじめとした各種リサイクル法が制定され、個別物品の特性に応じた取組や規制が行われてきました。また、令和元年5月にプラスチック資源循環戦略が策定され、同年12月に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律の関係省令が改正され、令和2年7月から全国一律でプラスチック製買物袋（レジ袋）が有料化されました。さらに令和3年6月にプラスチック資源循環促進法が成立しました。こうした各種リサイクル法の整備や見直しにより循環型社会の形成に向けた取組が進められています。

(3) 廃棄物の適正処理

廃棄物の適正処理に関しては、廃棄物処理法の数次にわたる改正が行われ、近年の大きな改正では平成29年6月に廃棄物の不適正処理への対応の強化、有害使用済機器の適正な保管等の義務付け、親子会社間における自ら処理できる範囲の拡大、水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀廃棄物対策等を行うことを内容とする改正が行われました。

なお、廃棄物処理法に基づき定められている「国の基本方針」については、平成 28 年 1 月に示されており、令和 5 年 3 月に環境省から令和 7 年度の参考となる数値目標が示されています。

廃棄物処理法に基づく基本方針の変更（2023(令和 5)年 6 月 30 日告示）

基本方針は、以下の項目で取りまとめられている。

1. 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
2. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
3. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
4. 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項
5. 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項
6. その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

〔一般廃棄物の目標値〕

	令和 7 年度
ごみ排出量	平成 24 年度に 対し約 16%削減
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源等除く)	440 g / 人・日
再生利用率	約 28%
最終処分量	平成 24 年度に 対し約 31%削減

〔一般廃棄物処理施設の施設整備目標〕

■中間処理施設

再生に係る施設は、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。

焼却施設は、焼却が必要な一般廃棄物量を適正に焼却できるよう、広域的かつ計画的な整備を推進することとする。この際、発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を優先するものとする。中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。

■最終処分場

地域によっては一般廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫している場合があることに鑑み、残余容量の予測を行いつつ、地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。

第 2 項 茨城県のごみ処理行政の動向

本県においては、循環型社会の形成を基本理念とする「第 4 次茨城県廃棄物処理計画」を平成 28 年（2016 年）3 月に策定し、計画に基づいて県内における廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策を推進してきたところです。

一方、経済回復に伴う産業廃棄物の排出量の増加や、単独世帯の増加により家庭から排出されるごみを減らしにくい状況が生じているほか、不法投棄件数が増加に転じるなど、これまで以上に、県民や事業者、行政、廃棄物処理業者等の各主体が目標の共有や連携を図りながら、それぞれの立場における廃棄物の 3 R や適正処理の取組を推進し、サステナブル（Sustainable、持続可能）な社会の形成を目指していく必要があります。

このため、県が今後、取り組むべき廃棄物処理施策の基本的な事項等を定める計画として、「第5次茨城県廃棄物処理計画」を策定し、各主体と連携を図りながら、廃棄物の発生抑制や循環的利用の促進、及び適正処理の確保に係るそれぞれの主体的な取組を推進します。

第5次茨城県廃棄物処理計画（令和3年3月策定）

〔施策展開の方向性〕

方向性1 3Rの推進

1. 県民等の問題意識の向上、3R行動の促進
2. 市町村における減量化、再資源化の取組の促進
3. 排出事業者による3Rの促進

方向性2 廃棄物適正処理の推進

1. 不法投棄対策の強化
2. 排出事業者責任の徹底
3. 資源循環産業における適正処理の徹底、地域との調和の推進
4. 一般廃棄物の適正処理の確保

方向性3 循環型社会形成に向けた基盤づくり

1. 産業廃棄物最終処分場の確保
2. 災害廃棄物処理体制の強化
3. 資源循環産業の育成
4. 分野別産業廃棄物処理対策の推進
5. 廃棄物対策と相まって推進すべき関連施策の推進

〔一般廃棄物の補助指数〕

	令和7年度
1人1日当たりのごみ排出量	976g/人・日
再生利用率	20%以上

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

12 つくる責任
つかう責任



目標 12

「つくる責任 つかう責任」

12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。

12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

11 住み続けられる
まちづくりを



目標 11

「住み続けられる
まちづくりを」

11.6 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

11.b 2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

14 海の豊かさを
守ろう



目標 14

「海の豊かさを守ろう」

14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

13 気候変動に
具体的な対策を



目標 13

「気候変動に
具体的な対策を」

13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



目標 9

「産業と技術革新の
基盤をつくろう」

9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

第5章 課題の抽出

第1節 排出抑制・資源化に関する課題

現状

- ・ 1人1日当たりのごみ平均排出量は、増加傾向を示しています（図3-2参照）。
- ・ 令和4年度の本町の資源化率は、12.5%となっており（表3-2参照）、全国平均（19.9% [令和3年度]）、県平均（20.7% [同]）のいずれも下回っています。
- ・ 「燃やせるごみ」の組成比率（湿ベース推定値：令和4年度）で、紙・布類は28.6%、ビニール・ゴム等は13.1%となっています（図3-4参照）。資源として回収できる「紙類」や「プラスチック類」の資源物が含まれていると見込まれます。
- ・ 資源ごみの分別収集において、紙類（年4回）を除く、殆どの資源ごみが月1回の収集であることなども資源ごみの回収が進まないひとつの要因として考えられます。
- ・ 紙類に関しては、町の定期収集とは別に民間事業者が町内を巡回し、独自に資源化しており、これによる引き取り量が不明確であることも資源化率を低減する要因と考えられます。
- ・ 令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチック製容器包装に加え、プラスチック製品の分別収集、再商品化に努める必要があります。

課題

- ・ 今後も、無駄なものは購入しない、ものは繰り返し使うなど、ごみ発生抑制に関する広報・啓発事業の拡大など、ごみの発生抑制を推進するための対策の必要があります。
- ・ 資源化を強く推進している他自治体では、排出段階で可能な限り、分別区分数を多くする取組、資源ごみの収集頻度の増加による排出機会の創出、いつでも資源ごみを排出することができる常設の回収拠点を設置するなどの工夫をしており、こうした取組の採用についても、検討していく必要があります。
- ・ プラスチック資源循環促進法に則った分別や収集運搬、資源化方法等を検討する必要があります。
- ・ 事業活動に伴い発生する事業系ごみは、事業者の責任において、処理・処分することが原則であることから、今後も事業系ごみの排出抑制及び資源化対策を継続して、実施していく必要があります。

第2節 収集運搬に関する課題

現状

- ・人口は減少していますが、世帯数が増加しています（図2－2参照）。
- ・高齢化によりごみ集積所へのごみ出しが難しくなっているケースが見られます。

課題

- ・ごみ集積所の設置数等、収集サービスが低下しないよう、収集運搬体制に留意する必要があります。
- ・ごみをごみ集積所まで持ち出すことが困難な世帯に、収集運搬に関する支援等を検討する必要があります。

第3節 中間処理に関する課題

現状

- ・ごみは城里町環境センター（焼却施設、リサイクルセンター）で適正に処理を行っています。

課題

- ・ストックヤードも整備され、資源ごみの分別排出の徹底に向け、意識の向上に繋がる広報啓発に努めていく必要があります。

第4節 最終処分に関する課題

現状

- ・本町では最終処分場を保有しておらず、焼却残渣等は民間業者の最終処分場施設等で処分を行っています。

課題

- ・最終処分量の削減を図り、埋立処理費を低減するため、今後もごみの排出抑制を推進していく必要があります。

第6章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の基本目標及び基本方針

第1項 基本目標

廃棄物問題では、家庭及び事業所から排出されるごみの処理にとどまらず、商品の生産、流通、消費という各段階において、廃棄物の発生を抑制するための施策を講じていくことが重要です。そのためには、住民一人ひとりのライフスタイルや事業者の経営姿勢に深く関係する問題として、捉えていく必要があります。

今後は、将来にわたって、持続的に発展可能な社会を形成するため、①廃棄物等の減量、②資源の循環的な利用（再使用、再生利用）、③適正処分の確保等により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することにより、環境を保全する循環型社会への転換が求められています。

そこで、「循環型社会」を構築するため、基本目標を以下のように設定し、住民・事業者・行政が一体となって取り組むことを目標とします。

～ 人と自然が共生する持続可能な循環型社会を目指すまちづくり ～

将来にわたって持続可能な循環型の地域社会づくり

これまでも「人と自然との共生」を理念に掲げ、自然環境やその保全への取組が進められてきましたが、地球規模の環境問題に対する取組は、まだ始まったばかりであり、大量生産・大量廃棄型のシステムとライフスタイルの見直しをさらに進める必要があります。

住民の主体的な行動を促進するとともに、全ての人が自然との共生を体感でき、将来的にも持続可能な循環型社会の構築を目指します。

第2項 基本方針

基本理念に基づき、本町における3つの基本方針を定め、総合的に施策を推進していくこととします。

基本方針Ⅰ．住民・事業者・行政の協働によるごみ減量・資源化の推進

ごみの減量を最優先事項とし、住民は、環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は、自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた取組を行い、町は、住民・事業者の取組を促すための施策の実施など、三者の協働による取組を推進していきます。

基本方針Ⅱ．効率的・効果的な資源化体制の構築

本町は、効率的・効果的に資源を分別回収するため、住民・事業者に徹底した分別の協力を求めるとともに、資源化品目を拡大し、新たに分別回収する品目を含め、資源化を推進していきます。そのために収集体制を見直し、新たな「城里町環境センター」による資源化体制の構築を進めています。

基本方針Ⅲ．資源循環・低環境負荷型ごみ処理の実践

発生抑制、再使用、再生利用を行った後に、排出されるごみについては、資源循環・低環境負荷を前提に適正に処理処分を実施します。また、不法投棄や野外焼却などの不適正処理についても、必要な対策を講じます。

第3項 基本目標達成のための役割

(1) 住民の役割

住民一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという責任と自覚を持って、ごみの減量化・資源化への取組の中心的な役割を担っていく必要があります。

大量生産・大量消費・大量廃棄に根ざしたライフスタイルを見直し、ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルにしていくことが求められます。

耐久性のある商品の購入を心がけることなど、比較的容易に実践できる自主的な活動、住民や住民団体が行っているリサイクル活動、資源の分別回収や集団回収、民間事業者が行っている店頭回収や不用品交換など、身近なところで実施されているリサイクル活動への参加など、すぐにできること、簡単なことから実践していくことが重要です。

(2) 事業者の役割

再使用や資源化を考慮した商品開発、使用済み容器などの回収ルートや資源化システムの整備などに取り組むことが最も重要です。

併せて、商品の販売に際しては、環境負荷の低減や資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃え、不用になった商品の資源化方法を周知することや過剰包装の抑制、店頭回収の実施など、住民がごみの発生抑制やリサイクルに自然に取り組める仕組みを作っていくことが必要となります。

また、事業展開で廃棄物の有効活用を進め、ゼロ・エミッション社会の実現を目指していくことも求められています。

さらに全ての事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚するとともに、紙類や生ごみなどは、分別し資源化を徹底していく必要があります。

(3) 行政の役割

町は、自ら率先して、グリーン購入、再使用、再生利用に努めます。

住民や事業者に対しては、環境に関する情報の提供や学習の機会の提供を推進するとともに、自発的なごみの発生抑制やリサイクル行動を実践している住民や事業者などに対する支援を行い、住民・事業者との連携を強化していきます。

ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、資源ごみの分別区分の増大、収集方法の見直し、それに伴う収集体制の変更等の広報啓発に努めていきます。

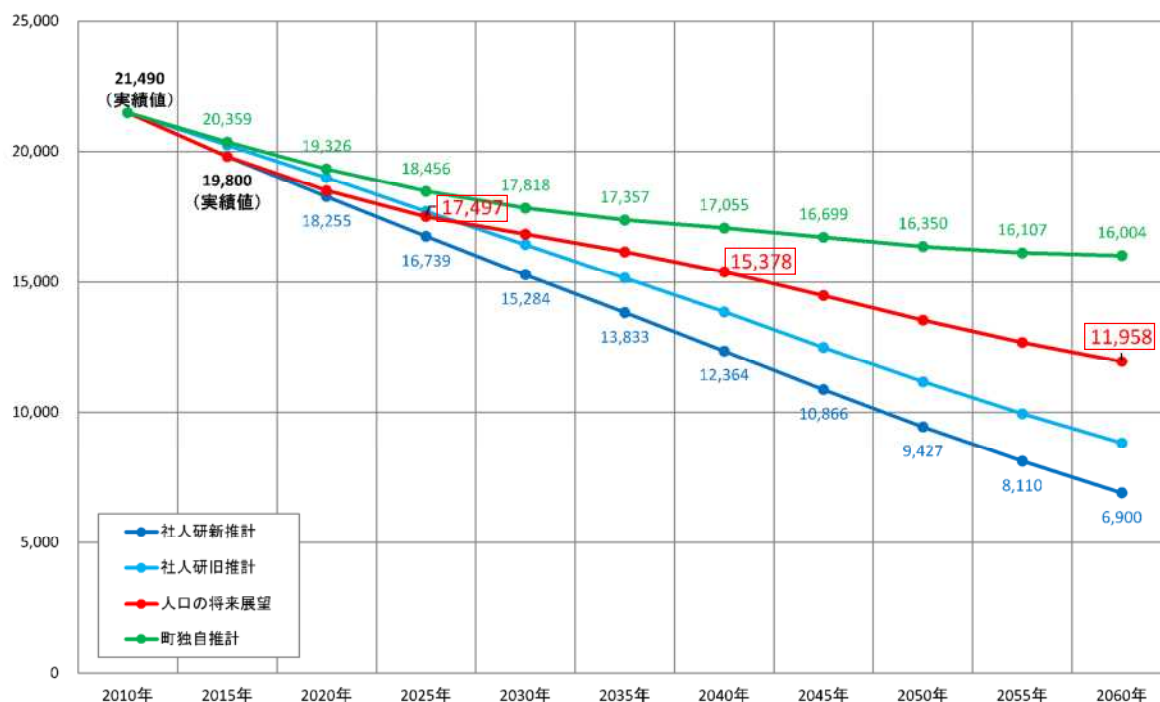
また、ごみを適正に処理していくため、施設整備も含め適正な維持管理に努めていきます。

第2節 ごみの発生量・処理量の見通し〔施策現状維持の場合〕

第1項 行政区域内人口の予測

将来人口は、城里町人口ビジョンを踏襲するものとします。それにより、将来人口は図6－1に示す「人口の将来展望」になります。

目標年次である令和20(2038)年度の人口は、15,661人です。



注) 「町独自推計」以外の推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
実績データは、国勢調査、茨城県常住人口調査(2020年のみ)

出典:「城里町人口ビジョン【改訂版】」(令和2年10月) p21

図6－1 人口の将来展望とその他の人口推計

表6－1 将来人口

区 分	単位	年 度									
		R4	R6	R7	R8	R10	R12	R14	R16	R18	R20
		実績値	予 測 値								
A 行政区域内人口	人	18,254	17,749	17,497	17,356	17,073	16,791	16,508	16,226	15,943	15,661

注) 令和7年度は2025年

第2項 ごみの排出量の予測〔施策現状維持の場合〕

過去 10 年間（平成 25 年度～令和 4 年度）のごみ排出量実績に基づき予測した、ごみ排出量及び 1 人 1 日当たり平均排出量の予測結果を図 6 - 2 に示します。

家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれについて、現状の傾向が継続した場合のごみの排出量は、令和 20 年度に 5,919 t /年（家庭系 4,525 t /年、事業系 1,394 t /年）になると見込まれます。

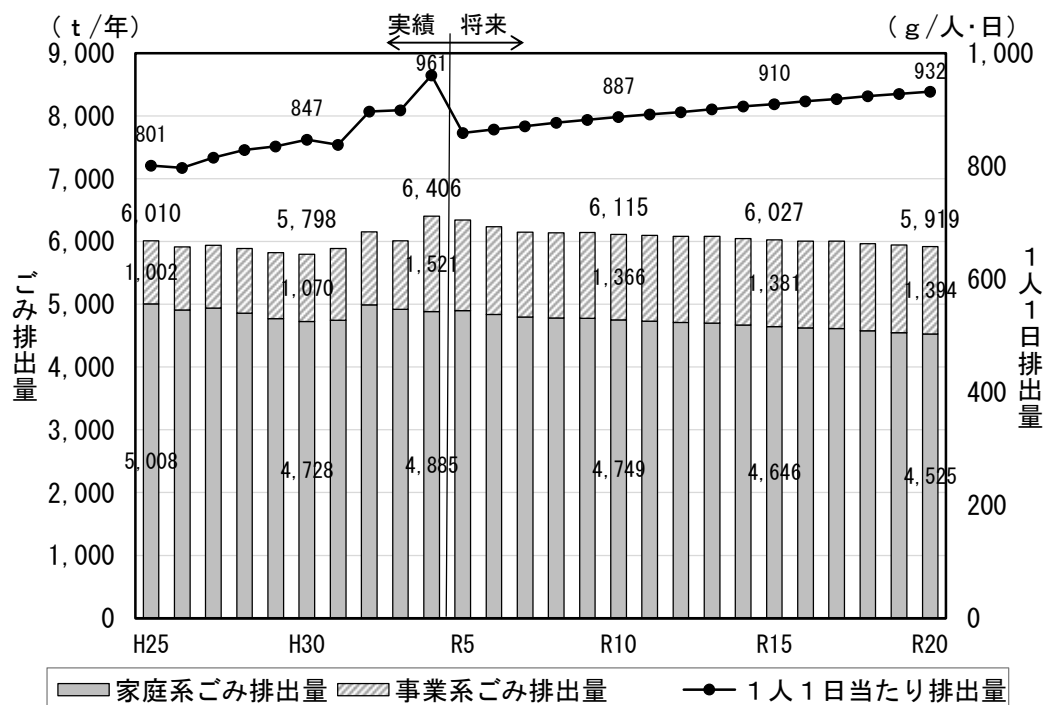


図 6 - 2 ごみ排出量及び 1 人 1 日当たり平均排出量の予測〔施策現状維持の場合〕

第3項 種類別ごみ排出量の予測〔施策現状維持の場合〕

種類別ごみ排出量の予測結果を表6-2に示します。

人口の減少に伴い、ごみの排出量は減少する見込みとなります。

表6-2 種類別ごみ排出量の予測〔施策現状維持の場合〕

項目	単位	R4	R6	R8	R10	R12	R14	R16	R18	R20
		実績値	予 測 値							
ごみ年間排出量（家庭系・事業系合計）	t／年	6,192	6,123	6,077	6,051	6,018	5,984	5,945	5,906	5,859
(1) 可燃ごみ	t／年	5,071	4,957	4,930	4,919	4,902	4,882	4,859	4,832	4,800
(2) 資源ごみ（集団回収含む）	t／年	730	756	745	736	728	719	710	703	694
(3) 粗大ごみ	t／年	380	399	391	385	378	373	366	361	355
(4) その他	t／年	11	11	11	11	10	10	10	10	10

注）助燃剤除く。

第4項 資源化量の予測〔施策現状維持の場合〕

資源化量及び資源化率の予測を表6-3に示します。

表6-3 資源化量及び資源化率の予測〔施策現状維持の場合〕

項目	単位	R4	R6	R8	R10	R12	R14	R16	R18	R20
		実績値	予 測 値							
資源化量	t／年	801	834	822	812	803	793	785	778	767
(1) 直接資源化量	t／年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 中間処理に伴う資源化量	t／年	631	628	621	614	608	601	597	593	585
(3) 集団回収量	t／年	170	206	201	198	195	192	188	185	182
資源化率	%	12.5%	13.4%	13.4%	13.3%	13.2%	13.1%	13.1%	13.0%	13.0%

第5項 最終処分量の予測〔施策現状維持の場合〕

最終処分量及び最終処分率の予測を表6-4に示します。

表6-4 最終処分量及び最終処分率の予測〔施策現状維持の場合〕

項目	単位	R4	R6	R8	R10	R12	R14	R16	R18	R20
		実績値	予 測 値							
最終処分量	t／年	397	388	384	382	381	380	377	375	371
最終処分率	%	6.2%	6.2%	6.3%	6.2%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%

表6-5 予測値総括表〔施策現状維持の場合〕

区 分		単位	年 度									
			R4	R6	R8	R10	R12	R14	R16	R18	R20	
			実績値	予 測 値								
人口等	A 行政区域内人口	人	18,254	17,749	17,356	17,073	16,791	16,508	16,226	15,943	15,661	
	B 計画収集人口	人	18,254	17,749	17,356	17,073	16,791	16,508	16,226	15,943	15,661	
	C 自家処理人口（(1)-(2)）	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
要 処 理 量	D 家庭系収集ごみ年間排出量	t/年	4,126	4,053	4,007	3,982	3,950	3,917	3,880	3,842	3,801	
	(1) 可燃ごみ	t/年	3,530	3,461	3,427	3,411	3,390	3,366	3,339	3,309	3,277	
	(2) 資源ごみ	t/年	313	304	298	293	288	283	278	274	269	
	(ビン類)	t/年	(170)	(165)	(161)	(159)	(156)	(154)	(152)	(150)	(146)	
	(カン類)	t/年	(53)	(52)	(51)	(50)	(49)	(48)	(47)	(46)	(46)	
	(ペットボトル)	t/年	(17)	(17)	(17)	(16)	(16)	(16)	(15)	(15)	(15)	
	(紙類)	t/年	(71)	(69)	(68)	(67)	(66)	(64)	(63)	(62)	(61)	
	(廃食油)	t/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	
	(3) 粗大ごみ	t/年	272	277	271	267	262	258	253	249	245	
	(4) その他(電池・蛍光管)	t/年	11	11	11	11	10	10	10	10	10	
	E 家庭系持込ごみ年間排出量	t/年	589	581	575	569	565	559	554	549	542	
	(1) 可燃ごみ	t/年	465	456	452	449	447	443	440	436	432	
	(2) 資源ごみ	t/年	23	22	22	21	21	20	20	20	19	
	(ビン類)	t/年	(13)	(12)	(12)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	
	(カン類)	t/年	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(3)	(3)	(3)	(3)	
	(ペットボトル)	t/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	
	(紙類)	t/年	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(4)	
	(廃食油)	t/年	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	(3) 粗大ごみ	t/年	101	103	101	99	97	96	94	93	91	
	(4) その他(電池・蛍光管)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	F 集団資源回収量	t/年	170	206	201	198	195	192	188	185	182	
	拠点回収(小型家電)	t/年	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	G 家庭系ごみ年間総排出量	t/年	4,885.000	4,840.000	4,783.000	4,749.000	4,710.000	4,668.000	4,622.000	4,576.000	4,525.000	
	H 事業系ごみ年間搬入量	t/年	787	765	773	778	783	789	794	799	802	
	(1) 可燃ごみ	t/年	778	752	760	765	770	776	781	786	789	
	(2) 資源ごみ	t/年	6	5	5	5	5	5	5	5	5	
	(ビン類)	t/年	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	
	(カン類)	t/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	
	(ペットボトル)	t/年	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	(紙類)	t/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	
	(廃食油)	t/年	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	(3) 粗大ごみ	t/年	3	8	8	8	8	8	8	8	8	
	(4) その他(電池・蛍光管)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	I 事業系直接搬入ごみ年間排出量	t/年	734	631	585	588	588	590	591	592	592	
	(1) 可燃ごみ(助燃剤除く)	t/年	298	288	291	294	295	297	299	301	302	
	助燃剤	t/年	214	113	64	64	63	63	62	61	60	
	(2) 資源ごみ	t/年	218	219	219	219	219	219	219	219	219	
	(ビン類)	t/年	(119)	(119)	(119)	(119)	(119)	(119)	(119)	(119)	(119)	
	(カン類)	t/年	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	
	(ペットボトル)	t/年	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	
	(紙類)	t/年	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)	
	(廃食油)	t/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	
	(3) 粗大ごみ	t/年	4	11	11	11	11	11	11	11	11	
	(4) その他(電池・蛍光管)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	J 事業系ごみ年間総排出量	t/年	1,521	1,396	1,358	1,366	1,371	1,379	1,385	1,391	1,394	
	K ごみ年間総排出量	t/年	6,406.000	6,236.000	6,141.000	6,115.000	6,081.000	6,047.000	6,007.000	5,967.000	5,919.000	
処 理 内 訳	L 破碎・選別処理量	t/年	380	399	391	385	378	373	366	361	355	
	(a) 可燃残渣	t/年	175	184	180	177	174	172	168	166	163	
	(b) 選別資源物	t/年	180	189	185	183	179	176	174	171	169	
	(c) 不燃残渣	t/年	25	26	26	25	25	25	24	24	23	
	M 焼却処理量	t/年	5,483	5,372	5,340	5,325	5,304	5,281	5,253	5,223	5,186	
	N 焼却残渣	t/年	362	355	352	351	350	349	347	345	342	
	O 資源化量	t/年	801.000	834.000	822.000	812.000	803.000	793.000	785.000	778.000	767.000	
	(1) 直接資源化量	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 中間処理に伴う資源化量	t/年	631	628	621	614	608	601	597	593	585	
	カレット・ビン類	t/年	215	211	208	206	204	202	201	200	197	
	カン類・金属類	t/年	67	66	66	65	64	63	62	61	61	
	ペットボトル	t/年	22	22	22	21	21	21	21	21	21	
	紙類	t/年	90	89	88	87	86	85	84	84	82	
	廃食油	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	廃乾電池	t/年	11	11	11	11	10	10	10	10	10	
	廃蛍光管	t/年	11	11	11	11	10	10	10	10	10	
	小型家電	t/年	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	粗大破碎資源(金属)	t/年	84	88	86	85	84	82	81	80	78	
	溶融スラグ	t/年	141	140	139	138	138	137	137	136	135	
	(3) 集団回収量(紙類)	t/年	170	206	201	198	195	192	188	185	182	
	P 資源化率	%	12.5%	13.4%	13.4%	13.3%	13.2%	13.1%	13.1%	13.0%	13.0%	
	Q し尿焼却灰	t/年	5	2	1	1	1	1	1	1	1	
	R 最終処分量	t/年	397	388	384	382	381	380	377	375	371	
	S 最終処分率	%	6.2%	6.2%	6.3%	6.2%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	

注) ()内数値は、資源のおおよその量を把握したく、処理後の内訳で案分する。家庭系・事業系、収集・直接搬入に関わらず、一律とする。

表6-6 予測値総括表（原単位）〔施策現状維持の場合〕

区 分		単位	年 度										
			R4	R6	R8	R10	R12	R14	R16	R18	R20		
			予 測 値										
人 口 等	A	行政区域内人口	人	18,254	17,749	17,356	17,073	16,791	16,508	16,226	15,943	15,661	
	B	計画収集人口	人	18,254	17,749	17,356	17,073	16,791	16,508	16,226	15,943	15,661	
	C	自家処理人口（(1)－(2)）	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
要 処 理 量	家 庭 系	D	家庭系収集ごみ1人1日平均排出量	g／人日	619.26	625.7	632.5	638.8	644.6	650.2	655.3	660.2	664.8
		(1) 可燃ごみ	g／人日	529.81	534.2	541.0	547.3	553.1	558.7	563.8	568.7	573.3	
		(2) 資源ごみ	g／人日	46.98	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	
		(ビン類)	g／人日	(25.52)	(25.55)	(25.38)	(25.50)	(25.46)	(25.58)	(25.72)	(25.70)	(25.49)	
		(カン類)	g／人日	(7.95)	(8.03)	(8.05)	(8.02)	(8.00)	(7.97)	(7.94)	(7.90)	(8.05)	
		(ペットボトル)	g／人日	(2.55)	(2.62)	(2.68)	(2.57)	(2.61)	(2.66)	(2.53)	(2.58)	(2.62)	
		(紙類)	g／人日	(10.66)	(10.65)	(10.73)	(10.75)	(10.77)	(10.62)	(10.64)	(10.65)	(10.67)	
		(廃食油)	g／人日	(0.15)	(0.15)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	
		(3) 粗大ごみ	g／人日	40.82	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	
		(4) その他(電池・蛍光灯)	g／人日	1.65	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	
		E	家庭系持込ごみ1人1日平均排出量	g／人日	88.40	89.7	90.6	91.4	92.2	92.9	93.6	94.2	94.8
		(1) 可燃ごみ	g／人日	69.79	70.4	71.3	72.1	72.9	73.6	74.3	74.9	75.5	
		(2) 資源ごみ	g／人日	3.45	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	
		(ビン類)	g／人日	(1.95)	(1.86)	(1.82)	(1.80)	(1.77)	(1.90)	(1.88)	(1.85)	(2.01)	
		(カン類)	g／人日	(0.60)	(0.62)	(0.63)	(0.64)	(0.65)	(0.50)	(0.51)	(0.52)	(0.52)	
		(ペットボトル)	g／人日	(0.15)	(0.15)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	
		(紙類)	g／人日	(0.75)	(0.77)	(0.79)	(0.80)	(0.82)	(0.83)	(0.84)	(0.86)	(0.70)	
		(廃食油)	g／人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	
		(3) 粗大ごみ	g／人日	15.16	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	
		(4) その他(電池・蛍光灯)	g／人日	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	F	集団資源回収1人1日平均排出量	g／人日	25.52	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	
		拠点源回収1人1日平均排出量	g／人日	0.000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	G	家庭系ごみ1人1日平均排出量	g／人日	733.180	747.2	754.9	762.0	768.6	774.9	780.7	786.2	791.4	
	事 業 系	H	事業系ごみ年間搬入量	g／人日	117.97	118.1	122.0	124.9	127.8	130.9	134.1	137.4	140.3
		(1) 可燃ごみ	g／人日	116.77	116.1	119.9	122.8	125.7	128.8	131.9	135.1	138.0	
		(2) 資源ごみ	g／人日	0.75	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	
		(ビン類)	g／人日	(0.45)	(0.50)	(0.48)	(0.48)	(0.48)	(0.46)	(0.46)	(0.56)	(0.56)	
		(カン類)	g／人日	(0.15)	(0.15)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	
		(ペットボトル)	g／人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	
		(紙類)	g／人日	(0.15)	(0.15)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	
		(廃食油)	g／人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	
		(3) 粗大ごみ	g／人日	0.45	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	
		(4) その他(電池・蛍光灯)	g／人日	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		I	事業系直接搬入ごみ1人1日平均排出量	g／人日	110.31	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		(1) 可燃ごみ(助燃剤除く)	g／人日	44.73	44.5	46.0	47.1	48.2	49.3	50.5	51.8	52.9	
		助燃剤	g／人日	32.12	17.4	10.1	10.3	10.3	10.5	10.5	10.5	10.5	
		(2) 資源ごみ	g／人日	32.86	33.8	34.6	35.2	35.8	36.4	37.0	37.6	38.3	
		(ビン類)	g／人日	(17.86)	(18.37)	(18.82)	(19.15)	(19.48)	(19.80)	(20.11)	(20.42)	(20.81)	
		(カン類)	g／人日	(5.55)	(5.71)	(5.84)	(5.94)	(6.04)	(6.14)	(6.25)	(6.36)	(6.47)	
		(ペットボトル)	g／人日	(1.80)	(1.85)	(1.89)	(1.93)	(1.96)	(1.99)	(2.03)	(2.06)	(2.10)	
		(紙類)	g／人日	(7.50)	(7.72)	(7.89)	(8.02)	(8.16)	(8.30)	(8.44)	(8.59)	(8.75)	
		(廃食油)	g／人日	(0.15)	(0.15)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	
		(3) 粗大ごみ	g／人日	0.60	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8	1.9	1.9	
		(4) その他(電池・蛍光灯)	g／人日	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	J	事業系ごみ1人1日平均排出量	g／人日	228.28	118.1	122.0	124.9	127.8	130.9	134.1	137.4	140.3	
計	K	ごみ1人1日平均排出量	g／人日	961.460	865.3	876.9	886.9	896.4	905.8	914.8	923.6	931.7	
処 理 内 訳	L	破碎・選別処理量	g／人日	57.04	61.58	61.71	61.78	61.68	61.91	61.80	62.04	62.10	
		(a) 可燃残渣	g／人日	26.27	28.40	28.41	28.40	28.39	28.55	28.37	28.53	28.52	
		(b) 選別資源物	g／人日	27.02	29.17	29.20	29.37	29.21	29.21	29.38	29.39	29.56	
		(c) 不燃残渣	g／人日	3.75	4.01	4.10	4.01	4.08	4.15	4.05	4.12	4.02	
	M	焼却処理量	g／人日	822.94	829.22	842.94	854.51	865.43	876.45	886.96	897.55	907.24	
	N	焼却残渣	g／人日	54.33	54.80	55.56	56.33	57.11	57.92	58.59	59.29	59.83	
	O	資源化量	g／人日	120.23	128.74	129.76	130.31	131.03	131.62	132.55	133.69	134.18	
		(1) 直接資源化量	g／人日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		(2) 中間処理に伴う資源化量	g／人日	94.71	96.94	98.03	98.54	99.21	99.76	100.81	101.90	102.34	
		カレット・ビン類	g／人日	32.27	32.57	32.83	33.06	33.29	33.52	33.94	34.37	34.46	
		カン類・金属類	g／人日	10.06	10.19	10.42	10.43	10.44	10.46	10.47	10.48	10.67	
		ペットボトル	g／人日	3.30	3.40	3.47	3.37	3.43	3.49	3.55	3.61	3.67	
		紙類	g／人日	13.51	13.74	13.89	13.96	14.03	14.11	14.18	14.43	14.35	
		廃食油	g／人日	0.15	0.15	0.16	0.16	0.16	0.17	0.17	0.17	0.17	
		廃乾電池	g／人日	1.65	1.70	1.74	1.77	1.63	1.66	1.69	1.72	1.75	
		廃蛍光灯	g／人日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		小型家電	g／人日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		粗大破碎資源(金属)	g／人日	12.61	13.58	13.58	13.64	13.71	13.61	13.68	13.75	13.65	
		熔融スラグ	g／人日	21.16	21.61	21.94	22.15	22.52	22.74	23.13	23.37	23.62	
		(3) 集団回収量(紙類)	g／人日	25.52	31.80	31.73	31.77	31.82	31.86	31.74	31.79	31.84	
	P	資源化率	%	12.5%	13.4%	13.4%	13.3%	13.2%	13.1%	13.1%	13.0%	13.0%	
	Q	し尿焼却灰	g／人日	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	
	R	最終処分量	g／人日	59.59	59.89	60.62	61.30	62.17	63.07	63.66	64.44	64.90	
	S	最終処分率	%	6.2%	6.2%	6.3%	6.2%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	

注) () 内数値は、資源のおおよその量を把握したく、処理後の内訳で案分する。家庭系・事業系、収集・直接搬入に関わらず、一律とする。

第3節 ごみの発生・排出抑制等の目標値設定

本計画でのごみ減量等に係る目標は、「1人1日当たりのごみ排出量」、「1日1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源等除く）」及び「再生利用率」を対象とし、最終目標年度の令和20年度における目標値を見直して定めます。

第1項 目標の設定

最終の目標年度における目標を見直し、表6-7のとおり設定します。

ごみ排出量の目標値については、茨城県内及び近隣自治体の目標値を参考に本町の目標値を設定しました。

表6-7 本計画における目標

項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和20年度)
1人1日当たりのごみ排出量	960g/人・日	900g/人・日以下
1日1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源等除く）	656g/人・日	580g/人・日以下
再生利用率	12.5%	約17%

第2項 容器包装廃棄物量の予測

「第10期城里町分別収集計画」による容器包装廃棄物量の見込みは、表6-8に示すとおりです。

表6-8 容器包装廃棄物量の見込み

(単位：t)

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
スチール製容器	35	35	35	35	35
アルミ製容器	36	36	36	36	36
無色のガラス製容器	52	52	52	52	52
茶色のガラス製容器	50	50	50	50	50
その他のガラス製容器	19	19	19	19	19
飲料用紙製容器	0	0	0	0	0
段ボール	77	77	77	77	77
その他の紙製容器	0	0	0	0	0
ペットボトル	19	19	19	19	19
その他のプラスチック製容器	92	92	92	92	92
白色トレイ	3	3	3	3	3
計	380	380	380	380	380

資料：「第10期城里町分別収集計画」（令和5年4月）

第4節 ごみの発生量・処理量の見通し〔目標達成時の場合〕

第1項 ごみの排出量の予測〔目標達成時の場合〕

目標達成時のごみ年間総排出量及び1人1日当たり平均排出量の予測結果を図6-3に示します。

家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれについて、目標達成した場合のごみの排出量は、令和20年度に5,097 t/年（家庭系 3,908 t/年、事業系 1,189 t/年）になると見込まれます。

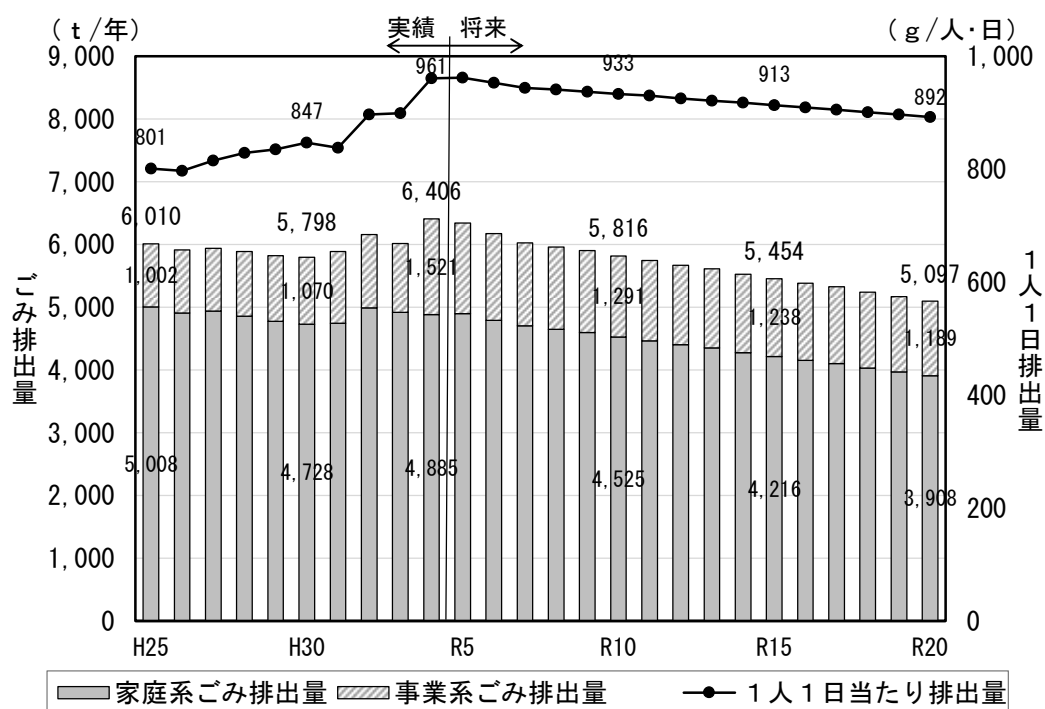


図6-3 ごみ排出量及び1人1日当たり平均排出量の予測〔目標達成時の場合〕

第2項 種類別ごみ排出量の予測〔目標達成時の場合〕

種類別ごみ排出量の予測結果を表6-9に示します。

表6-9 種類別ごみ排出量の予測〔目標達成時の場合〕

項目	単位	R4	R6	R8	R10	R12	R14	R16	R18	R20
		実績値	予 測 値							
ごみ年間排出量（家庭系・事業系合計）	t／年	6,192	6,061	5,894	5,752	5,608	5,464	5,321	5,181	5,037
(1) 可燃ごみ	t／年	5,071	4,834	4,625	4,498	4,370	4,240	4,113	3,985	3,856
(2) 資源ごみ（集団回収含む）	t／年	730	817	867	858	850	841	832	825	816
(3) 粗大ごみ	t／年	380	399	391	385	378	373	366	361	355
(4) その他	t／年	11	11	11	11	10	10	10	10	10

注）助燃剤除く。

第3項 資源化量の予測〔目標達成時の場合〕

資源化量及び資源化率の予測を表6-10に示します。

表6-10 資源化量及び資源化率の予測〔目標達成時の場合〕

項目	単位	R4	R6	R8	R10	R12	R14	R16	R18	R20
		実績値	予 測 値							
資源化量	t／年	801	891	936	923	910	898	886	877	863
(1) 直接資源化量	t／年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 中間処理に伴う資源化量	t／年	631	685	735	725	715	706	698	692	681
(3) 集団回収量	t／年	170	206	201	198	195	192	188	185	182
資源化率	%	12.5%	14.4%	15.7%	15.9%	16.0%	16.2%	16.5%	16.7%	16.9%

第4項 最終処分量の予測〔目標達成時の場合〕

最終処分量及び最終処分率の予測を表6-11に示します。

表6-11 最終処分量及び最終処分率の予測〔目標達成時の場合〕

項目	単位	R4	R6	R8	R10	R12	R14	R16	R18	R20
		実績値	予 測 値							
最終処分量	t／年	397	353	336	327	318	309	300	291	282
最終処分率	%	6.2%	5.7%	5.6%	5.6%	5.6%	5.6%	5.6%	5.6%	5.5%

表6-12 予測値総括表〔目標達成時の場合〕

区 分		単位	年 度									
			R4	R6	R8	R10	R12	R14	R16	R18	R20	
			実績値 予 測 値									
人口等	A	行政区内人口	人	18,254	17,749	17,356	17,073	16,791	16,508	16,226	15,943	15,661
	B	計画収集人口	人	18,254	17,749	17,356	17,073	16,791	16,508	16,226	15,943	15,661
	C	自家処理人口〔(1)-(2)〕	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要処理量	D	家庭系収集ごみ年間排出量	t/年	4,126	4,006	3,870	3,758	3,642	3,527	3,412	3,298	3,184
	(1)	可燃ごみ【現状推移】	t/年	3,530	3,461	3,427	3,411	3,390	3,366	3,339	3,309	3,277
		プラスチック包装の分別収集開始予定	t/年		-31	-92	-92	-92	-92	-92	-92	-92
		布類の資源化	t/年		-30	-30	-30	-30	-30	-30	-30	-30
		可燃ごみの排出抑制	t/年		-47	-137	-224	-308	-390	-468	-544	-617
		可燃ごみ【目標達成】	t/年	3,530	3,353	3,168	3,065	2,960	2,854	2,749	2,643	2,538
	(2)	資源ごみ	t/年	313	365	420	415	410	405	400	396	391
		〔ビン類〕	t/年	(170)	(165)	(161)	(159)	(156)	(154)	(152)	(150)	(146)
		〔カン類〕	t/年	(53)	(52)	(51)	(50)	(49)	(48)	(47)	(46)	(46)
		〔ペットボトル〕	t/年	(17)	(17)	(17)	(16)	(16)	(16)	(15)	(15)	(15)
		〔プラスチック包装〕	t/年		(31)	(92)	(92)	(92)	(92)	(92)	(92)	(92)
		〔紙類〕	t/年	(71)	(69)	(68)	(67)	(66)	(64)	(63)	(62)	(61)
		〔布類〕	t/年		(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)
		〔廃食油〕	t/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	(3)	粗大ごみ	t/年	272	277	271	267	262	258	253	249	245
	(4)	その他(電池・蛍光管)	t/年	11	11	11	11	10	10	10	10	10
	E	家庭系持込ごみ年間排出量	t/年	589	581	575	569	565	559	554	549	542
	(1)	可燃ごみ	t/年	465	456	452	449	447	443	440	436	432
	(2)	資源ごみ	t/年	23	22	22	21	21	20	20	20	19
		〔ビン類〕	t/年	(13)	(12)	(12)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)
		〔カン類〕	t/年	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(3)	(3)	(3)	(3)
		〔ペットボトル〕	t/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
		〔紙類〕	t/年	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(4)
		〔廃食油〕	t/年	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(3)	粗大ごみ	t/年	101	103	101	99	97	96	94	93	91
	(4)	その他(電池・蛍光管)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	F	集団資源回収量	t/年	170	206	201	198	195	192	188	185	182
		拠点回収(小型家電)	t/年	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	G	家庭系ごみ年間総排出量	t/年	4,885.000	4,793.000	4,646.000	4,525.000	4,402.000	4,278.000	4,154.000	4,032.000	3,908.000
	H	事業系ごみ年間搬入量	t/年	787	754	740	724	709	695	681	668	654
事業系	(1)	可燃ごみ【現状推移】	t/年	778	752	760	765	770	776	781	786	789
		排出抑制	t/年		-11	-33	-54	-74	-94	-113	-131	-148
		可燃ごみ【目標達成】	t/年	778	741	727	711	696	682	668	655	641
	(2)	資源ごみ	t/年	6	5	5	5	5	5	5	5	5
		〔ビン類〕	t/年	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)
		〔カン類〕	t/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
		〔ペットボトル〕	t/年	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		〔紙類〕	t/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
		〔廃食油〕	t/年	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(3)	粗大ごみ	t/年	3	8	8	8	8	8	8	8	8
	(4)	その他(電池・蛍光管)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	I	事業系直接搬入ごみ年間排出量	t/年	734	627	572	567	560	554	548	542	535
	(1)	可燃ごみ【現状推移】	t/年	298	288	291	294	295	297	299	301	302
		排出抑制	t/年		-4	-13	-21	-28	-36	-43	-50	-57
		可燃ごみ【目標達成】	t/年	298	284	278	273	267	261	256	251	245
		助燃剤	t/年	214	113	64	64	63	63	62	61	60
	(2)	資源ごみ	t/年	218	219	219	219	219	219	219	219	219
		〔ビン類〕	t/年	(119)	(119)	(119)	(119)	(119)	(119)	(119)	(119)	(119)
		〔カン類〕	t/年	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)
		〔ペットボトル〕	t/年	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)
		〔紙類〕	t/年	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)
		〔廃食油〕	t/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	(3)	粗大ごみ	t/年	4	11	11	11	11	11	11	11	11
	(4)	その他(電池・蛍光管)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	J	事業系ごみ年間総排出量	t/年	1,521	1,381	1,312	1,291	1,269	1,249	1,229	1,210	1,189
	計	ごみ年間総排出量	t/年	6,406.000	6,174.000	5,958.000	5,816.000	5,671.000	5,527.000	5,383.000	5,242.000	5,097.000
処理内訳	L	破砕・選別処理量	t/年	380	399	391	385	373	366	361	355	348
	(a)	可燃残渣	t/年	175	184	180	177	174	172	168	166	163
	(b)	選別資源物	t/年	180	189	185	183	179	176	174	171	169
	(c)	不燃残渣	t/年	25	26	26	25	25	25	24	24	23
	M	焼却処理量	t/年	5,483	5,244	5,021	4,885	4,748	4,611	4,474	4,338	4,200
	N	焼却残渣	t/年	362	346	331	322	313	304	295	286	277
	O	資源化量	t/年	801.000	891.000	936.000	923.000	910.000	898.000	886.000	877.000	863.000
	(1)	直接資源化量	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2)	中間処理に伴う資源化量	t/年	631.000	685.000	735.000	725.000	715.000	706.000	698.000	692.000	681.000
		カレット・ビン類	t/年	215	211	208	206	204	202	201	200	197
		カン類・金属類	t/年	67	66	66	65	64	63	62	61	61
		ペットボトル	t/年	22	22	22	21	21	21	21	21	21
		プラスチック包装	t/年		31	92	92	92	92	92	92	92
		紙類	t/年	90	89	88	87	86	85	84	84	82
		布類	t/年		30	30	30	30	30	30	30	30
		廃食油	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		廃乾電池	t/年									
		廃蛍光管	t/年	11	11	11	11	10	10	10	10	10
		小型家電	t/年	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		粗大破砕資源(金属)	t/年	84	88	86	85	84	82	81	80	78
		熔融スラグ	t/年	141	136	131	127	123	120	116	113	109
	(3)	集団回収量(紙類)	t/年	170	206	201	198	195	192	188	185	182
	P	資源化率	%	12.5%	14.4%	15.7%	15.9%	16.0%	16.2%	16.5%	16.7%	16.9%
	Q	し尿焼却灰	t/年	5	2	1	1	1	1	1	1	1
	R	最終処分量	t/年	397	353	336	327	318	309	300	291	282
	S	最終処分率	%	6.2%	5.7%	5.6%	5.6%	5.6%	5.6%	5.6%	5.6%	5.5%

注) () 内数値は、資源のおおよその量を把握したく、処理後の内訳で案分する。家庭系・事業系、収集・直接搬入に関わらず、一律とする。

表6-13 予測値総括表（原単位）〔目標達成時の場合〕

区 分			単位	年 度								
				R4	R6	R8	R10	R12	R14	R16	R18	R20
				実績値	予 測 値							
人口等	A	行政区域内人口	人	18,254	17,749	17,356	17,073	16,791	16,508	16,226	15,943	15,661
	B	計画収集人口	人	18,254	17,749	17,356	17,073	16,791	16,508	16,226	15,943	15,661
	C	自家処理人口（(1)－(2)）	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要処理量	D	家庭系収集ごみ1人1日平均排出量	g／人日	619.26	618.5	610.9	602.9	594.3	585.5	576.2	566.7	556.9
	(1)	可燃ごみ【現状推移】	g／人日	529.81	534.2	541.0	547.3	553.1	558.7	563.8	568.7	573.3
		プラスチック包装の分別収集開始予定	g／人日		-4.79	-14.52	-14.76	-15.01	-15.27	-15.53	-15.81	-16.09
		布類の資源化	g／人日		-4.60	-4.74	-4.81	-4.89	-4.98	-5.07	-5.16	-5.25
		可燃ごみの排出抑制	g／人日		-7.19	-21.57	-35.95	-50.33	-64.72	-79.10	-93.48	-107.86
		可燃ごみ【目標達成】	g／人日	529.81	517.62	500.17	491.78	482.87	473.73	464.10	454.25	444.10
	(2)	資源ごみ	g／人日	46.98	56.39	66.26	66.57	66.90	67.25	67.60	67.97	68.34
		（ビン類）	g／人日	(25.52)	(25.55)	(25.38)	(25.50)	(25.46)	(25.58)	(25.72)	(25.70)	(25.49)
		（カン類）	g／人日	(7.95)	(8.03)	(8.05)	(8.02)	(8.00)	(7.97)	(7.94)	(7.90)	(8.05)
		（ペットボトル）	g／人日	(2.55)	(2.62)	(2.68)	(2.57)	(2.61)	(2.66)	(2.53)	(2.58)	(2.62)
		（プラスチック容器包装）	g／人日		(4.79)	(14.52)	(14.76)	(15.01)	(15.27)	(15.53)	(15.81)	(16.09)
		（紙類）	g／人日	(10.66)	(10.65)	(10.73)	(10.75)	(10.77)	(10.62)	(10.64)	(10.65)	(10.67)
		（布類）	g／人日		(4.60)	(4.74)	(4.81)	(4.89)	(4.98)	(5.07)	(5.16)	(5.25)
		（廃食油）	g／人日	(0.15)	(0.15)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)
	(3)	粗大ごみ	g／人日	40.82	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8
	(4)	その他（電池・蛍光灯）	g／人日	1.65	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
	E	家庭系持込ごみ1人1日平均排出量	g／人日	88.40	89.7	90.6	91.4	92.2	92.9	93.6	94.2	94.8
	(1)	可燃ごみ	g／人日	69.79	70.4	71.3	72.1	72.9	73.6	74.3	74.9	75.5
	(2)	資源ごみ	g／人日	3.45	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
		（ビン類）	g／人日	(1.95)	(1.86)	(1.82)	(1.80)	(1.77)	(1.90)	(1.88)	(1.85)	(2.01)
		（カン類）	g／人日	(0.60)	(0.62)	(0.63)	(0.64)	(0.65)	(0.50)	(0.51)	(0.52)	(0.52)
		（ペットボトル）	g／人日	(0.15)	(0.15)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)
		（紙類）	g／人日	(0.75)	(0.77)	(0.79)	(0.80)	(0.82)	(0.83)	(0.84)	(0.86)	(0.70)
		（廃食油）	g／人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)
	(3)	粗大ごみ	g／人日	15.16	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9
	(4)	その他（電池・蛍光灯）	g／人日	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	F	集団資源回収1人1日平均排出量	g／人日	25.52	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8
		拠点回収1人1日平均排出量	g／人日	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	G	家庭系ごみ1人1日平均排出量	g／人日	733.180	740.010	733.330	726.050	718.270	710.180	701.600	692.720	683.540
H	事業系ごみ1人1日平均排出量	g／人日	117.97	116.37	116.81	116.25	115.69	115.34	115.08	114.92	114.36	
事業系	(1)	可燃ごみ【現状推移】	g／人日	116.77	116.10	119.90	122.80	125.70	128.80	131.90	135.10	138.00
		排出抑制	g／人日		-1.73	-5.19	-8.65	-12.11	-15.56	-19.02	-22.48	-25.94
		可燃ごみ【目標達成】	g／人日	116.77	114.37	114.71	114.15	113.59	113.24	112.88	112.62	112.06
	(2)	資源ごみ	g／人日	0.75	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9
		（ビン類）	g／人日	(0.45)	(0.50)	(0.48)	(0.48)	(0.48)	(0.46)	(0.46)	(0.56)	(0.56)
		（カン類）	g／人日	(0.15)	(0.15)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)
		（ペットボトル）	g／人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)
		（紙類）	g／人日	(0.15)	(0.15)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)
		（廃食油）	g／人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)
	(3)	粗大ごみ	g／人日	0.45	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4
	(4)	その他（電池・蛍光灯）	g／人日	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	I	事業系直接搬入ごみ1人1日平均排出量	g／人日	110.31	96.7	90.4	91.0	91.5	92.0	92.5	93.2	93.7
	(1)	可燃ごみ【現状推移】	g／人日	44.73	44.5	46.0	47.1	48.2	49.3	50.5	51.8	52.9
		排出抑制	g／人日		-0.66	-1.99	-3.32	-4.64	-5.97	-7.30	-8.62	-9.95
		可燃ごみ【目標達成】	g／人日	44.73	43.84	44.01	43.78	43.56	43.33	43.20	43.18	42.95
		助燃剤	g／人日	32.12	17.4	10.1	10.3	10.3	10.5	10.5	10.5	10.5
	(2)	資源ごみ	g／人日	32.86	33.8	34.6	35.2	35.8	36.4	37.0	37.6	38.3
		（ビン類）	g／人日	(17.86)	(18.37)	(18.82)	(19.15)	(19.48)	(19.80)	(20.11)	(20.42)	(20.81)
		（カン類）	g／人日	(5.55)	(5.71)	(5.84)	(5.94)	(6.04)	(6.14)	(6.25)	(6.36)	(6.47)
		（ペットボトル）	g／人日	(1.80)	(1.85)	(1.89)	(1.93)	(1.96)	(1.99)	(2.03)	(2.06)	(2.10)
		（紙類）	g／人日	(7.50)	(7.72)	(7.89)	(8.02)	(8.16)	(8.30)	(8.44)	(8.59)	(8.75)
		（廃食油）	g／人日	(0.15)	(0.15)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)
	(3)	粗大ごみ	g／人日	(0.60)	(1.70)	(1.70)	(1.70)	(1.80)	(1.80)	(1.80)	(1.90)	(1.90)
	(4)	その他（電池・蛍光灯）	g／人日	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	J	事業系ごみ1人1日平均排出量	g／人日	228.28	213.1	207.2	207.2	207.2	207.4	207.6	208.1	208.0
	計	K	ごみ1人1日平均排出量	g／人日	961.460	953.120	940.550	933.280	925.420	917.550	909.180	900.820
処理内訳	L	破碎・選別処理量（紙類除く）	g／人日	57.04	61.58	61.71	61.78	61.68	61.91	61.80	62.04	62.10
	(a)	可燃残渣	g／人日	26.27	28.40	28.41	28.40	28.39	28.55	28.37	28.53	28.52
	(b)	選別資源物	g／人日	27.02	29.17	29.20	29.37	29.21	29.21	29.38	29.39	29.56
	(c)	不燃残渣	g／人日	3.75	4.01	4.10	4.01	4.08	4.15	4.05	4.12	4.02
	M	焼却処理量	g／人日	822.94	809.46	792.59	783.90	774.71	765.26	755.43	745.46	734.75
	N	焼却残渣	g／人日	54.33	53.41	52.25	51.67	51.07	50.45	49.81	49.15	48.46
	O	資源化量	g／人日	120.230	137.510	147.760	148.110	148.480	149.050	149.610	150.710	150.970
	(1)	直接資源化量	g／人日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	(2)	中間処理に伴う資源化量	g／人日	94.710	105.710	116.030	116.340	116.660	117.190	117.870	118.920	119.130
		カレット・ビン類	g／人日	32.27	32.57	32.83	33.06	33.29	33.52	33.94	34.37	34.46
		カン類・金属類	g／人日	10.06	10.19	10.42	10.43	10.44	10.46	10.47	10.48	10.67
		ペットボトル	g／人日	3.30	3.40	3.47	3.37	3.43	3.49	3.55	3.61	3.67
		プラスチック容器包装	g／人日		4.79	14.52	14.76	15.01	15.27	15.53	15.81	16.09
		紙類	g／人日	13.51	13.74	13.89	13.96	14.03	14.11	14.18	14.43	14.35
		布類	g／人日		4.60	4.74	4.81	4.89	4.98	5.07	5.16	5.25
		廃食油	g／人日	0.15	0.15	0.16	0.16	0.16	0.17	0.17	0.17	0.17
		廃乾電池	g／人日	1.65	1.70	1.74	1.77	1.63	1.66	1.69	1.72	1.75
		廃蛍光灯	g／人日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		小型家電	g／人日	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		粗大破碎資源（金属）	g／人日	12.61	13.58	13.58	13.64	13.71	13.61	13.68	13.75	13.65
		熔融スラグ	g／人日	21.16	20.99	20.68	20.38	20.07	19.92	19.59	19.42	19.07
	(3)	集団回収量（紙類）	g／人日	25.52	31.80	31.73	31.77	31.82	31.86	31.74	31.79	31.84
	P	資源化率	%	12.5%	14.4%	15.7%	15.9%	16.0%	16.2%	16.5%	16.7%	16.9%
	Q	し尿焼却灰	g／人日	0.75	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
	R	最終処分量	g／人日	59.59	54.49	53.04	52.47	51.89	51.28	50.65	50.01	49.33
	S	最終処分率	%	6.2%	5.7%	5.6%	5.6%	5.6%	5.6%	5.6%	5.6%	5.5%

注）（ ）内数値は、資源のおおよその量を把握したく、処理後の内訳で案分する。家庭系・事業系、収集・直接搬入に関わらず、一律とする。

第5節 ごみの発生・排出抑制施策の展開

本町では、各種の施策を行うことにより、ごみの発生抑制・再資源化を推進し、地域における循環型社会の形成を目指します。

第1項 住民による施策展開

使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進【継続】	
	住民は、ごみの発生抑制と再生資源の利用を図るため、使い捨て商品の使用抑制と再生品の選択、使用に努めます。 町は、住民に対し、繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用及び再生品の購入を心掛けるライフスタイルを促進します。
必要な分だけ消費する行動の推進【新規】	
	買い物の際に本当に必要なものか考えて購入するなど、ごみの発生を減らす行動について、具体的な行動例の紹介等により推進します。
ものを大切にする意識の定着促進【新規】	
	長寿命製品の利用を促進すると共に、「ごみを出さない工夫」や「もったいない意識」の定着に向け、住民が実施できる取組の紹介を、チラシや町のホームページを使って促進します。
過剰包装等の自粛【継続】	
	「燃やせるごみ」の中には、紙袋、包装紙、プラスチック製の袋、包装用シート等、各種包装用品のごみがあります。住民は、マイバッグの使用や過剰包装を断ることにより、ごみの発生を抑制し、資源化に繋がります。
生ごみの「3キリ運動」の推進【新規】	
	生ごみ削減の取組として、①買った食材を使いきる「使いキリ」、②食べ残しをしない「食べキリ」、③生ごみを出す前にもうひとしぼりする「水キリ」をする「3キリ運動」を推奨し、生ごみ減量に向けた意識の向上を推進します。
食品ロス削減への取組【新規】	
	冷蔵庫の中身を確認し、消費期限・賞味期限を把握することで、買いすぎや使い忘れによる未利用食品の廃棄を減らすなど、食品ロスの削減に資する購買行動を実施するよう啓発に努めています。
資源ごみ分別収集の活用【継続】	
	町が行っている資源ごみの分別収集を活用し、資源化を推進します。
集団回収の奨励【継続】	
	集団回収の奨励は、資源回収の向上や町民自治の形成推進、地域の子どもの環境教育に役立ちます。町全体の資源回収の推進を図るため、実施団体の育成や助成金の確保に努めます。



第2項 事業者による施策展開

発生源における排出抑制【継続】
事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進します。 事業者は、生ごみの堆肥化及び生産される堆肥の積極的な利用を図ります。
過剰包装の抑制【継続】
事業者は、過剰包装を抑制し、再使用、再生利用の可能な素材、形状の包装を採用するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進します。
製品の長寿命化【継続】
事業者は、商品の耐用年数の長期化、アフターサービスの充実・低コスト化等、商品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行います。
店頭回収等の実施【継続】
事業者は、店舗や事業所の空きスペースを住民との協働による店頭回収や古紙回収等の活動拠点として活用します。
ごみ減量化・資源化協力店制度の導入【継続】
町は、ごみ発生抑制、資源化等、環境に配慮した活動に取り組んでいる店舗、事業所をごみ減量化・資源化協力店制度（エコショップ制度）に基づき認定し、循環型社会の形成を推進します。 事業者は、本制度を活用し、自らの活動のPRと住民への啓発を推進します。
流通包装廃棄物の抑制【継続】
事業者は、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により、流通包装廃棄物の発生を抑制します。
事業者責任の明確化【新規】
事業者向けに適正分別・適正排出に向け広報啓発を実施し、事業者責任の明確化を図っていきます。
事業者間の協力【継続】
事業者は、ゼロ・エミッションを目指して、事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進します。
優良事業者表彰の活用【継続】
事業者は、優良事業者表彰制度を活用し、自らの活動のPRとともに他の事業者への導入を促進します。

第3項 行政による施策展開

教育・啓発活動の充実【継続】
環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために小・中学校での環境学習を推進します（表6-14(1)参照）。 住民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために各種の学習機会を設けます（表6-14(1)参照）。
情報提供【継続】
住民・事業者によって率先して、発生抑制・資源化の行動を促すため、循環型社会形成の取組に関する情報等を広報誌、ホームページなどによって提供します（表6-14(1)参照）。
地域における活動の活性化【継続】
地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、住民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようサポートに努めます（表6-14(2)参照）。
事業者の発生抑制・資源化【継続】
町は、事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、並びに再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう指導を徹底します。事業所を戸別に訪問し、啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行い、ごみの発生抑制を促進します。 また、住民との協働による取組、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場を提供するなど、活動を支援します。
多量排出事業者に対する減量化指導の徹底【継続】
多量排出事業者に対して、減量化・資源化等計画の策定及び提出を求め、計画の履行を促し、実施状況を監視するとともに、必要な助言・指導を行っていきます。
飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制【継続】
民間事業者による店頭回収等の普及促進を図り、住民と事業者による資源化システムの構築を推進します。
グリーン購入の推進【継続】
再生品等の供給面の取組に加え、需要面からの取組が重要であることから、町は、率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。
食用廃油の資源化促進【継続】
食用廃油を回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）として、有効利用を図ります。
小型家電の回収【継続】
レアメタルの資源化を推進するため、平成27年度から拠点回収を実施しています。今後は、小型家電品の分別収集に関して、調査・研究を行い、拠点箇所・回収品目の拡大を検討していきます。
資源分別の徹底【発展】
モデル地区でプラスチック製容器包装の分別収集を予定する等、さらなる資源ごみの分別徹底を推進します。新たな分別等施策の実施にあたっては、現在の分別収集体制を変更します（表6-14(2)参照）。
優良事業者の表彰【継続】
町は、環境に配慮した活動及び住民との協働事業等に取り組む優良事業者を表彰するなど成果を評価できる体制を整備します。

表 6 - 14(1) 具体的な取組

施策	取組内容
学校における環境学習	・環境学習を効果的に行うための教材、副読本等を作成し、ごみの発生抑制、資源化についての意義、必要性を啓発します。 ・ごみの発生抑制、再資源化をテーマにした学習会の開催、親子で参加するリサイクル体験、啓発用のポスターや標語の募集等を実施し、実体験を通じた意識啓発を図ります。 ・住民団体、N P O等と共同で環境教育を推進します。 ・環境省が推進するこどもエコクラブや民間事業者が行っている体験型環境学習等との連携を図り、身近な取組の実践を促進します。
学習機会の創造	・体験学習会、施設見学会、講演会等を開催します。 ・城里町民まつりなどの集客力のあるイベントにおいて、フリーマーケットの開催、リサイクルコーナー(資源と再生品の交換等)の設置等を検討します。 また、住民、住民団体及び事業者が実施した活動に対して、地域への波及効果や貢献を考慮して、表彰及び事業内容を紹介するなど、広報活動により住民の意識を喚起します。 ・国、県と共同でシンポジウム、イベント等の開催を検討します。 ・住民団体、N P O等と共同で体験学習を推進します。 ・民間事業者等と共同でキャンペーン等を推進します。
情報提供	・ごみ処理の状況や課題、処理経費、減量化・資源化の状況がどうなっているか等の情報を提供します。 ・本計画に基づく取組の検証・評価結果及び改善策を公表します。 ・環境省、経済産業省、県及び関係機関が発信する情報を集約整理し、住民に分かりやすく提供します。 ・地域住民の参加を促進するため、地域におけるマナーアップ運動（ごみ拾い）などの取組に応じた情報の提供を行います。 ・環境のことを考えて、環境への負荷の少ない買い物を実践するため、グリーンコンシューマーに関する情報提供を推進します。 ・資源の店頭回収や新聞店の自主回収など、民間事業者による資源回収活動等の把握に努め、住民に情報を提供することにより、積極的な利用を促進します。 ・エコマーク商品、グリーンマーク商品及び本町の取組により、再生品として、生まれ変わった商品をホームページ等に掲載し、住民への周知を図ります。 ・転入者、集合住宅の居住者に対しても町の資源分別のルールを守り、地域の活動に参加するよう情報提供により、周知を徹底します。



表 6 - 14(2) 具体的な取組

施策	取組内容
地域における活動の活性化	・自治会との交流により、自治会ごとの活動状況を把握するとともに収集した情報を整理し、他の自治会へ情報を提供します。 ・住民の開催するバザー、フリーマーケット等に対して、公共施設の提供などの支援を行います。 ・町内において、マイバッグ、買い物かごの利用促進運動、再生資源を利用した製品の利用、資源の店頭回収、事業所内で発生するごみの分別・資源化、生ごみの堆肥化等の事業に取り組む事業者について紹介し、地域住民の理解と協力を呼び掛けます。 ・地域における環境美化活動等を開催します。 ・地域の特性を踏まえたきめ細かな取組を推進するため、活動の中心となる地域リーダー、住民グループ及びNPOの育成、支援を行います。 ・住民・事業者・行政が相互に連携して取り組む体制を構築するため、三者の交流機会を創出します。また、地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進します。
資源分別の徹底	○ペットボトルの資源化の検討 ・ペットボトルの資源化は行っていますが、より環境に配慮した資源化方法の検討を行っていきます。 ○布類の回収場所の拡大 ・回収場所3か所（令和5年度時点）でモデル的に行っており、距離的な課題を踏まえ、増設を検討します。 ○プラスチック製容器包装の資源化 ・プラスチック製容器包装のモデル地区での分別収集を予定しています。 ○プラスチック製品の分別収集の検討 ・ごみステーションでの収集開始に向け収集スケジュールの設定、排出ルール（周知内容等）を作成します。 ・委託収集の実施に向け体制を構築します。

第6節 ごみの適正処理に関する基本的事項

第1項 分別区分等について

本町は、一般廃棄物を指定の曜日に収集しており、「燃やせるごみ」のみを有料指定袋による収集としています。

ごみの減量と資源の有効利用を図ることを目的に、「プラスチック製容器包装」は町全域での分別収集を予定しています。その回収状況を整理・把握しながら、「プラスチック製品」の分別収集を検討していきます。

表6-15 将来のごみの分別区分

分別区分		具体的な品目
燃やせるごみ		台所のごみ、紙くず・紙パック類、布・衣類、プラスチック類、木くず（直径10cm以内）、枯れ草、革製品
資源ごみ	カン類	ジュース缶、殺虫剤・整髪料缶、カセットボンベ
	ビン類	ジュースビン、ビールビン、酒ビン、化粧品類ビン
	ペットボトル	ジュース類、お茶類、焼酎・ミネラルウォーターなどの容器 ※「PET-1」の表示マークがあるものだけ
	紙類	新聞紙、雑誌、段ボール
	粗大ごみ、不燃ごみ	ノートパソコン、パソコン（本体のみ）、なべ・やかん類、包丁、ポット、炊飯器、電子レンジ、扇風機、掃除機、アイロン、ドライヤー、家庭用プリンター、石油ストーブ・ファンヒーター、刈払機、自転車、オイル缶
	小型家電	携帯電話・PHS・スマートフォン、タブレット、コンパクトデジタルカメラ、携帯型ゲーム機
	プラスチック製容器包装 【モデル地区対象】	例）包装用フィルム、弁当等の容器、カップ麺・ヨーグルトなどの容器、卵パック など ※「プラ」の表示マークがあるものだけ
有害ごみ		電池、体温計、蛍光管、電球

第2項 目標年次のマテリアルフロー

目標年次である令和20年度のマテリアルフローを図6-4に示します。

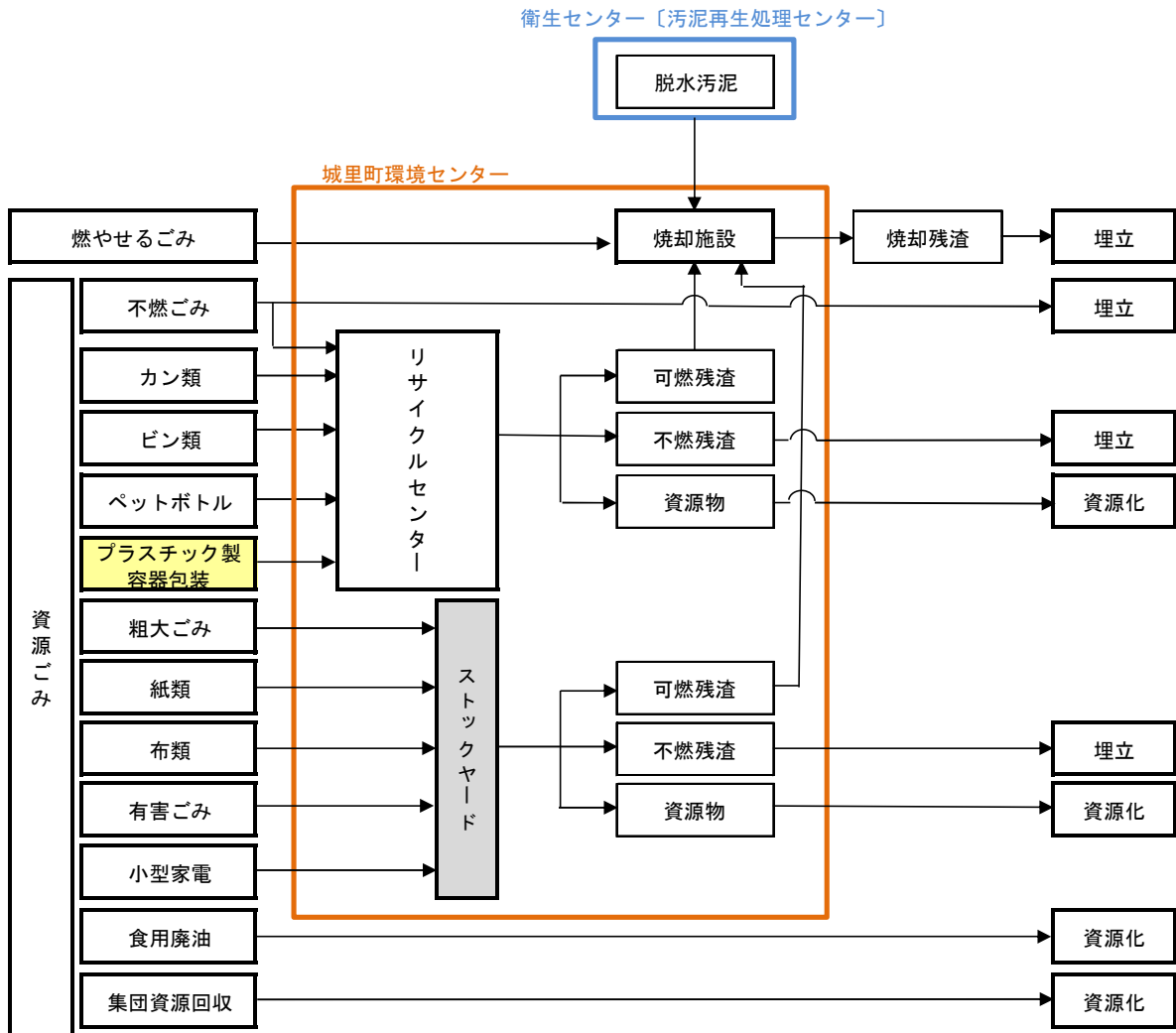


図6-4 目標年次のマテリアルフロー

第7節 収集・運搬計画

第1項 収集運搬の方向性

住民に対して、本町のごみ分別に従って分別を徹底するよう周知を図ります。

分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬を行います。

資源ごみについては、資源化率向上に向け、分別区分及び収集体制を変更します。

第2項 収集運搬方策

- ・ごみを迅速かつ衛生的に処理するため、地域的な偏りの無い、効率的で適切な収集体制を構築し、それを維持することにより、住民サービスの向上を図ります。
- ・家庭系ごみの収集・運搬は、ステーション（ごみ集積所）収集方式を継続して行うものとします。

- ・ごみの分別区分及び収集回数は、原則的に現行制度を維持するものとしませんが、新たにモデル地区での「プラスチック製容器包装」の分別収集を予定しています。
- ・粗大ごみに関して、ストックヤードへの搬入が困難な世帯に対し、戸別収集への実施を検討していきます。
- ・感染性廃棄物などの特別管理廃棄物については、本町では処理できないことから、事業者の責任において収集専門業者、中間処理専門業者、最終処分専門業者に委託し、適正処理を実施するものとしします。
- ・収集・運搬するごみの種類については、資源化設備や人的体制などに関係するため、容器包装リサイクル法等の各種関連法に基づいた分別収集計画を策定し、計画的に拡大することを検討していきます。

第8節 中間処理計画

第1項 中間処理の方向性

本町は、中間処理の大部分を城里町環境センターで行っており、最終処分量を可能な限り低減することを目標とし、「燃やせるごみ」の排出抑制に努めていきます。

第2項 中間処理方策

中間処理を行っている城里町環境センター（焼却施設・リサイクルセンター）は、令和3年度に供用を開始しており、ごみ処理の安定化を図るとともに、循環型社会の形成に取り組めます。今後も安定的なごみ処理運営を行い、定期的の実施する精密機能検査の結果に基づき、修繕・更新が必要な設備を把握し、計画的に、修繕・更新等の対策を実施していきます。

第9節 最終処分計画

第1項 最終処分の方向性

最終処分計画の策定にあたっては、年度ごとにごみの排出抑制、資源化・再生利用や中間処理などによる減量化及び減容化を目標に掲げ、最終処分の対象となる処理残渣等を予測し、計画的に処分する必要があります。

第2項 最終処分方策

現在、本町には、一般廃棄物の最終処分場がないため、焼却残渣及び不燃残渣等を民間等の最終処分場へ委託処分しています。

埋立対象ごみの性状等が、最終処分場の受入基準に適合していることを確認し、民間委託を継続していきます。今後も委託した残渣が適正に処分されているか引き続きモニタリングを行っていきます。

第10節 その他のごみの処理に関し必要な事項

第1項 廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員の設置

ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項について審議し、取組の方向性を定めるために、（仮称）城里町廃棄物減量等推進審議会の設置を検討します。

また、地域レベルでのごみの発生抑制、資源化の取組、資源の分別排出の徹底などを推進するため、城里町廃棄物減量等推進員の設置を検討します。

第2項 適正処理困難物への対応

本町で処理困難物として定めているタイヤ、農業用ビニール等のごみは、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

第3項 医療系廃棄物への対応

在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関などによる回収等の促進及び適正な処理・回収ルートを活用するよう住民へ啓発します。

感染性医療廃棄物については、医療機関等の排出者の責任により、処理・処分するよう指導します。

第4項 災害廃棄物対策

災害時に発生する廃棄物の処理や災害によるごみ処理施設の被災などにより、一時的なごみ処理機能の低下が想定されるため、近隣自治体との連携体制を構築します。

また、大規模な地震や水害などの災害時に多量に発生することが想定される災害廃棄物について、城里町地域防災計画に基づき、円滑かつ適正に処理できる体制を整備するものとします。その際、大規模な災害発生後、数ヶ月程度は、ごみの一時保管場所等の確保が必要となるため、公共用地等を活用した仮置き場の確保に努め、災害後の復旧・復興を速やかに行えるようにします。

なお、大規模災害時での大量の災害廃棄物は「城里町災害廃棄物処理計画」に則り、迅速かつ適正処理に努めます。また、周辺市町村の協力体制はもとより、県内外の市町村を含む広域的な連携や民間業者との協力体制を構築していきます。

第5項 不法投棄対策の強化

不法投棄や野外焼却の防止については、ボランティアU. D.（不法投棄）監視員の協力や警察等関係機関と連携して、監視体制を一層充実させるとともに、住民や事業者へ不法投棄等の未然防止に向けた普及啓発を行うなど、不法投棄等の防止対策を推進します。

また、不法投棄多発地点においては、警告看板や監視カメラを設置するなど、未然に努めます。

住民や事業者へ不法投棄等の未然防止に向けた普及・啓発を行い、環境マナーやモラルの向上を推進します。

第6項 美化活動の推進

環境美化クリーン作戦の推進により、住民に対し、空き缶等の散乱防止を呼びかけると

もに、資源の有効利用の促進に努め、環境保全に対する住民の意識の高揚を図ります。

第7項 地球温暖化防止に関する基本方針

複雑多様化する環境問題に対し、総合的で計画的な環境保全対策を推進するため、城里町環境基本条例に基づき、「環境基本計画」を策定しています。

また、平成31年2月に地球温暖化防止対策の指針となる「城里町地球温暖化対策実行計画」を策定し、令和5年1月に一部見直しを行っています。積極的にエネルギーの効率的利用を行い、目標水準に達するよう各種施策を実施します。城里町環境センターにおいても、一般廃棄物処理に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなど）の発生量を把握し、温室効果ガスの排出量削減目標を定めています。

〔生活排水処理基本計画編〕

第7章 生活排水処理の基本方針

し尿汲み取り世帯や単独処理浄化槽世帯では、台所、洗濯、風呂などから排出される汚水（生活雑排水）は、未処理のまま近くの公共用水域に放流されるため、水質汚濁の主要因となっています。

これらを改善するため、公共下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設に接続することにより、し尿汲み取りや単独処理浄化槽世帯を減少させるとともに、集合処理施設の対象範囲外区域においては、合併処理浄化槽の普及促進を図るなど、抜本的な発生源対策の継続が求められています。

そこで、将来的にも公衆衛生の向上を図り、豊かな自然環境を保全していくため、合併処理浄化槽や集合処理施設の普及促進を図ることにより、生活排水の衛生処理を推進し、住民及び事業者の協力のもと、河川などの公共用水域の水質汚濁防止に努めていく必要があります。

第8章 生活排水処理の現況

生活排水のうち、し尿の処理は、公共下水道等、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿処理施設のいずれかで行われます。また、生活雑排水の処理は、公共下水道等や合併処理浄化槽により行われます。現在では、水質汚濁の主な原因が公共用水域に放流される未処理の生活雑排水であることは先に記したとおりですが、単独処理浄化槽世帯と非水洗化（汲み取り）世帯は減少しつつも存在し、生活雑排水の未処理放流が残っているのが現状です。

第1節 生活排水の処理体系

本町のし尿・生活雑排水の処理・処分体系は、図8-1に示すとおりです。

し尿汲み取り便槽の世帯から発生するし尿は、城里町衛生センターで適正に処理しています。

単独・合併処理浄化槽を設置している世帯では、各浄化槽で処理後、浄化槽汚泥は城里町衛生センターへ搬入され適正に処理しています。

公共下水道へ接続している世帯では、下水処理場等において適切に処理されています。

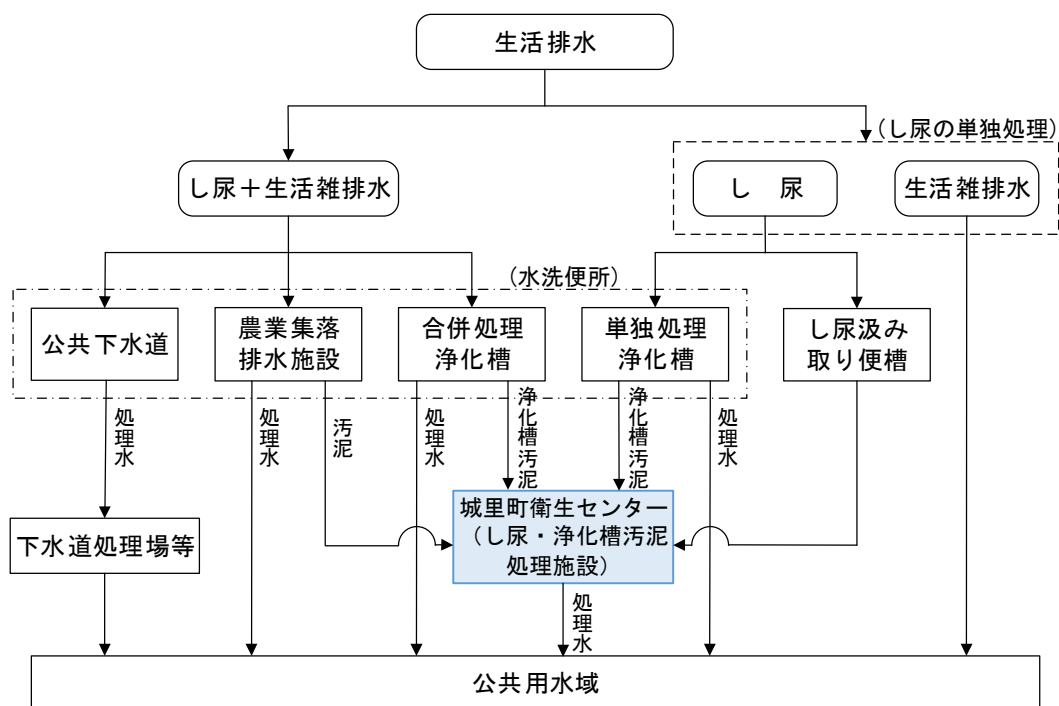


図8-1 生活排水処理体系フロー

第2節 生活排水の排出状況

第1項 処理形態別人口等

本町の過去10年（平成25年度～令和4年度）の処理形態別人口等の実績は、表8-1に示すとおりです。

公共下水道等の普及が進むに伴い、未処理人口が急速に減少し、生活雑排水による公共用水域の汚濁の軽減になっています。

表8-1 処理形態別人口及びし尿汚泥等の実績

区 分		単位	年 度									
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
			実 績 値									
生活排水処理形態別人口	(1) 行政区域内人口	人	20,548	20,334	19,924	19,463	19,099	18,763	19,197	18,806	18,335	18,254
	(2) 処理人口（自家処理を除く人口）	人	20,548	20,334	19,924	19,463	19,099	18,763	19,197	18,806	18,335	18,254
	(3) 汚水衛生処理人口	人	14,178	14,584	14,764	14,880	14,744	14,748	15,282	15,112	15,154	15,242
	(4) 公共下水道人口	人	5,142	5,360	5,280	5,470	5,520	5,629	5,981	6,030	6,147	6,196
	(5) 特定環境保全公共下水道人口	人	2,382	2,408	2,531	2,577	2,616	2,664	2,735	2,725	2,777	2,783
	(6) 農業集落排水施設人口	人	3,745	3,787	3,606	3,550	3,495	3,415	3,514	3,474	3,436	3,362
	(7) コミュニティ・プラント人口	人	230	224	0	0	0	0	0	0	0	0
	(8) 合併処理浄化槽人口	人	2,679	2,805	3,347	3,283	3,113	3,040	3,052	2,883	2,794	2,901
	(9) 未処理人口	人	6,370	5,750	5,160	4,583	4,355	4,015	3,915	3,694	3,181	3,012
	(10) 単独処理浄化槽人口	人	1,470	1,324	1,494	1,387	1,471	1,501	1,503	1,390	1,286	1,233
	(11) 非水洗化（汲み取り）人口	人	4,900	4,426	3,666	3,196	2,884	2,514	2,412	2,304	1,895	1,779
	(12) 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚 水 衛 生 処 理 率		%	69.0%	71.7%	74.1%	76.5%	77.2%	78.6%	79.6%	80.4%	82.7%	83.5%
し尿・汚泥量	(13) 汲み取りし尿量	kℓ/年	1,104	889	787	760	672	577	559	524	491	452
	(14) 単独処理浄化槽汚泥量	kℓ/年	4,300	3,748	3,952	3,672	3,618	3,659	3,405	3,338	3,265	3,340
	(15) 合併処理浄化槽汚泥量	kℓ/年										
	(16) 計（(13) + (14) + (15)）	kℓ/年	5,404	4,637	4,739	4,432	4,290	4,236	3,964	3,862	3,756	3,792

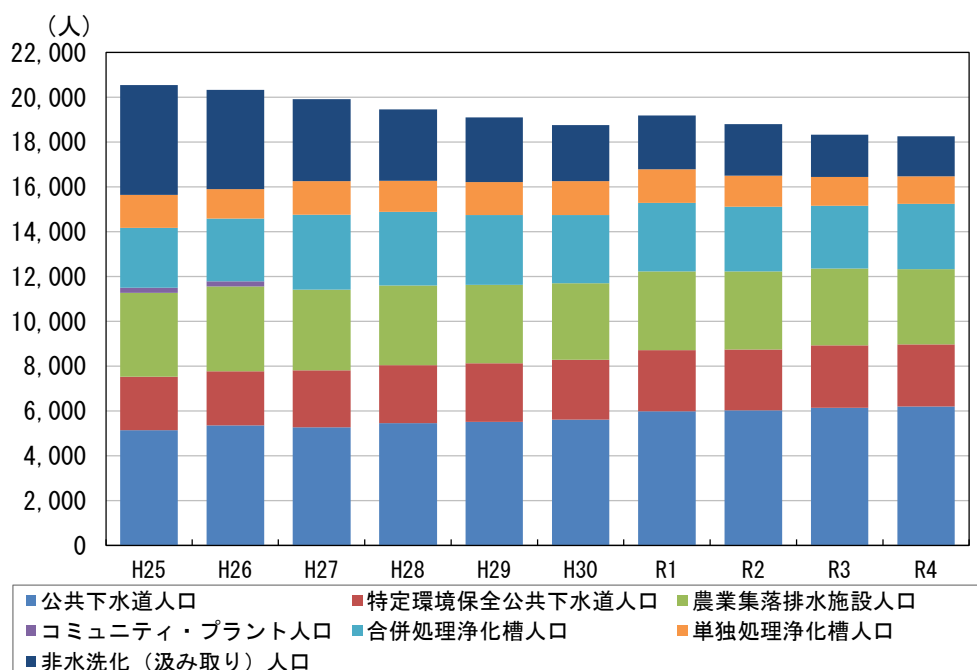


図8-2 処理形態別人口の推移

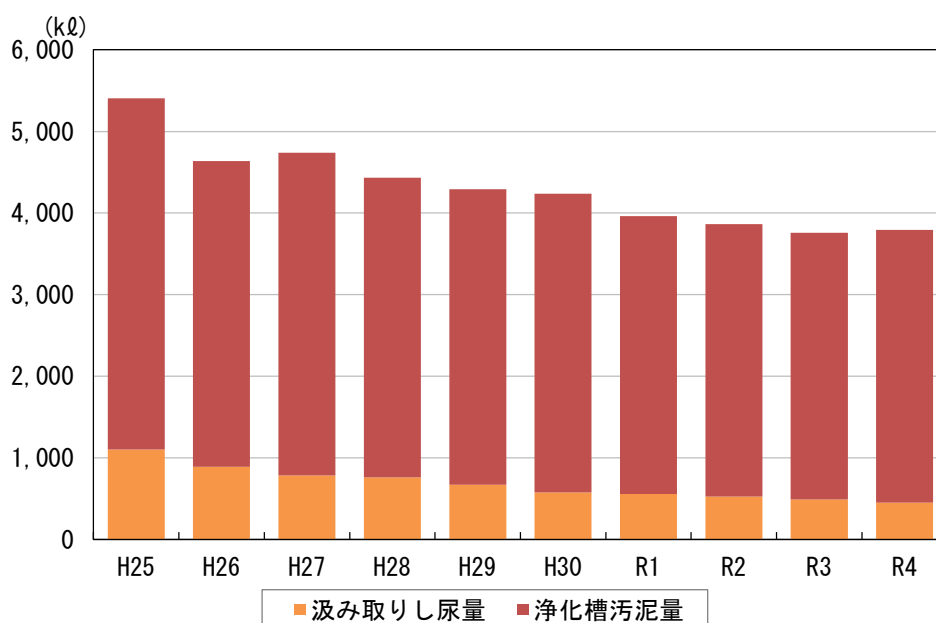


図8-3 し尿汚泥量の推移

第3節 収集・運搬の状況

し尿及び浄化槽汚泥の収集許可業者は、2社により収集・運搬を行っています。収集・運搬車両台数は5台となっています。

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬や中間処理後の最終処分場への運搬に際しては、近隣の環境に配慮し、シート掛けを十分に行い、廃棄物の飛散防止及び臭気防止を行っています。

第4節 生活排水処理施設等の概要

① 公共下水道事業

公共下水道事業の整備においては、那珂久慈流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を推進しています。

表8-2 公共下水道事業の概要

(令和5年3月31日現在)

事業計画 項目	計画処理 面積 (ha)	計画処理 人口 (人)	処理人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率
那珂久慈流域関連 公共下水道事業 (常北処理区)	719.9	10,390	7,720	6,196	80.3%
特定環境保全 公共下水道事業 (桂処理区)	303.0	4,280	3,714	2,783	74.9%
合 計	1,022.9	14,670	11,434	8,979	78.5%

② 農業集落排水事業

本町では、以下の地区において、農業集落排水施設による汚水処理を実施しています。

なお、農業集落排水事業はすべての整備計画が完了しています。

表8-3 農業集落排水事業の概要

(令和5年3月31日現在)

事業計画 項目	計画処理 面積 (ha)	計画処理 人口 (人)	処理人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率
上入野地区農業 集落排水処理施設	56.0	1,220	693	690	99.6%
常北青山地区農業 集落排水処理施設	157.0	2,330	1,177	1,133	96.3%
北方高久地区農業 集落排水処理施設	143.0	1,380	757	697	92.1%
孫根地区農業 集落排水処理施設	24.0	620	345	270	78.3%
古内地区農業 集落排水処理施設	52.0	930	635	572	90.1%
合 計	432.0	6,480	3,607	3,362	93.2%

③ 中間処理施設

本町のし尿及び浄化槽汚泥の中間処理は、城里町衛生センターで行っています。し尿及び浄化槽汚泥を安全かつ衛生的に処理し、汚泥の資源化などにより廃棄物を資源として有効利用することを目的に「汚泥再生処理センター」として、本施設の改修を行いました。

表 8 - 4 中間処理施設の概要

施設名称	城里町衛生センター
所在地	城里町大字小勝 2571 番地
処理能力	13kℓ/日（し尿：1.3kℓ/日、浄化槽汚泥 11.7kℓ/日）
竣工	令和 3 年 3 月
処理方式	水処理方式：浄化槽汚泥対応型脱窒素処理 資源化方式：助燃剤化

第 5 節 最終処分の状況

沈砂等は、民間業者等の最終処分場へ運搬し、埋立を行っています。

第 1 項 最終処分量の実績

最終処分量の実績は、表 8 - 5 に示すとおりです。年々減少傾向を示しており、令和 4 年度の最終処分量は 5 t/年となっています。

表 8 - 5 最終処分量の推移

	(単位：t/年)									
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
最終処分量	22	19	19	16	16	17	14	13	5	5

第6節 し尿及び浄化槽汚泥の中間処理経費の状況

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の中間処理経費（建設改良費除く）は、図8－4に示すとおりです。

令和4年度のし尿・浄化槽汚泥1kℓ当たりの処理経費は、21,955円となっています。

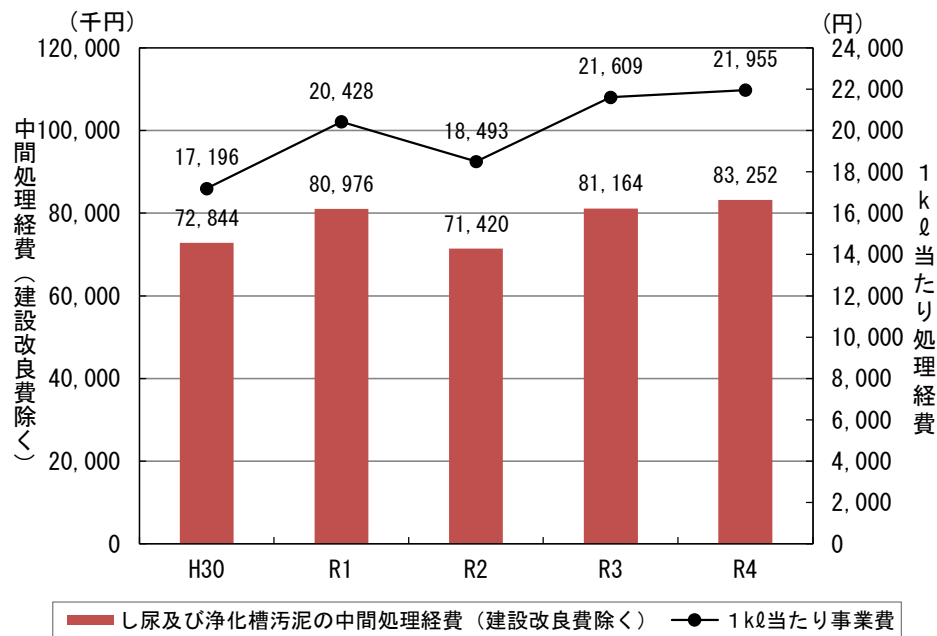


図8－4 し尿及び浄化槽汚泥の中間処理経費（建設改良費除く）の推移

第7節 生活排水処理の関係法令

水質汚濁の防止に関しては、様々な法律が施行されており、こうした法律に基づき、水質汚濁の防止、生活排水処理施設の整備等が行われています。

関連法の概要を表8－6に示します。

表8－6 生活排水処理の関連法令

法令名	公布年月	概 要
下水道法	S 33. 4	公共下水道（以下、「下水道」という。）等の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。
農業振興地域の整備に関する法律	S 44. 7	自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し、必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としています。
水質汚濁防止法	S 45.12	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。
浄化槽法	S 58. 5	公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

第8節 課題の抽出

本町では、公共用水域の水質浄化や河川環境の保全を図るため、公共下水道の整備を進めるとともに、農業集落排水処理施設等の集合処理施設の対象区域外となる世帯に対し、合併処理浄化槽の新設または単独処理浄化槽からの切り替えを促進しています。

そのため、令和4年度における汚水衛生処理率（生活雑排水も含めて衛生的に処理している人口の率）は、約83%に達しています。

将来的にも公衆衛生の向上を図るとともに、豊かな自然環境を保全するため、これまでの生活排水対策を継続・発展させていく必要があると考えられます。

そこで、本町の生活排水処理の現状から、以下のように課題を整理します。

- 生活排水を経済的、効率的に処理するために、人口密集地域については計画的に公共下水道整備等の集合処理施設を継続して整備します。
- 生活雑排水を未処理のまま放流している世帯を減少させるため、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽の削減対策を推進します。

第9節 生活排水の施策展開状況

第1項 発生・排出抑制の施策

公共下水道等の整備やし尿汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めることで、生活雑排水の排出を削減することを引き続き進めていきます。

第2項 その他、啓発活動

公共下水道事業の整備が完了した地区や農業集落排水処理地区では、早急に接続するように、未接続世帯に対し啓発を行うものとします。

公共下水道等の計画区域外または整備されるまでに相当の期間を要する区域については、合併処理浄化槽への転換を進めていくよう啓発を行うものとします。

第 1 0 節 生活排水の発生量・処理量の見通し

第 1 項 生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥処理量の予測

目標年次までの生活排水処理形態別人口と、し尿・浄化槽汚泥の処理量の予測値を表 8－7 に示します。

行政区域内人口は減少傾向を示しています。公共下水道への接続が進行し、行政区域内人口に占める公共下水道人口の割合は高くなりますが、農業集落排水施設人口等が減少し、汚水衛生処理人口は減少傾向を示しています。

汚水衛生処理率*を見るとより大きい増加傾向を示し、目標年次の令和 20 年度に約 96% になると予測されます。

* 汚水衛生処理率＝汚水衛生処理人口／行政区域内人口

表 8－7 生活排水処理形態別人口、し尿・浄化槽汚泥処理量の予測値

区 分		単位	年 度									
			R4	R6	R7	R8	R10	R12	R14	R16	R18	R20
			実績値	予 測 値								
生活排水処理形態別人口	(1) 行政区域内人口	人	18,254	17,749	17,497	17,356	17,073	16,791	16,508	16,226	15,943	15,661
	(2) 処理人口（自家処理を除く人口）	人	18,254	17,749	17,497	17,356	17,073	16,791	16,508	16,226	15,943	15,661
	(3) 汚水衛生処理人口	人	15,242	16,205	16,645	16,533	16,304	16,069	15,828	15,583	15,334	15,083
	(4) 公共下水道人口	人	6,196	8,992	10,390	10,306	10,138	9,971	9,803	9,635	9,467	9,300
	(5) 特定環境保全公共下水道人口	人	2,783	3,781	4,280	4,246	4,176	4,107	4,038	3,969	3,900	3,831
	(6) 農業集落排水施設人口	人	3,362	1,816	1,043	1,043	1,043	1,039	1,033	1,025	1,015	1,005
	(7) コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(8) 合併処理浄化槽人口	人	2,901	1,616	932	938	947	952	954	954	952	947
	(9) 未処理人口	人	3,012	1,544	852	823	769	722	680	643	609	578
	(10) 単独処理浄化槽人口	人	1,233	715	409	408	404	399	393	386	378	370
	(11) 非水洗化（汲み取り）人口	人	1,779	829	443	415	365	323	287	257	231	208
	(12) 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚 水 衛 生 処 理 率		%	83.5%	91.3%	95.1%	95.3%	95.5%	95.7%	95.9%	96.0%	96.2%	96.3%
し尿・汚泥量	(13) 汲み取りし尿量	kℓ/年	452	191	102	95	84	74	66	59	53	48
	(14) 単独処理浄化槽汚泥量	kℓ/年	3,340	1,821	1,047	1,051	1,055	1,055	1,052	1,047	1,039	1,029
	(15) 合併処理浄化槽汚泥量	kℓ/年										
	(16) 計（(13) + (14) + (15)）	kℓ/年	3,792	2,012	1,149	1,146	1,139	1,129	1,118	1,106	1,092	1,077

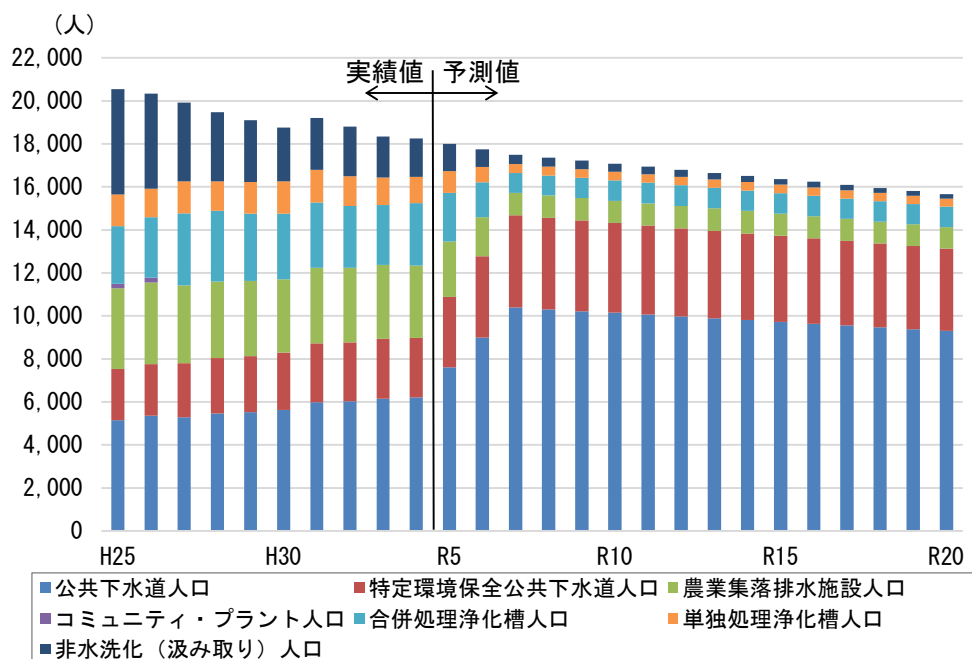


図 8 - 5 生活排水処理形態別人口の推移

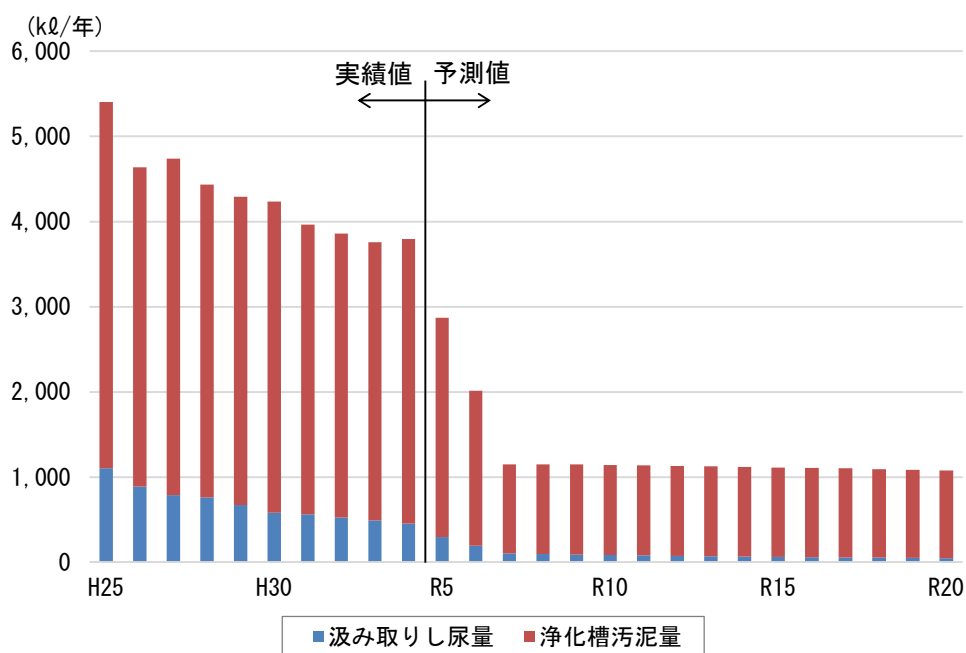


図 8 - 6 し尿・汚泥量の推移

第 2 項 下水道事業の計画処理人口

「公共下水道事業」及び「特定環境保全公共下水道事業」の計画処理人口を、表 8 - 8 に示します。

表 8 - 8 各下水道事業の全体計画処理人口（計画目標年次：令和 7 年度）

令和 5 年 3 月末現在（単位：人）

	那珂久慈流域下水道 城里町公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業
計画処理人口	10,390	4,280

第9章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水の基本目標及び基本方針

第1項 基本目標

公衆衛生の向上と公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道や農業集落排水処理施設等の集合処理施設の整備を検討するとともに、合併処理浄化槽の普及・促進やし尿収集・処理体制の充実を図っていく必要があります。

本計画では、これらの生活排水施設を整備するだけでなく、地域住民や事業者が施設を有効に活用していくことにより、三者が一体となって豊かな自然環境を保全し、将来に渡って活用していくことを目標とします。

人と心やすらぐ自然環境のなかで安全で快適に暮らせるまちづくり

～ 河川にやさしい人と自然との共生型社会 ～

ライフスタイルの変化、生活水準の向上に伴い、河川など公共用水域の水質汚濁は深刻化しており、生活雑排水の浄化対策は緊要の課題となっています。

河川・水辺の水質悪化は、そこに生息する動植物だけでなく、住民にとっても深刻な問題であり、健全な水環境を確保するための対策が急務となっています。

生活排水の処理は、地域住民にとって身近な問題であり、一人ひとりが関心を持ち、水環境の保全に努めなければなりません。

将来的にも良好な水環境を保全し、創造していくことは私たちの役目であり、貴重な財産である水環境をより良い形で将来に継承していくために、住民・事業者・本町が協働しつつ、それぞれの役割を果たすことによって、水環境への負荷の少ない生活様式へ転換していかなければなりません。

第2項 基本方針

以下に示す4つの基本方針を目指します。

基本方針Ⅰ．公共下水道事業の計画的推進

那珂久慈流域関連公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業の計画的な推進に努めるとともに、供用開始地区においては、接続促進に努め、水洗化率の向上を図ります。

基本方針Ⅱ．農業集落排水事業の効率的な維持管理

農業集落排水施設の効率的な維持管理に努めるとともに、処理区域においては接続促進に努め、水洗化率の向上を図ります。

また、古くなった集落排水設備は公共下水道への接続等を検討し、適正な生活排水処理に努めていきます。

基本方針Ⅲ．合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道事業及び農業集落排水事業の計画区域外における合併処理浄化槽の普及促進に努めるとともに、合併処理浄化槽の適正管理を指導していきます。

基本方針Ⅳ．生活排水処理対策に関する住民意識の啓発

下水道等の必要性や生活排水対策の重要性について、積極的な啓発活動を行い、環境保全、環境衛生意識の高揚を図ります。

第3項 生活排水の処理区域及び人口

本町全域を生活排水の処理区域とします。

人口はごみ処理基本計画における行政区域内人口と同じとします（p41,図6－1参照）。

第2節 基本目標達成のための役割

公共用水域の水質保全を推進する上で、住民・事業者・町がそれぞれの役割を認識し、生活排水対策に取り組むとともに、協働・連携して行動することが重要です。

第1項 行政における方策

生活排水を適正に処理できるように、今後も必要に応じて公共下水道の整備を促進していきます。

また、水環境に対する情報の提供や学習の機会を設け、自発的な活動を促すとともに、補助制度等の周知を図ります。

第2項 住民による方策

住民は、生活排水を排出する当事者であることを認識し、水質保全の中心的役割を担っています。

し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽を使用している家庭は、生活雑排水も処理できるように公共下水道等の集合処理施設または合併処理浄化槽を活用することが重要です。

第3項 事業者による方策

事業活動に伴って発生する油類、薬剤、その他の汚染物質については、適正な処理が行えるよう処理設備を整備するとともに、生活排水については公共下水道等の接続または合併処理浄化槽の設置により処理するよう努めます。

第3節 収集・運搬計画

計画収集区域は本町全域とし、収集運搬体制は、し尿・浄化槽汚泥は、許可業者による収集・運搬を継続します。なお、許可業者に対しては、生活環境に配慮し、業務を衛生的、効果的に行うよう指導を徹底します。

第4節 中間処理計画

今後も現状と同様に、城里町衛生センター（し尿処理施設）にて処理を継続します。

城里町衛生センターは、令和元年度・2年度に改修工事（延命化工事）を行い、適正な処理能力及び処理性状に適した処理フローに整備し、循環型社会の形成に取り組んでいます〔汚泥再生処理センターとして再資源化〕。

今後も安定的な施設運営を行い、定期的に実施する精密機能検査の結果に基づき、修繕・更新が必要な設備を把握し、計画的に、修繕・更新等の対策を実施していきます。

第5節 最終処分計画

汚泥等は、民間等の最終処分場へ委託処分を継続します。

埋立対象の排出物の性状等が、最終処分場の受入基準に適合していることを確認し、民間委託を継続していきます。今後も委託した残渣が適正に処分されているか引き続きモニタリング

を行っていきます。

第6節 その他の施策

第1項 広報啓発活動

(1) 情報提供

ア. 情報発信

広報・啓発用のチラシ、本町ホームページなどによって、生活排水処理の重要性や集合処理施設の利用促進について、継続的かつ効果的に情報を発信していきます。

イ. 家庭でできる対策の周知

本町の自治会等と連携を図りながら、広報誌やホームページによる情報提供及び地域説明会等の実施等によって、家庭でできる具体的な対策について、周知を図ります。

《住民・事業者が取り組む具体的な対策の例》

- ・ 三角コーナー及びストレーナー等の設置
- ・ 食用油の再利用、再生利用の推進
- ・ 油や食べ残し等の排水口への廃棄の抑制
- ・ 合成洗剤、シャンプー、リンス、歯磨き粉等は適量を使用
- ・ アクリルたわしを用い、洗剤の使用量を削減
- ・ 米のとぎ汁の有効利用
- ・ 洗車時は排水量を少しでも減らすよう工夫
- ・ トイレでは水に溶けない紙は使用しない
- ・ 節水の励行
- ・ 家畜糞尿の適正処理

ウ. 各種イベントの開催

水質汚濁防止や水環境の保全などをテーマとした講演会などを開催し、公共用水域の保全と環境について、住民の意識の高揚を図ることを検討します。

(2) 環境学習

水辺の見学会や学習会などを行い、下水道及び合併処理浄化槽などを利用することによる環境保全や発生源における水質保全対策について、学習する機会を増やしていきます。

(3) 浄化槽の適正管理

合併処理浄化槽を使用している世帯に対しては、浄化槽の定期的な保守点検・清掃及び法定検査が適正に実施されるよう啓発を行い、必要な管理が十分に行われるよう指導します。



第2項 災害時の廃棄物処理に関する対応

(1) 処理体制の維持

災害発生時の生活排水の処理・処分については、平常時と同様に許可業者による収集・運搬と施設（城里町衛生センター）によって処理・処分を行います。

収集・運搬車両、処理・処分施設の被災状況を確認のうえ、必要に応じて県や近隣自治体、民間事業者の協力を求め、円滑かつ安定した処理・処分の維持に努めます。

また、し尿及び浄化槽汚泥処理施設や下水道処理施設等の被害状況調査を行い、応急修繕を実施して早期復旧に努めます。

なお、大規模災害時には、「城里町災害廃棄処理計画」に則り、し尿等の適正処理に努めます。また、周辺市町村の協力体制はもとより、県内外の市町村を含む広域的な連携や民間業者との協力体制を構築していきます。

(2) 仮設トイレの設置・運用

平常時に使用されている水洗トイレが使用できない場合には、被災状況に応じて、仮設トイレを設置します。そのため、民間業者等と協力体制を確保するとともに、家庭等での備蓄についての啓発活動を進めていきます。

なお、平成26年度に竣工した城里町役場本庁舎の敷地内にマンホールトイレを新設しており、災害発生時に備えています。

(3) 県・近隣自治体・民間事業者との協力

本町での対応が困難な場合には、収集・運搬、処理、処分に関し県及び近隣自治体の協力を仰ぐとともに、民間事業者とも事前に協定を締結するなど、被災時に必要となる人員、機材、処理体制等の確保を図ります。

〔計画の推進と進行管理〕

第1節 計画の進行体制

本計画では、基本理念を実現するため、ごみの減量を推進することを第一とし、排出されたごみは、可能な限りリサイクルに回すことで環境負荷の少ない処理を行うことを廃棄物行政の基本としています。

基本理念の実現に向けて、本計画で提案する施策は、住民・事業者・行政のパートナーシップにより、公平な分担と連携のもとで効率的かつ効果的に推進するものとします。

第1項 近隣市町村、県、関係機関等との連携

ごみ処理事業の円滑な実施に向けて、近隣市町村との連携に努めます。

また、本計画に基づく施策を推進していく上で、県、関係機関などに対して協力や要請を求める場合が想定されるため、今後もこれらの機関との連携・協力体制の強化に努めます。

第2項 住民・事業者等との連携

本計画の基本理念の実現を目指して、住民・事業者等との連携・協力のための体制づくりに努めます。

具体的には、住民や事業者のごみ行政への理解と協力のもとで、ごみの分別徹底等による減量化・資源化を推進することにより、ごみの適正処理を継続していきます。また、住民や事業者との協働による取組を展開することにより、地域における資源循環と循環資源の有効利用を推進していきます。

住民・事業者・行政の三者がごみの排出や処理の現状・問題点を認識するとともに、本計画の基本理念や基本方針、目標などを共有し、交流やコミュニケーション、情報交換等を推進することで相互理解や情報の共有を進め、互いに連携・協力を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすものとします。

中でも、ごみを排出する住民や事業者にごみ処理に要する経費を正しく認識してもらうことは、ごみの減量化・資源化への意識の向上につながるため、施設見学会や説明会等を通じて、ごみ処理に伴い多くの経費を要すること、ごみの分別徹底によるごみの減量化・資源化の推進は、ごみ処理経費の削減に直結していることなどを伝え、正しい情報を共有していくことで、本計画の施策を展開していきます。

第2節 計画の進行管理

本計画を推進するためには、施策の進捗状況や達成状況等を点検・評価する仕組みが必要です。

計画の進捗状況は、ISO14001 の環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCA サイクル」を用いて把握します。この方法は、①策定 (Plan)、②実行 (Do)、③点検・評価 (Check)、④見直し (Action) という手順を繰り返して行っていくことにより、その時点における計画の進捗状況や施策の実施状況の把握、課題の抽出などを行うものです。

本計画は、進捗状況や達成状況等を定期的に点検・評価を行うことにより、町におけるごみ処理の継続的な改善を図ります。

○ 年次報告による公表の継続

このサイクルによる計画の点検・評価は、年度ごとに実施することを基本とし、計画の実施状況や見直し内容などについては、年度ごとに広報やホームページを通じて広く住民や事業者公表します。また、それに対する意見や提案を今後の施策に反映させます。

また、施策等の達成状況を把握するため、家庭系ごみのごみ質分析を検討します。

○ 計画の点検・評価と見直し

取組の進捗状況や数値目標の進捗状況等を調査し、本計画の点検・評価を行い、目標年次である令和 20 年度への達成状況を確認します。また、必要に応じて計画の点検・評価と見直しも検討します。

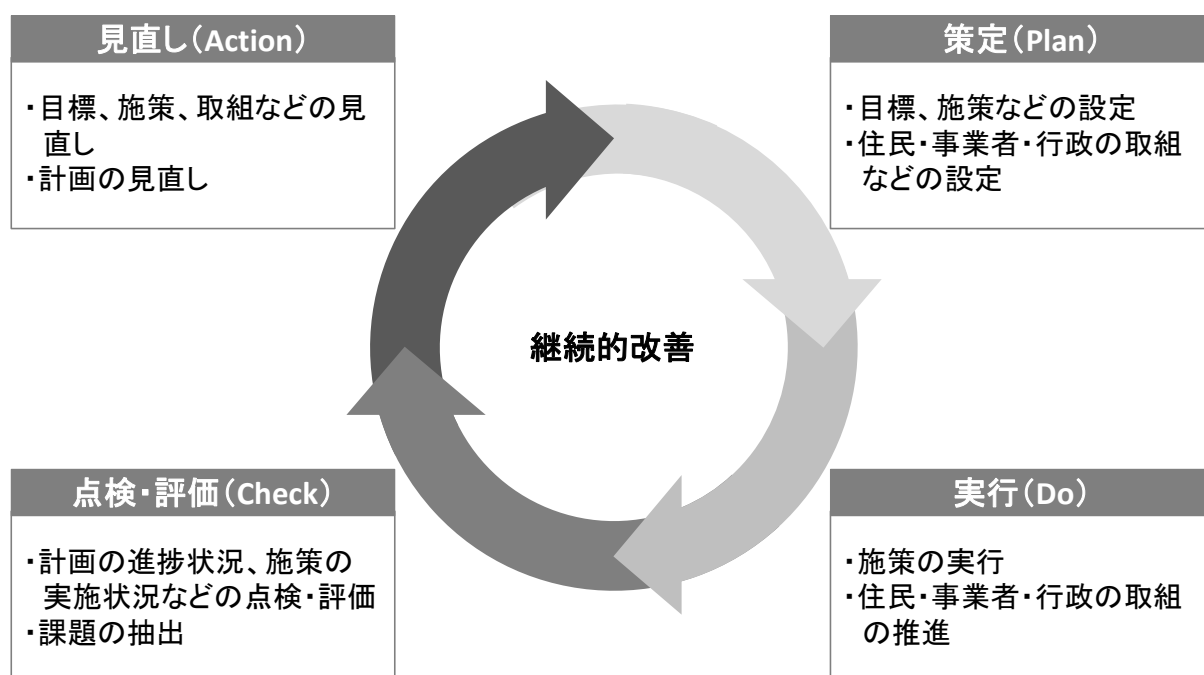


図 9 - 1 PDCA サイクルに基づく計画の進行管理

〔 資 料 編 〕

表－１ 予測値総括表〔施策現状維持の場合〕

区 分		単位	年 度																											
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20		
			実 績 値										予 測 値																	
人 口 等	A 行政区域内人口	人	20,548	20,334	19,924	19,463	19,099	18,763	19,197	18,806	18,335	18,254	18,002	17,749	17,497	17,356	17,214	17,073	16,932	16,791	16,649	16,508	16,367	16,226	16,084	15,943	15,802	15,661		
	B 計画収集人口	人	20,548	20,334	19,924	19,463	19,099	18,763	19,197	18,806	18,335	18,254	18,002	17,749	17,497	17,356	17,214	17,073	16,932	16,791	16,649	16,508	16,367	16,226	16,084	15,943	15,802	15,661		
	C 自家処理人口（(1)－(2)）	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
要 処 理 量	D 家庭系収集ごみ年間排出量	t／年	4,491	4,250	4,282	4,244	4,148	4,120	4,102	4,165	4,127	4,126	4,099	4,053	4,018	4,007	4,006	3,982	3,967	3,950	3,945	3,917	3,900	3,880	3,873	3,842	3,821	3,801		
		(1) 可燃ごみ	t／年	3,904	3,708	3,736	3,698	3,628	3,588	3,571	3,590	3,593	3,530	3,496	3,461	3,434	3,427	3,429	3,411	3,401	3,390	3,388	3,366	3,353	3,339	3,334	3,309	3,293	3,277	
		(2) 資源ごみ	t／年	297	286	282	272	254	242	238	235	234	313	310	304	300	298	296	293	290	288	286	283	281	278	277	274	271	269	
		(ビン類)	t／年	(199)	(186)	(184)	(150)	(167)	(151)	(150)	(146)	(134)	(170)	(168)	(165)	(163)	(161)	(162)	(159)	(158)	(156)	(155)	(154)	(152)	(152)	(151)	(150)	(147)	(146)	
		(カン類)	t／年	(81)	(84)	(76)	(74)	(69)	(73)	(70)	(74)	(79)	(53)	(53)	(52)	(51)	(51)	(50)	(50)	(49)	(49)	(49)	(48)	(48)	(47)	(47)	(46)	(46)	(46)	
		(ペットボトル)	t／年	(17)	(16)	(19)	(19)	(16)	(16)	(17)	(15)	(21)	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	
		(紙類)	t／年	(0)	(0)	(0)	(26)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(71)	(71)	(69)	(68)	(68)	(67)	(67)	(66)	(66)	(65)	(64)	(64)	(63)	(63)	(62)	(62)	(61)	
		(廃食油)	t／年	(0)	(0)	(3)	(3)	(3)	(2)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	
		(3) 粗大ごみ	t／年	281	247	255	265	258	280	284	331	290	272	282	277	273	271	270	267	265	262	261	258	256	253	252	249	247	245	
		(4) その他(電池・蛍光管)	t／年	9	9	9	9	8	10	9	9	10	11	11	11	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
		E 家庭系持込ごみ年間排出量	t／年	278	410	384	372	401	395	445	582	538	589	588	581	576	575	573	569	567	565	564	559	556	554	553	549	546	542	
			(1) 可燃ごみ	t／年	237	365	333	335	358	358	378	508	390	465	461	456	452	452	452	449	448	447	446	443	441	440	439	436	434	432
			(2) 資源ごみ	t／年	16	31	35	22	26	22	42	38	27	23	22	22	22	22	21	21	21	21	21	20	20	20	20	20	20	19
			(ビン類)	t／年	(11)	(20)	(23)	(12)	(17)	(14)	(26)	(24)	(15)	(13)	(12)	(12)	(12)	(12)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)
	(カン類)		t／年	(4)	(9)	(9)	(6)	(7)	(7)	(12)	(12)	(9)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	
	(ペットボトル)		t／年	(1)	(2)	(2)	(2)	(2)	(1)	(3)	(2)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	
	(紙類)	t／年	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(4)		
	(廃食油)	t／年	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	(3) 粗大ごみ	t／年	25	14	16	15	17	15	25	36	121	101	105	103	102	101	100	99	98	97	97	96	95	94	94	93	92	91		
	(4) その他(電池・蛍光管)	t／年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
F 集団資源回収量	t／年	239	250	274	242	225	213	200	242	255	170	210	206	203	201	200	198	197	195	194	192	190	188	187	185	183	182			
拠点回収(小型家電)	t／年	0	0	0	0.036	0.337	0.022	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000			
G 家庭系ごみ年間総排出量	t／年	5,008	4,910	4,940	4,858.036	4,774.337	4,728.022	4,747.000	4,989.000	4,920.000	4,885.000	4,897.000	4,840.000	4,797.000	4,783.000	4,779.000	4,749.000	4,731.000	4,710.000	4,703.000	4,668.000	4,646.000	4,622.000	4,613.000	4,576.000	4,550.000	4,525.000			
事業系	H 事業系ごみ年間搬入量	t／年	777	760	732	729	749	751	830	787	825	787	765	765	768	773	778	778	781	783	788	789	791	794	799	799	802	802		
		(1) 可燃ごみ	t／年	761	749	720	717	742	742	822	779	792	778	752	752	755	760	765	765	768	770	775	776	778	781	786	789	789		
		(2) 資源ごみ	t／年	13	8	8	8	5	6	5	4	7	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
		(ビン類)	t／年	(9)	(5)	(5)	(4)	(3)	(4)	(3)	(2)	(4)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)		
		(カン類)	t／年	(4)	(2)	(2)	(2)	(1)	(2)	(1)	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
		(ペットボトル)	t／年	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
		(紙類)	t／年	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
		(廃食油)	t／年	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
		(3) 粗大ごみ	t／年	3	3	4	4	2	3	3	4	26	3	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
		(4) その他(電池・蛍光管)	t／年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	I 事業系直接搬入ごみ年間排出量	t／年	225	243	268	302	300	319	312	380	268	734	679	631	583	585	588	588	588	588	591	590	590	591	594	592	593	592		
		(1) 可燃ごみ(助燃剤除く)	t／年	205	218	242	277	272	294	274	285	63	298	288	288	289	291	293	294	294	295	297	297	298	299	301	301	302	302	
		助燃剤	t／年								67	200	214	161	113	64	64	64	64	64	63	63	62	62	62	61	61	60		
		(2) 資源ごみ	t／年	8	11	11	15	17	15	23	17	0	218	219	219	219	219	220	219	219	219	220	219	219	220	219	219	219		
		(ビン類)	t／年	(5)	(7)	(7)	(8)	(11)	(9)	(15)	(11)	(0)	(119)	(119)	(119)	(119)	(119)	(120)	(119)	(119)	(119)	(120)	(119)	(119)	(119)	(120)	(119)	(119)		
		(カン類)	t／年	(2)	(3)	(3)	(4)	(5)	(5)	(7)	(5)	(0)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)		
(ペットボトル)	t／年	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(1)	(0)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)				
(紙類)	t／年	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)				
(廃食油)	t／年	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)				
(3) 粗大ごみ	t／年	12	14	15	10	11	10	15	11	5	4	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11				
(4) その他(電池・蛍光管)	t／年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
J 事業系ごみ年間総排出量	t／年	1,002	1,003	1,000	1,031	1,049	1,070	1,142	1,167	1,093	1,521	1,444	1,396	1,351	1,358	1,366	1,366	1,369	1,371	1,379	1,379	1,381	1,385	1,393	1,391	1,395	1,394			
計	K ごみ年間総排出量	t／年	6,010	5,913	5,940	5,889.036	5,823.337	5,798.022	5,889.000	6,156.000	6,013.000	6,406.000	6,341.000	6,236.000	6,148.000	6,141.000	6,145.000	6,115.000	6,100.000	6,081.000	6,082.000	6,047.000	6,027.000	6,007.000	6,006.000	5,967.000	5,945.000	5,919.000		
処 理 内 訳	L 破碎・選別処理量	t／年	656	569	510	570	596	599	327	382	442	380	406	399	394	391	389	385	382	378	377	373	370	366	365	361	358	355		
		(a) 可燃残渣	t／年	122	106	66	108	105	103	212	226	327	175	187	184	181	180	179	177	176	174	173	172	170	168	168	166	165	163	
		(b) 選別資源物	t／年	464	429	423	424	448	463	78	109	74	180	192	189	187	185	184	183	181	179	179	176	176	174	173	171	169	169	
		(c) 不燃残渣	t／年	70	34	21	38	43	33	37	47	41	25	27	26	26	26	26	25	25	25	25	25	24	24	24	24	24	23	
	M 焼却処理量	t／年	5,229	5,146	5,097	5,135	5,105	5,085	5,321	5,506	5,419	5,483	5,417	5,372	5,341	5,340	5,348	5,325	5,316	5,304	5,308	5,281	5,267	5,253	5,254	5,223	5,207	5,186		
	N 焼却残渣	t／年	581	556	512	531	579	572	580	522	612	362	358	355	353	352	353	351	351	350	350	349	348	347	345	347	345	344	342	
	O 資源化量	t／年	832	793	796	735.036	789.337	686.022	619.000	691.000	718.000	801.000</																		

注) ()内数値は、資源のおおよその量を把握したく、処理後の内訳で案分する。家庭系・事業系、収集・直接搬入に関わらず、一律とする。

表-2 予測値総括表（原単位）〔施策現状維持の場合〕

区分			単位	年度																									
				H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
				実績値								予測値																	
人口等	A	行政区域内人口	人	20,548	20,334	19,924	19,463	19,099	18,763	19,197	18,806	18,335	18,254	18,002	17,749	17,497	17,356	17,214	17,073	16,932	16,791	16,649	16,508	16,367	16,226	16,084	15,943	15,802	15,661
	B	計画収集人口	人	20,548	20,334	19,924	19,463	19,099	18,763	19,197	18,806	18,335	18,254	18,002	17,749	17,497	17,356	17,214	17,073	16,932	16,791	16,649	16,508	16,367	16,226	16,084	15,943	15,802	15,661
	C	自家処理人口（(1)－(2)）	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭系	D	家庭系収集ごみ1人1日平均排出量	g／人日	598.80	572.62	587.20	597.41	595.03	601.59	583.82	606.77	616.68	619.26	622.1	625.7	629.2	632.5	635.7	638.8	641.8	644.6	647.5	650.2	652.8	655.3	657.8	660.2	662.5	664.8
	(1) 可燃ごみ	g／人日	520.53	499.60	512.33	520.55	520.43	523.91	508.25	523.00	536.89	529.81	530.6	534.2	537.7	541.0	544.2	547.3	550.3	553.1	556.0	558.7	561.3	563.8	566.3	568.7	571.0	573.3	
	(2) 資源ごみ	g／人日	39.60	38.53	38.67	38.29	36.44	35.34	33.87	34.24	34.97	46.98	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	
	(ビン類)	g／人日	(26.53)	(25.06)	(25.23)	(21.11)	(23.96)	(22.05)	(21.35)	(21.27)	(20.02)	(25.52)	(25.45)	(25.55)	(25.54)	(25.38)	(25.73)	(25.50)	(25.64)	(25.46)	(25.50)	(25.58)	(25.41)	(25.72)	(25.60)	(25.70)	(25.50)	(25.49)	
	(カン類)	g／人日	(10.80)	(11.32)	(10.42)	(10.42)	(9.90)	(10.66)	(9.96)	(10.78)	(11.80)	(7.95)	(8.04)	(8.03)	(7.99)	(8.05)	(7.94)	(8.02)	(7.93)	(8.00)	(8.04)	(7.97)	(8.03)	(7.94)	(7.98)	(7.90)	(7.98)	(8.05)	
	(ペットボトル)	g／人日	(2.27)	(2.16)	(2.61)	(2.67)	(2.30)	(2.34)	(2.42)	(2.19)	(3.14)	(2.55)	(2.58)	(2.62)	(2.66)	(2.68)	(2.54)	(2.57)	(2.59)	(2.61)	(2.63)	(2.66)	(2.68)	(2.53)	(2.55)	(2.58)	(2.60)	(2.62)	
	(紙類)	g／人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(3.66)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(10.66)	(10.78)	(10.65)	(10.65)	(10.73)	(10.63)	(10.75)	(10.68)	(10.77)	(10.67)	(10.62)	(10.71)	(10.64)	(10.70)	(10.65)	(10.75)	(10.67)	
	(廃食油)	g／人日	(0.00)	(0.00)	(0.41)	(0.42)	(0.43)	(0.29)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.15)	(0.15)	(0.15)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.17)	(0.17)	(0.16)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	
	(3) 粗大ごみ	g／人日	37.47	33.28	34.97	37.30	37.01	40.88	40.42	48.22	43.33	40.82	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8
	(4) その他(電池・蛍光管)	g／人日	1.20	1.21	1.23	1.27	1.15	1.46	1.28	1.31	1.49	1.65	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
家庭系	E	家庭系持込ごみ1人1日平均排出量	g／人日	37.06	55.25	52.66	52.37	57.52	57.67	63.34	84.79	80.39	88.40	89.2	89.7	90.1	90.6	91.0	91.4	91.8	92.2	92.5	93.2	93.6	93.9	94.2	94.5	94.8	
	(1) 可燃ごみ	g／人日	31.60	49.18	45.67	47.16	51.35	52.27	53.80	74.01	58.28	69.79	69.9	70.4	70.8	71.3	71.7	72.1	72.5	72.9	73.2	73.6	73.9	74.3	74.6	74.9	75.2	75.5	
	(2) 資源ごみ	g／人日	2.13	4.18	4.80	3.10	3.73	3.21	5.98	5.54	4.03	3.45	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	
	(ビン類)	g／人日	(1.47)	(2.69)	(3.15)	(1.69)	(2.44)	(2.04)	(3.70)	(3.50)	(2.24)	(1.95)	(1.88)	(1.86)	(1.83)	(1.82)	(1.82)	(1.80)	(1.78)	(1.77)	(1.76)	(1.90)	(1.89)	(1.88)	(1.87)	(1.85)	(1.84)	(2.01)	
	(カン類)	g／人日	(0.53)	(1.21)	(1.23)	(0.84)	(1.00)	(1.02)	(1.71)	(1.75)	(1.34)	(0.60)	(0.61)	(0.62)	(0.63)	(0.63)	(0.64)	(0.65)	(0.65)	(0.66)	(0.50)	(0.50)	(0.51)	(0.51)	(0.52)	(0.52)	(0.52)	(0.52)	
	(ペットボトル)	g／人日	(0.13)	(0.27)	(0.27)	(0.28)	(0.29)	(0.15)	(0.43)	(0.29)	(0.30)	(0.15)	(0.15)	(0.15)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	
	(紙類)	g／人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.28)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.75)	(0.76)	(0.77)	(0.78)	(0.79)	(0.79)	(0.80)	(0.81)	(0.82)	(0.82)	(0.83)	(0.84)	(0.84)	(0.85)	(0.86)	(0.87)	(0.70)	
	(廃食油)	g／人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	
	(3) 粗大ごみ	g／人日	3.33	1.89	2.19	2.11	2.44	2.19	3.56	5.24	18.08	15.16	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9
	(4) その他(電池・蛍光管)	g／人日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業系	F	集団資源回収1人1日平均排出量	g／人日	31.87	33.68	37.57	34.07	32.28	31.10	28.47	35.26	38.10	25.52	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8
	拠点源回収1人1日平均排出量	g／人日				0.005	0.048	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	G	家庭系ごみ1人1日平均排出量	g／人日	667.73	661.55	677.43	683.855	684.878	690.363	675.630	726.820	735.170	733.180	743.1	747.2	751.1	754.9	758.5	762.0	765.4	768.6	771.8	774.9	777.8	780.7	783.5	786.2	788.8	791.4
	H	事業系ごみ年間搬入量	g／人日	103.73	102.26	100.39	102.61	107.30	109.65	117.99	114.51	123.29	117.97	116.1	118.1	120.3	122.0	123.5	124.9	126.4	127.8	129.3	130.9	132.5	134.1	135.8	137.4	139.1	140.3
	(1) 可燃ごみ	g／人日	101.47	100.92	98.74	100.93	106.44	108.34	116.99	113.49	118.35	116.77	114.1	116.1	118.2	119.9	121.4	122.8	124.3	125.7	127.2	128.8	130.3	131.9	133.5	135.1	136.8	138.0	
	(2) 資源ごみ	g／人日	1.86	0.94	1.10	1.12	0.57	0.87	0.57	0.44	1.05	0.75	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9
	(ビン類)	g／人日	(1.20)	(0.67)	(0.69)	(0.56)	(0.43)	(0.58)	(0.43)	(0.29)	(0.60)	(0.45)	(0.50)	(0.50)	(0.48)	(0.48)	(0.48)	(0.48)	(0.48)	(0.48)	(0.48)	(0.46)	(0.46)	(0.46)	(0.46)	(0.46)	(0.46)	(0.46)	
	(カン類)	g／人日	(0.53)	(0.27)	(0.27)	(0.28)	(0.14)	(0.29)	(0.14)	(0.15)	(0.30)	(0.15)	(0.15)	(0.15)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	
	(ペットボトル)	g／人日	(0.13)	(0.00)	(0.14)	(0.14)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.15)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	
	(紙類)	g／人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.14)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.15)	(0.15)	(0.15)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	
(廃食油)	g／人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)		
(3) 粗大ごみ	g／人日	0.40	0.40	0.55	0.56	0.29	0.44	0.43	0.58	3.89	0.45	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4		
(4) その他(電池・蛍光管)	g／人日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
事業系	I	事業系直接搬入ごみ1人1日平均排出量	g／人日	29.87	32.73	36.76	42.37	43.04	46.58	44.54	55.36	40.05	110.31	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(1) 可燃ごみ(助燃剤除く)	g／人日	27.33	29.37	33.19	38.99	39.02	42.93	39.00	41.52	9.41	44.73	43.7	44.5	45.3	46.0	46.5	47.1	47.6	48.2	48.8	49.3	49.9	50.5	51.2	51.8	52.4	52.9	
	助燃剤	g／人日								9.76	29.89	32.12	24.4	17.4	10.0	10.1	10.2	10.3	10.4	10.3	10.3	10.5	10.4	10.5	10.5	10.5	10.6	10.5	
	(2) 資源ごみ	g／人日	0.94	1.47	1.51	1.97	2.44	2.19	3.41	2.48	0.00	32.86	33.3	33.8	34.3	34.6	34.9	35.2	35.5	35.8	36.1	36.4	36.7	37.0	37.3	37.6	38.0	38.3	
	(ビン類)	g／人日	(0.67)	(0.94)	(0.96)	(1.13)	(1.58)	(1.31)	(2.13)	(1.60)	(0.00)	(17.86)	(18.12)	(18.37)	(18.64)	(18.82)	(19.03)	(19.15)	(19.32)	(19.48)	(19.69)	(19.80)	(19.96)	(20.11)	(20.31)	(20.42)	(20.66)	(20.81)	
	(カン類)	g／人日	(0.27)	(0.40)	(0.41)	(0.56)	(0.72)	(0.73)	(1.00)	(0.73)	(0.00)	(5.55)	(5.62)	(5.71)	(5.79)	(5.84)	(5.87)	(5.94)	(5.99)	(6.04)	(6.07)	(6.14)	(6.19)	(6.25)	(6.29)	(6.36)	(6.42)	(6.47)	
	(ペットボトル)	g／人日	(0.00)	(0.13)	(0.14)	(0.14)	(0.14)	(0.15)	(0.00)	(0.28)	(0.15)	(0.00)	(1.80)	(1.82)	(1.85)	(1.88)	(1.89)	(1.90)	(1.93)	(1.94)	(1.96)	(1.97)	(1.99)	(2.01)	(2.04)	(2.06)	(2.08)	(2.10)	
	(紙類)	g／人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.14)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(7.50)	(7.59)	(7.72)	(7.83)	(7.89)	(7.94)	(8.02)	(8.09)	(8.16)	(8.21)	(8.30)	(8.37)	(8.44)	(8.49)	(8.59)	(8.67)	(8.75)	
	(廃食油)	g／人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.15)	(0.15)	(0.15)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	
	(3) 粗大ごみ	g／人日	1.60	1.89	2.06	1.41	1.58	1.46	2.13	1.60	0.75	0.60	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.9	1.9		

注) ()内数値は、資源のおおよその量を把握したく、処理後の内訳で案分する。家庭系・事業系、収集・直接搬入に関わらず、一律とする。

表－３ 予測値総括表〔目標達成時の場合〕

区 分			単位	年 度																									
				H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
			実 績 値																										
			予 測 値																										
人口等	A	行政区域内人口	人	20,548	20,334	19,924	19,463	19,099	18,763	19,197	18,806	18,335	18,254	18,002	17,749	17,497	17,356	17,214	17,073	16,932	16,791	16,649	16,508	16,367	16,226	16,084	15,943	15,802	15,661
	B	計画収集人口	人	20,548	20,334	19,924	19,463	19,099	18,763	19,197	18,806	18,335	18,254	18,002	17,749	17,497	17,356	17,214	17,073	16,932	16,791	16,649	16,508	16,367	16,226	16,084	15,943	15,802	15,661
	C	自家処理人口（(1)－(2)）	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要処理量	D	家庭系収集ごみ年間排出量	t／年	4,491	4,250	4,282	4,244	4,148	4,120	4,102	4,165	4,127	4,126	4,099	4,006	3,926	3,870	3,825	3,758	3,700	3,642	3,594	3,527	3,470	3,412	3,365	3,298	3,240	3,184
	(1)	可燃ごみ【現状推移】	t／年	3,904	3,708	3,736	3,698	3,628	3,588	3,571	3,590	3,593	3,530	3,496	3,461	3,434	3,427	3,429	3,411	3,401	3,390	3,388	3,366	3,353	3,339	3,334	3,309	3,293	3,277
		ブラ製容器包装の分別収集開始予定	t／年																										
		布類の資源化	t／年																										
		可燃ごみの排出抑制	t／年																										
		可燃ごみ【目標達成】	t／年	3,904	3,708	3,736	3,698	3,628	3,588	3,571	3,590	3,593	3,530	3,486	3,353	3,220	3,168	3,126	3,065	3,012	2,960	2,915	2,854	2,801	2,749	2,704	2,643	2,590	2,538
	(2)	資源ごみ	t／年	297	286	282	272	254	242	238	235	234	313	320	365	422	420	418	415	412	410	408	405	403	400	399	396	393	391
		(ビン類)	t／年	(199)	(186)	(184)	(150)	(167)	(151)	(150)	(146)	(134)	(170)	(168)	(165)	(163)	(161)	(162)	(159)	(158)	(156)	(155)	(154)	(152)	(152)	(151)	(150)	(147)	(146)
		(カン類)	t／年	(81)	(84)	(76)	(74)	(69)	(73)	(70)	(74)	(79)	(53)	(53)	(52)	(51)	(51)	(50)	(50)	(49)	(49)	(49)	(48)	(48)	(47)	(47)	(46)	(46)	(46)
		(ペットボトル)	t／年	(17)	(16)	(19)	(19)	(16)	(16)	(17)	(15)	(21)	(17)	(17)	(17)	(17)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)
		(ブラ製容器包装)	t／年																										
		(紙類)	t／年	(0)	(0)	(0)	(26)	(0)	(0)	(0)	(0)	(71)	(71)	(69)	(68)	(68)	(67)	(67)	(66)	(66)	(65)	(64)	(64)	(63)	(63)	(62)	(62)	(61)	(61)
		(布類)	t／年																										
		(廃食油)	t／年	(0)	(0)	(3)	(3)	(3)	(2)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	(3)	粗大ごみ	t／年	281	247	255	265	258	280	284	331	290	272	282	277	273	271	270	267	265	262	261	258	256	253	252	249	247	245
	(4)	その他(電池・蛍光管)	t／年	9	9	9	9	8	10	9	9	10	11	11	11	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	E	家庭系持込ごみ年間排出量	t／年	278	410	384	372	401	395	445	582	538	589	588	581	576	575	573	569	567	565	564	559	556	554	553	549	546	542
	(1)	可燃ごみ	t／年	237	365	333	335	358	358	378	508	390	465	461	456	452	452	452	449	448	447	446	443	441	440	439	436	434	432
	(2)	資源ごみ	t／年	16	31	35	22	26	22	42	38	27	23	22	22	22	22	21	21	21	21	21	20	20	20	20	20	20	19
		(ビン類)	t／年	(11)	(20)	(23)	(12)	(17)	(14)	(26)	(24)	(15)	(13)	(12)	(12)	(12)	(12)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)
		(カン類)	t／年	(4)	(9)	(9)	(6)	(7)	(7)	(12)	(12)	(9)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)
		(ペットボトル)	t／年	(1)	(2)	(2)	(2)	(2)	(1)	(3)	(2)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
		(紙類)	t／年	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(4)
		(廃食油)	t／年	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(3)	粗大ごみ	t／年	25	14	16	15	17	15	25	36	121	101	105	103	102	101	100	99	98	97	97	96	95	94	94	93	92	91
	(4)	その他(電池・蛍光管)	t／年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	F	集団資源回収量	t／年	239	250	274	242	225	213	200	242	255	170	210	206	203	201	200	198	197	195	194	192	190	188	187	185	183	182
		拠点回収(小型家電)	t／年	0	0	0	0.036	0.337	0.022	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	G	家庭系ごみ年間総排出量	t／年	5,008	4,910	4,940	4,858.036	4,774.337	4,728.022	4,747.000	4,989.000	4,920.000	4,885.000	4,897.000	4,793.000	4,705.000	4,646.000	4,598.000	4,525.000	4,464.000	4,402.000	4,352.000	4,278.000	4,216.000	4,154.000	4,105.000	4,032.000	3,969.000	3,908.000
	事業系	H	事業系ごみ年間搬入量	t／年	777	760	732	729	749	751	830	787	825	787	765	754	746	740	734	724	717	709	704	695	688	681	677	668	662
(1)		可燃ごみ【現状推移】	t／年	761	749	720	717	742	742	822	779	792	778	752	752	755	760	765	765	768	770	775	776	778	781	786	786	789	789
		排出抑制	t／年																										
		可燃ごみ【目標達成】	t／年	761	749	720	717	742	742	822	779	792	778	752	741	733	727	721	711	704	696	691	682	675	668	664	655	649	641
(2)		資源ごみ	t／年	13	8	8	8	5	6	5	4	7	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		(ビン類)	t／年	(9)	(5)	(5)	(4)	(3)	(4)	(3)	(2)	(4)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)
		(カン類)	t／年	(4)	(2)	(2)	(2)	(1)	(2)	(1)	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
		(ペットボトル)	t／年	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		(紙類)	t／年	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
		(廃食油)	t／年	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(3)		粗大ごみ	t／年	3	3	4	4	2	3	3	4	26	3	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
(4)		その他(電池・蛍光管)	t／年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							

表-4 予測値総括表（原単位）〔目標達成時の場合〕

区 分			単位	年 度																										
				H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	
			実 績 値																											
			予 測 値																											
人口等	A	行政区域内人口	人	20,548	20,334	19,924	19,463	19,099	18,763	19,197	18,806	18,335	18,254	18,002	17,749	17,497	17,356	17,214	17,073	16,932	16,791	16,649	16,508	16,367	16,226	16,084	15,943	15,802	15,661	
	B	計画収集人口	人	20,548	20,334	19,924	19,463	19,099	18,763	19,197	18,806	18,335	18,254	18,002	17,749	17,497	17,356	17,214	17,073	16,932	16,791	16,649	16,508	16,367	16,226	16,084	15,943	15,802	15,661	
C	自家処理人口（(1)－(2)）	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
要処理量	D	家庭系収集ごみ1人1日平均排出量	g／人日	598.80	572.62	587.20	597.41	595.03	601.59	583.82	606.77	616.68	619.26	622.1	618.5	614.8	610.9	606.9	602.9	598.7	594.3	590.0	585.5	580.9	576.2	571.5	566.7	561.8	556.9	
	(1)	可燃ごみ【現状推移】	g／人日	520.53	499.60	512.33	520.55	520.43	523.91	508.25	523.00	536.89	529.81	530.6	534.2	537.7	541.0	544.2	547.3	550.3	553.1	556.0	558.7	561.3	563.8	566.3	568.7	571.0	573.3	
		プラスチック包装の分別収集開始予定	g／人日												-4.79	-14.41	-14.52	-14.60	-14.76	-14.89	-15.01	-15.10	-15.27	-15.40	-15.53	-15.63	-15.81	-15.95	-16.09	
		布類の資源化	g／人日												-1.52	-4.60	-4.70	-4.74	-4.76	-4.81	-4.85	-4.89	-4.92	-4.98	-5.02	-5.07	-5.10	-5.16	-5.20	
		可燃ごみの排出抑制	g／人日												-7.19	-14.38	-21.57	-28.76	-35.95	-43.14	-50.33	-57.53	-64.72	-71.91	-79.10	-86.29	-93.48	-100.67	-107.86	
		可燃ごみ【目標達成】	g／人日	520.53	499.60	512.33	520.55	520.43	523.91	508.25	523.00	536.89	529.81	529.08	517.62	504.21	500.17	496.08	491.78	487.42	482.87	478.45	473.73	468.97	464.10	459.28	454.25	449.18	444.10	
	(2)	資源ごみ	g／人日	39.60	38.53	38.67	38.29	36.44	35.34	33.87	34.24	34.97	46.98	48.52	56.39	66.11	66.26	66.36	66.57	66.74	66.90	67.02	67.25	67.42	67.60	67.73	67.97	68.15	68.34	
		（ビン類）	g／人日	(26.53)	(25.06)	(25.23)	(21.11)	(23.96)	(25.45)	(21.35)	(21.27)	(20.92)	(25.44)	(25.45)	(25.45)	(25.38)	(25.36)	(25.50)	(25.50)	(25.64)	(25.50)	(25.50)	(25.58)	(25.42)	(25.72)	(25.60)	(25.70)	(25.50)	(25.49)	
		（カン類）	g／人日	(10.80)	(11.32)	(10.42)	(10.42)	(9.90)	(10.66)	(9.96)	(10.78)	(11.80)	(7.95)	(8.04)	(8.03)	(7.99)	(8.05)	(7.94)	(8.02)	(7.93)	(8.00)	(8.04)	(7.97)	(8.03)	(7.94)	(7.98)	(7.90)	(7.98)	(8.05)	
		（ペットボトル）	g／人日	(2.27)	(2.16)	(2.61)	(2.67)	(2.30)	(2.34)	(2.42)	(2.19)	(3.14)	(2.55)	(2.58)	(2.62)	(2.66)	(2.68)	(2.54)	(2.59)	(2.59)	(2.61)	(2.63)	(2.66)	(2.68)	(2.53)	(2.55)	(2.58)	(2.60)	(2.62)	
		（プラスチック包装）	g／人日												(4.79)	(14.41)	(14.52)	(14.60)	(14.76)	(14.89)	(15.01)	(15.10)	(15.27)	(15.40)	(15.53)	(15.63)	(15.81)	(15.95)	(16.09)	
		（紙類）	g／人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(3.66)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(10.66)	(10.78)	(10.65)	(10.65)	(10.73)	(10.63)	(10.75)	(10.68)	(10.77)	(10.67)	(10.62)	(10.71)	(10.64)	(10.70)	(10.65)	(10.75)	(10.67)	
		（布類）	g／人日												(1.52)	(4.60)	(4.70)	(4.74)	(4.76)	(4.81)	(4.85)	(4.89)	(4.92)	(4.98)	(5.02)	(5.07)	(5.10)	(5.16)	(5.20)	(5.25)
		（廃食油）	g／人日	(0.00)	(0.00)	(0.41)	(0.42)	(0.43)	(0.29)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.15)	(0.15)	(0.15)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	
		（粗大ごみ）	g／人日	37.47	33.28	34.97	37.30	37.01	40.88	40.42	48.22	43.33	40.82	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	
		(4) その他(電池・蛍光管)	g／人日	1.20	1.21	1.23	1.27	1.15	1.46	1.28	1.31	1.49	1.65	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	
	事業系	E	家庭系持込ごみ1人1日平均排出量	g／人日	37.06	55.25	52.66	52.37	57.52	57.67	63.34	84.79	80.39	88.40	89.2	89.7	90.1	90.6	91.0	91.4	91.8	92.2	92.5	92.9	93.2	93.6	93.9	94.2	94.5	94.8
		(1)	可燃ごみ	g／人日	31.60	49.18	45.67	47.16	51.35	52.27	53.80	74.01	58.28	69.79	69.9	70.4	70.8	71.3	71.7	72.1	72.5	72.9	73.2	73.6	73.9	74.3	74.6	74.9	75.2	75.5
		(2)	資源ごみ	g／人日	2.13	4.18	4.80	3.10	3.73	3.21	5.98	5.54	4.03	3.45	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
			（ビン類）	g／人日	(1.47)	(2.69)	(3.15)	(1.69)	(2.44)	(2.04)	(3.70)	(3.50)	(2.24)	(1.95)	(1.88)	(1.86)	(1.83)	(1.82)	(1.82)	(1.80)	(1.78)	(1.77)	(1.76)	(1.90)	(1.89)	(1.88)	(1.87)	(1.85)	(1.84)	(2.01)
		（カン類）	g／人日	(0.53)	(1.21)	(1.23)	(0.84)	(1.00)	(1.02)	(1.71)	(1.75)	(1.34)	(0.60)	(0.61)	(0.62)	(0.63)	(0.63)	(0.63)	(0.64)	(0.65)	(0.65)	(0.66)	(0.50)	(0.50)	(0.51)	(0.51)	(0.52)	(0.52)	(0.52)	
		（ペットボトル）	g／人日	(0.13)	(0.27)	(0.27)	(0.28)	(0.29)	(0.15)	(0.43)	(0.29)	(0.30)	(0.15)	(0.15)	(0.15)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	
		（紙類）	g／人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.28)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.75)	(0.76)	(0.77)	(0.78)	(0.79)	(0.79)	(0.80)	(0.81)	(0.82)	(0.82)	(0.83)	(0.84)	(0.84)	(0.85)	(0.86)	(0.87)	(0.70)	
		（廃食油）	g／人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	
		(3) 粗大ごみ	g／人日	3.33	1.89	2.19	2.11	2.44	2.19	3.56	5.24	18.08	15.16	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	
		(4) その他(電池・蛍光管)	g／人日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
F		集団資源回収1人1日平均排出量	g／人日	31.87	33.68	37.57	34.07	32.28	31.10	28.47	35.26	38.10	25.52	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8
		拠点回収1人1日平均排出量	g／人日				0.005	0.048	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
G		家庭系ごみ1人1日平均排出量	g／人日	667.73	661.55	677.43	683.855	684.878	690.363	675.630	726.820	735.170	733.180	743.100	740.010	736.720	733.330	729.740	726.050	722.260	718.270	714.270	710.180	705.890	701.600	697.210	692.720	688.130	683.540	
H		事業系ごみ1人1日平均排出量	g／人日	103.73	102.26	100.39	102.61	109.65	117.99	114.51	123.29	117.97	116.91	116.37	116.84	116.81	116.58	116.25	116.02	115.69	115.47	115.34	115.21	115.08	115.05	115.02	114.92	114.89	114.36	
(1)		可燃ごみ【現状推移】	g／人日	101.47	100.92	98.74	100.93	106.44	108.34	116.99	113.49	118.35	116.77	114.10	116.10	118.20	119.90	121.40	122.80	124.30	125.70	127.20	128.80	130.30	131.90	133.50	135.10	136.80	138.00	
		排出抑制	g／人日																											
		可燃ごみ【目標達成】	g／人日	101.47	100.92	98.74	100.93	106.44	108.34	116.99	113.49	118.35	116.77	114.10	114.37	114.74	114.71	114.48	114.15	113.92	113.59	113.37	113.24	113.01	112.88	112.75	112.62	112.59	112.06	
(2)		資源ごみ	g／人日	1.86	0.94	1.10	1.12	0.57	0.87	0.57	0.44	1.05	0.75	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9		
		（ビン類）	g／人日	(1.20)	(0.67)	(0.69)	(0.56)	(0.43)	(0.58)	(0.43)	(0.29)	(0.60)	(0.45)	(0.50)	(0.50)	(0.48)	(0.48)	(0.48)	(0.48)	(0.48)	(0.48)	(0.48)	(0.46)	(0.46)	(0.46)	(0.56)	(0.56)	(0.56)	(0.56)	
		（カン類）	g／人日	(0.53)	(0.27)	(0.27)	(0.28)	(0.14)	(0.29)	(0.14)	(0.15)	(0.30)	(0.15)	(0.15)	(0.15)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	
	（ペットボトル）	g／人日	(0.13)	(0.00)	(0.14)	(0.14)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.15)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)		
	（紙類）	g／人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.14)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.15)	(0.15)	(0.15)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.16)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.17)		
	（廃食油）	g／人日	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)		
	(3) 粗大ごみ	g／人日	0.40	0.40	0.55	0.56	0.29	0.44	0.43	0.58	3.89	0.45	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4			
	(4) その他(電池・蛍光管)	g／人日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
処理内訳	I	事業系直接搬入ごみ1人1日平均排出量	g／人日	29.87	32.73	36.76	42.37	43.04	46.58	44.54	55.36	40.05	110.31	103.1	96.7	90.0	90.4	90.7	91.0	91.3	91.5	91.7	92.0	92.2	92.5	92.8	93.2	93.6	93.7	
	(1)	可燃ごみ【現状推移】	g／人日	27.33	29.37	33.19	38.99	39.02	42.93	39.00	41.52	9.41	44.73	43.7	44.5	45.3	46.0	46.5	47.1	47.6	4									

注) ()内数値は、資源のおおよその量を把握したく、処理後の内訳で案分する。家庭系・事業系、収集・直接搬入に関わらず、一律とする。

表－５　生活排水関係予測値総括表

区 分		単位	年 度																									
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
			実 績 値											予 測 値														
生活排水処理形態別人口	(1) 行政区域内人口	人	19,924	19,463	19,099	18,763	19,197	18,806	19,197	18,806	18,335	18,254	18,002	17,749	17,497	17,356	17,214	17,073	16,932	16,791	16,649	16,508	16,367	16,226	16,084	15,943	15,802	15,661
	(2) 処理人口（自家処理を除く人口）	人	20,548	20,334	19,924	19,463	19,099	18,763	19,197	18,806	18,335	18,254	18,002	17,749	17,497	17,356	17,214	17,073	16,932	16,791	16,649	16,508	16,367	16,226	16,084	15,943	15,802	15,661
	(3) 汚水衛生処理人口	人	14,178	14,584	14,764	14,880	14,744	14,748	15,282	15,112	15,154	15,242	15,724	16,205	16,645	16,533	16,419	16,304	16,187	16,069	15,949	15,828	15,706	15,583	15,459	15,334	15,209	15,083
	(4) 公共下水道人口	人	5,142	5,360	5,280	5,470	5,520	5,629	5,981	6,030	6,147	6,196	7,594	8,992	10,390	10,306	10,222	10,138	10,054	9,971	9,886	9,803	9,719	9,635	9,551	9,467	9,383	9,300
	(5) 特定環境保全公共下水道人口	人	2,382	2,408	2,531	2,577	2,616	2,664	2,735	2,725	2,777	2,783	3,282	3,781	4,280	4,246	4,211	4,176	4,142	4,107	4,073	4,038	4,004	3,969	3,934	3,900	3,865	3,831
	(6) 農業集落排水施設人口	人	3,745	3,787	3,606	3,550	3,495	3,415	3,514	3,474	3,436	3,362	2,573	1,816	1,043	1,043	1,043	1,043	1,041	1,039	1,037	1,033	1,029	1,025	1,021	1,015	1,011	1,005
	(7) コミュニティ・プラント人口	人	230	224	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(8) 合併処理浄化槽人口	人	2,679	2,805	3,347	3,283	3,113	3,040	3,052	2,883	2,794	2,901	2,275	1,616	932	938	943	947	950	952	953	954	954	954	953	952	950	947
	(9) 未処理人口	人	6,370	5,750	5,160	4,583	4,355	4,015	3,915	3,694	3,181	3,012	2,278	1,544	852	823	795	769	745	722	700	680	661	643	625	609	593	578
	(10) 単独処理浄化槽人口	人	1,470	1,324	1,494	1,387	1,471	1,501	1,503	1,390	1,286	1,233	1,015	715	409	408	406	404	402	399	396	393	389	386	382	378	374	370
(11) 非水洗化（汲み取り）人口	人	4,900	4,426	3,666	3,196	2,884	2,514	2,412	2,304	1,895	1,779	1,263	829	443	415	389	365	343	323	304	287	272	257	243	231	219	208	
(12) 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
汚 水 衛 生 処 理 率		%	71.2%	74.9%	77.3%	79.3%	76.8%	78.4%	79.6%	80.4%	82.7%	83.5%	87.3%	91.3%	95.1%	95.3%	95.4%	95.5%	95.6%	95.7%	95.8%	95.9%	96.0%	96.0%	96.1%	96.2%	96.2%	96.3%
し尿・汚泥量	(13) 汲み取りし尿量	kℓ/年	1,104	889	787	760	672	577	559	524	491	452	291	191	102	95	90	84	79	74	70	66	63	59	56	53	50	48
	(14) 単独処理浄化槽汚泥量	kℓ/年	4,300	3,748	3,952	3,672	3,618	3,659	3,405	3,338	3,265	3,340	2,577	1,821	1,047	1,051	1,057	1,055	1,056	1,055	1,057	1,052	1,049	1,047	1,046	1,039	1,034	1,029
	(15) 合併処理浄化槽汚泥量	kℓ/年																										
	(16) 計（(13)＋(14)＋(15)）	kℓ/年	5,404	4,637	4,739	4,432	4,290	4,236	3,964	3,862	3,756	3,792	2,868	2,012	1,149	1,146	1,147	1,139	1,135	1,129	1,127	1,118	1,112	1,106	1,102	1,092	1,084	1,077